

第七次 川越市 男女共同参画 基本計画

令和8(2026)年度～令和12(2030)年度

～川越市ジェンダー平等推進プラン～



令和8年3月 川越市

ごあいさつ



近年、少子高齢化や人口減少の進行、ライフスタイルの多様化など、私たちを取り巻く社会情勢は大きく変化しています。一方で、「男性は仕事、女性は家庭」といった固定的な性別役割分担意識は依然として根強く残り、世界経済フォーラムが発表した2025年のジェンダーギャップ指数でも日本の総合順位は、世界148か国中118位と低い状況が続いています。

また、生活困窮や家庭関係の破綻等、複合的な困難に直面する女性に関する課題に対し、女性の人権尊重や福祉の増進の視点からの支援を明確化した「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が令和6年（2024年）に施行されました。

こうした社会情勢の変化や新たな課題に的確に対応するため、これまでの取組の成果や課題を踏まえ、本計画を策定いたしました。

本計画では、副題として「川越市ジェンダー平等推進プラン」を掲げております。ジェンダーとは、社会や文化によって作られた性別のあり方や役割、価値観のことで、男女共同参画とジェンダー平等はいずれも、誰もがその人権を尊重され、性別にかかわらず個性と能力を発揮できる社会の実現を目指しています。この副題を示すことによって、時代に即した意識の変革を一層促進したいと考えております。さらに、本計画では、ジェンダー平等の視点をあらゆる施策に反映させる「ジェンダー主流化」を目指し、市職員一人ひとりがジェンダー平等について理解を深め、業務にその視点を取り入れ、取組を進めてまいります。

本計画の将来像である「一人ひとりが生き生きと暮らせる社会の実現」には、市の取組はもとより、企業や民間団体をはじめ、市民の皆様一人ひとりのご理解とご協力が欠かせません。本計画の推進に当たり、引き続きご支援を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、様々な視点から熱心にご審議いただきました川越市男女共同参画審議会の委員の皆様をはじめ、意識調査へのご協力や貴重なご意見をお寄せくださった市民の皆様及び関係各位に対しまして心より感謝申し上げます。

令和8年3月

川越市長 森田初恵

川越市民憲章

(昭和 57 (1982) 年 12 月 1 日制定)

先人の輝かしいあゆみにより、すばらしい歴史的遺産をもつ川越。わたくしたちは、このまちに生きることに誇りをもって、さらに住みよい魅力あふれるまちづくりをすすめていくことを誓い、ここに市民憲章を定めます。

- 1 郷土の伝統をたいせつにし、平和で文化の香りたかいまちにします。
- 1 自然を愛し、清潔な環境を保ち、美しいうるおいのあるまちにします。
- 1 きまりを守り、みんなで助けあう明るいまちにします。
- 1 働くことに生きがいと喜びを感じ、健康でしあわせなまちにします。
- 1 教養をふかめ、心ゆたかな市民として、活力にみちたまちにします。

○ 市紋章



○ 市の木 かし



○ 市の花 山吹



○ 市の鳥 雁



目 次

第1章 計画の基本的な考え方

1	計画の目的	3
2	計画の性格と位置付け	3
3	計画の期間	4
4	計画の基本理念	4
5	計画の将来像	5
6	計画の基本目標	5
7	計画の重点課題	5
8	計画の体系図	6
9	計画の策定体制	8
10	計画の推進体制	9

第2章 男女共同参画をとりまく動向

1	世界の動き	13
2	国及び埼玉県の動き	15
3	川越市の取組	19

第3章 施策の展開

基本目標Ⅰ	男女共同参画（ジェンダー平等）を推進するための意識づくり	23
主要課題1	男女共同参画社会の形成のための意識啓発	24
主要課題2	男女共同参画を推進する教育・学習の充実	29
主要課題3	多様な性のあり方への理解の促進と支援	33
基本目標Ⅱ	誰もが活躍できる環境づくり	36
主要課題4	地域における男女共同参画の推進	37
主要課題5	政策・方針決定過程における男女共同参画の推進	39
主要課題6	仕事と生活の両立支援	42
主要課題7	女性の活躍推進	47

基本目標Ⅲ すべての人が安心して暮らせるまちづくり	50
主要課題8 男女共同参画の視点に立った防災対策の推進	52
主要課題9 すべての人が安心して暮らせる環境の整備	54
主要課題10 生涯を通じた心身の健康支援	59
主要課題11 困難な問題を抱える女性への支援	63
主要課題12 配偶者暴力相談支援センターの機能充実	67

成果指標	74
------	----

資料編

第六次川越市男女共同参画基本計画における評価指標の達成状況	76
第七次川越市男女共同参画基本計画策定までの経過	77
川越市男女共同参画審議会委員名簿	78
男女共同参画社会基本法	79
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	82
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	92
困難な問題を抱える女性への支援に関する法律	98
川越市男女共同参画推進条例	102
用語解説	104

掲載コラム一覧

コラム① 独立行政法人男女共同参画機構	28
コラム② 固定的性別役割分担意識	31
コラム③ こども大綱と男女共同参画の視点	31
コラム④ LGBTQ+と SOGIESC	35
コラム⑤ ポジティブ・アクション	40
コラム⑥ ジェンダー・ギャップ指数（GGI）	41
コラム⑦ DE&I	48
コラム⑧ 川越市ハラスメント根絶宣言	49
コラム⑨ リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）	51
コラム⑩ プレコンセプションケア『プレコン』	51
コラム⑪ 女性支援法の施行 ～新たな時代へ～	66
コラム⑫ DV（ドメスティック・バイオレンス）	71
コラム⑬ デートDV	72

第 1 章

計画の基本的な考え方

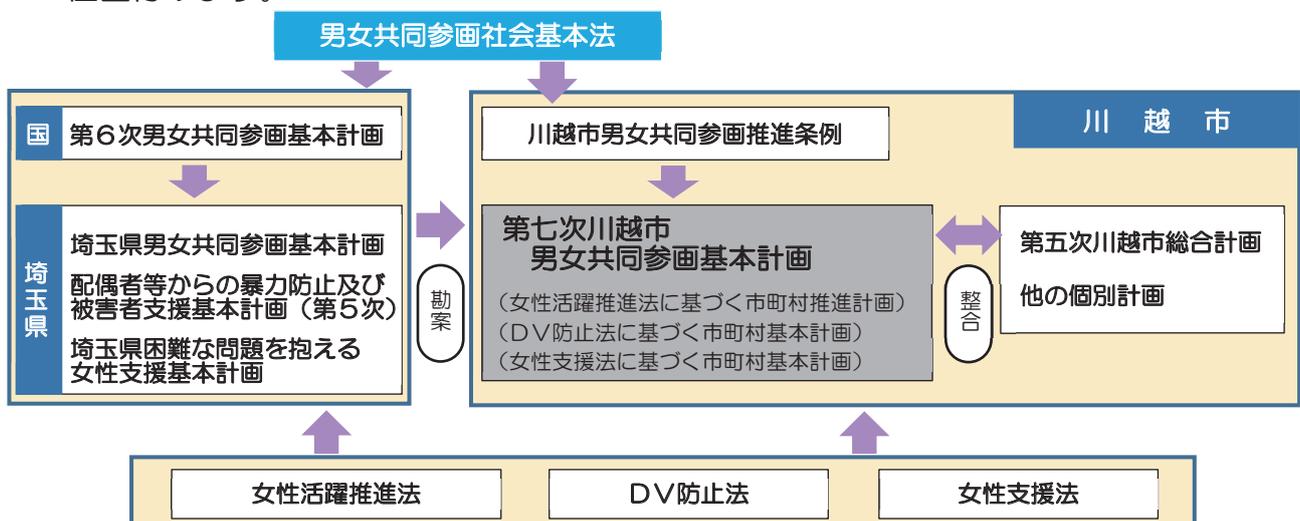


1 計画の目的

本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項及び「川越市男女共同参画推進条例」第8条の規定に基づき、本市における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。

2 計画の性格と位置付け

- ◎ 本計画は、国の「第6次男女共同参画基本計画」及び埼玉県「埼玉県男女共同参画基本計画」等を勘案して策定するものです。
- ◎ 本計画は、上位計画である「第五次川越市総合計画」や、市における他の個別計画との整合を図った計画であるとともに、令和5（2023）年度に実施した「川越市男女共同参画に関する意識調査」（8ページ参照。）の結果や、川越市男女共同参画審議会及び市民の意見を尊重して策定するものです。
- ◎ 本計画の主要課題5、主要課題6及び主要課題7を、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）」第6条第2項に基づく市町村推進計画として位置付けます。
- ◎ 本計画の主要課題11及び主要課題12を、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（以下「女性支援法」という。）」第8条第3項に基づく市町村基本計画として位置付けます。
- ◎ 本計画の主要課題12を、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「DV¹防止法」という。）」第2条の3第3項に基づく市町村基本計画として位置付けます。



¹ DV：配偶者（事実婚や元配偶者も含む）等親密な関係にある、またはあった者から振られる暴力のこと。「殴る」「蹴る」といった身体的暴力だけでなく、精神的暴力、経済的暴力、性的暴力等もDVに含まれる。

3 計画の期間

本計画の期間は、令和8（2026）年度から令和12（2030）年度までの5年間とします。

4 計画の基本理念

本計画の基本理念は、「川越市男女共同参画推進条例」第3条を踏まえ、次に掲げる6つとします。

① すべての人の人権の尊重

男女共同参画の推進は、すべての人の個人としての尊厳が重んぜられること、すべての人が性別による差別的取扱いを受けないこと、すべての人が個人として能力を発揮する機会が確保されること、その他のすべての人の人権が尊重されることを旨として行います。

② 社会における制度又は慣行についての配慮

男女共同参画の推進に当たっては、性別による固定的な役割分担等を反映した、社会における制度又は慣行をなくすよう努めるとともに、これらの制度又は慣行が、すべての人の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないように配慮します。

③ 政策等の立案及び決定への共同参画

男女共同参画の推進は、すべての人が対等な立場で、市における施策及び事業者における方針の立案・決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として行います。

④ 家庭生活における活動と他の活動の両立

男女共同参画の推進は、家庭生活における家庭の構成員の協力及び社会の支援のもとに、子育て、介護その他の家庭生活における活動と就業、就学その他の社会生活における活動とが円滑に行われるように配慮されることを旨として行います。

⑤ 性と生殖に関する健康への配慮

男女共同参画の推進は、妊娠、出産、その他の性と生殖に関する事項についてすべての人の意思が尊重されること及び生涯にわたりすべての人が健康な生活を営むことについて配慮されることを旨として行います。

⑥ 国際的協調

男女共同参画の推進は、国際社会での取組を十分理解して行います。

5 計画の将来像

本計画の推進によって目指すべき将来像は、「川越市男女共同参画推進条例」第3条に掲げる6つの基本理念を踏まえ、

一人ひとりが生き生きと暮らせる社会の実現

とします。

6 計画の基本目標

本計画では、基本理念を踏まえ、次の3つを基本目標として取り組んでいきます。

基本目標

- I 男女共同参画（ジェンダー平等）を推進するための意識づくり
- II 誰もが活躍できる環境づくり
- III すべての人が安心して暮らせるまちづくり

7 計画の重点課題

第六次川越市男女共同参画基本計画における施策の成果や社会情勢の変化を踏まえつつ、男女共同参画社会の実現に向け、次の施策に重点的に取り組みます。

重点課題

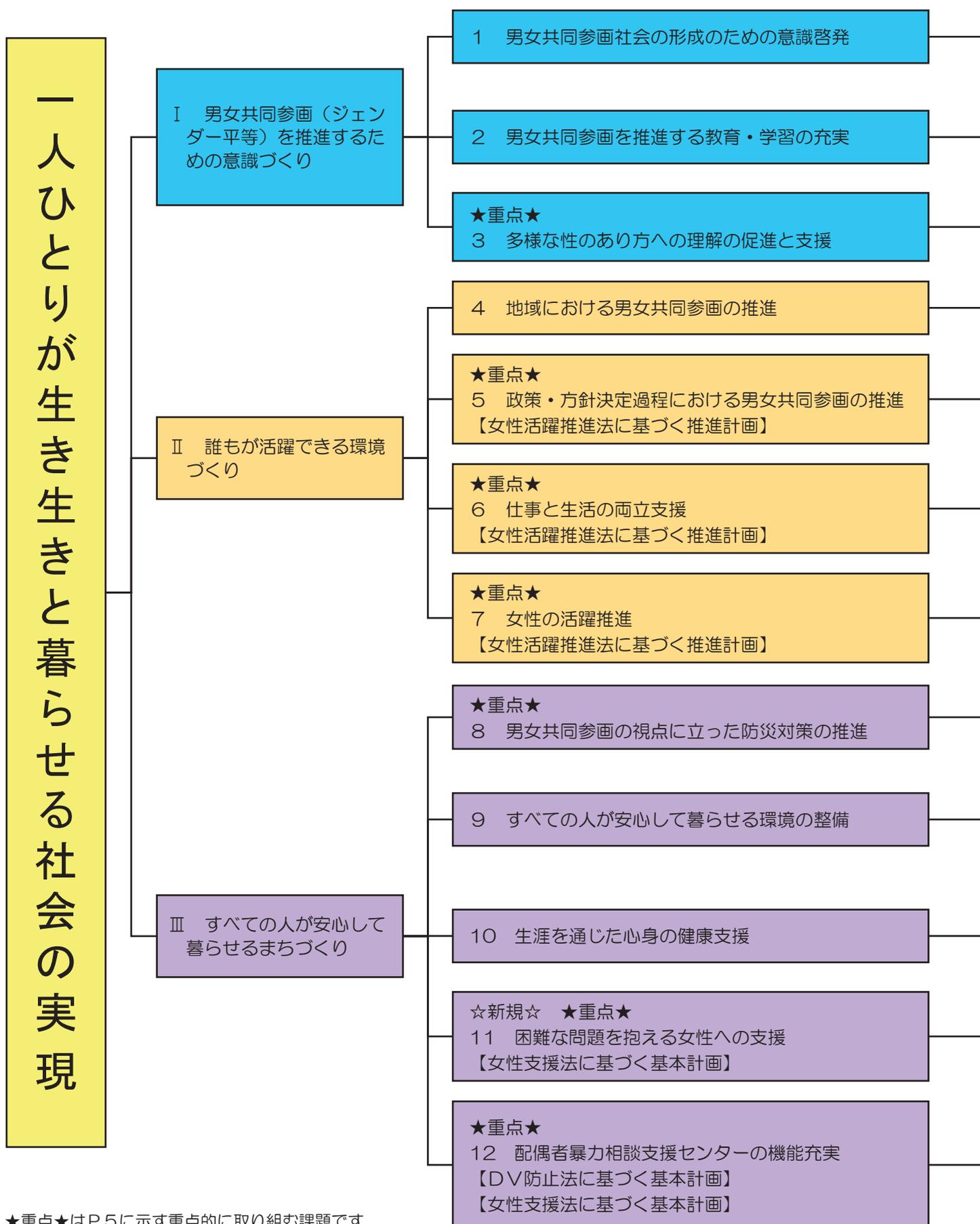
- 多様な性のあり方への理解の促進と支援
- 政策・方針決定過程における男女共同参画の推進
- 仕事と生活の両立支援
- 女性の活躍推進
- 男女共同参画の視点に立った防災対策の推進
- 困難な問題を抱える女性への支援
- 配偶者暴力相談支援センターの機能充実

8 計画の体系図

《将来像》

《基本目標》

《主要課題》



★重点★はP5に示す重点的に取り組む課題です。

《 取組の方向 》

- (1) 各種講座やイベントの開催、情報紙等による理解の促進
- (2) 市職員の男女共同参画意識の向上
- (3) 男女共同参画推進施設の充実

- (1) 男女共同参画意識を育む学校教育等の充実
- (2) 男女共同参画に関する教職員等向け研修の充実

- (1) 性の多様性への理解促進
- (2) 性的マイノリティへの支援

- (1) 地域活動への男女の参画促進

- (1) 審議会等への女性の登用推進
- (2) 市女性職員の登用推進

- (1) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進
- (2) 子育て・介護の支援体制の充実

- (1) 女性の就労支援
- (2) 働きやすい職場環境の整備

- (1) 地域防災活動への女性の参画・啓発活動
- (2) 男女共同参画の視点を取り入れた防災対策

- (1) 高齢者・障害者の社会参加の促進
- (2) ひとり親家庭への支援
- (3) 外国籍市民への支援

- (1) 妊娠・出産等における相談・支援の充実
- (2) 生涯を通じた健康支援の充実
- (3) 生命と健康を守る教育・啓発

- (1) 相談窓口の充実
- (2) 関係機関等との連携・民間団体の育成

- (1) 配偶者暴力相談支援センターの充実
- (2) DV被害者の安全確保
- (3) 暴力防止の啓発

9 計画の策定体制

(1) 川越市男女共同参画審議会

本計画の策定にあたり、学識経験者や市民の代表者による「川越市男女共同参画審議会」において審議を行いました。

(2) 川越市男女共同参画庁内会議

本計画の策定にあたり、庁内の関係課長等で構成する「川越市男女共同参画庁内会議」において検討を行いました。

(3) 川越市男女共同参画に関する意識調査

男女共同参画に関する市民の意識や実態等を把握し、男女共同参画行政の推進及び本計画策定の基礎資料とするため、令和5（2023）年度に、「川越市男女共同参画に関する意識調査（以下「意識調査」という。）」を実施しました。

【調査の概要】

川越市男女共同参画に関する意識調査	
調査対象者	川越市在住の満 18 歳以上の男女（外国籍市民を含む）3,000 人
調査方法	郵送による配布、郵送回収またはウェブ回答
調査期間	令和5（2023）年6月16日～7月14日
回答状況	有効回収数：1,296 件 （女性 740 件、男性 539 件、その他 2 件、性別無回答 15 件） 有効回収率：43.2%

(4) 意見公募（パブリックコメント）

本計画の策定にあたり、計画原案を公表し、広く市民の意見を聴取しました。

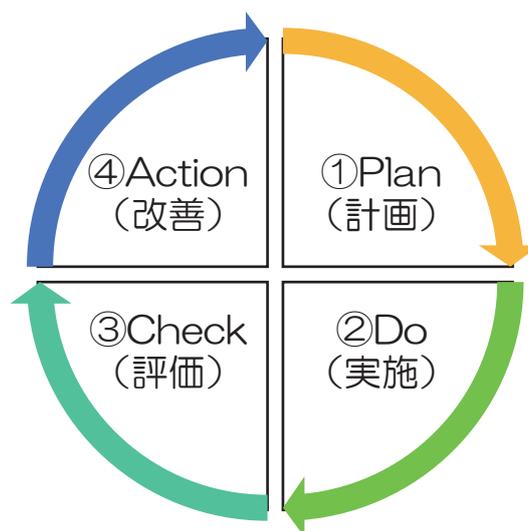
10 計画の推進体制

男女共同参画社会の実現のためには、あらゆる施策や事業において、ジェンダー²による思い込みや偏見、性別役割分担意識によって男女間に格差が生じていないか点検する「ジェンダー主流化³」の視点を取り入れ、総合的かつ計画的に進めていく必要があります。

幅広い分野にわたる本計画の推進にあたっては、PDCAサイクルに基づき、事業の推進状況を毎年度把握するとともに、「川越市男女共同参画審議会」及び「川越市男女共同参画庁内会議」において、点検・評価を行います。

また、庁内においては、男女共同参画推進員⁴を設置し、職場における男女共同参画意識の高揚と、男女共同参画の視点に基づいた取組の推進を図っています。

PDCAサイクルによる推進



² ジェンダー：「男らしい」「女らしい」といった、社会や文化によって作られた性別のあり方や役割、価値観のこと。

³ ジェンダー主流化：あらゆる施策において性別による固定的な役割分担、性差別、偏見等が社会的に作られたものであることを意識する視点を取り入れることにより、1つの施策が結果として男女間で格差をもたらしていないかを点検し、施策効果の向上を図るもの。1995年の第4回世界女性会議・北京宣言で明確化。

⁴ 男女共同参画推進員：職場における男女共同参画意識を高め、男女共同参画の視点に基づいた施策の推進を図ることを目的に、所属等から選任する。

第 2 章

男女共同参画をとりまく動向



1 世界の動き

国際社会における男女共同参画の取組は、国連主導で進められてきました。これまでの取組は、女性の地位向上と男女平等を目指すものから始まり、次第に女性の人権を守るための活動へと発展してきました。具体的には、女性に対する暴力の撤廃やリプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の確保などが含まれます。そして現在では、これらの取組がさらに進化し、女性のエンパワーメント⁵を推進する方向へと向かっています。

このような背景から、国連は持続可能な開発目標（SDGs）の一つとして「ジェンダー平等と女性・女児のエンパワーメント」を掲げています。この目標は、世界が一致して取り組むべき重要な課題として位置付けられています。この考え方に基づき、国際社会では各国政府があらゆる取組においてジェンダーの視点を確保し、それを施策に反映する「ジェンダー主流化」が進んでいます。また、G7やG20、APEC、OECDなどの国際会議や多国間協議でも、このテーマが主要議題として取り上げられ、多くの合意文書で言及されています。

一方で、日本は世界経済フォーラムが発表する「ジェンダー・ギャップ指数」で148か国中118位（2025年）となっており、主要先進国の中では最下位という状況です。日本国内でのさらなる改善が求められています。

◆昭50（1975）年 「国際婦人年」設定

国連は、この年を「国際婦人年」と定め、「国際婦人年世界会議」（第1回世界女性会議）で女性の地位向上のために行うべき「世界行動計画」を採択し、翌年から昭和60（1985）年までを「国連婦人の10年」としました。

◆昭54（1979）年 「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」採択

国連総会において「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」が採択され、あらゆる分野での女性差別をなくす必要な措置が規定されました。

◆昭60（1985）年 「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択

「国連婦人の10年」の最終年として、その成果の検討と評価を行うためナイロビ世界会議が開催されました。各国等が実状に応じて効果的措置をとる上でのガイドラインとして「西暦2000年に向けての婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」が採択されました。

◆平5（1993）年 「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択

ウィーン世界人権会議で「女性の権利は人権である」ことが確認され、国連総会において女性に対する暴力が重大な人権侵害であり、その根絶をめざすための宣言がなされました。

⁵ エンパワーメント：力をつけること。また、自ら主体的に行動することによって状況を変えていこうとする考え方。

- ◆平 6 (1994) 年 「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」提唱
国際人口・開発会議において、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）が提唱されました。
- ◆平 7 (1995) 年 「第 4 回世界女性会議行動綱領(北京行動綱領)」採択
北京で開催した「北京会議」（第 4 回世界女性会議）では、男女が対等なパートナーとなるための国際的な指針として「北京宣言」と「行動綱領」を採択しました。今後 5 年間に向けて、「女性と健康」、「女性に対する暴力」、「女性の人権」等、12 の重要問題分野について、戦略目標と取るべき行動が示されました。
- ◆平 12 (2000) 年 「女性 2000 年会議（北京＋5）」開催
ニューヨークで開催した国連特別総会「女性 2000 年会議」において、「行動綱領」の実施状況の検討・評価が行われるとともに、その完全実施に向けた「政治宣言」と北京行動綱領実施促進のための「更なる行動とイニシアティブに関する文書（成果文書）」を採択しました。
- ◆平 17 (2005) 年 「北京＋10」開催
- ◆平 22 (2010) 年 「北京＋15」開催
「女性のエンパワーメント原則」（WEPs）作成
国連グローバル・コンパクトと UNIFEM（現 UN Women）が女性の活躍推進に積極的に取り組むための行動原則を共同で作成しました。
- ◆平 23 (2011) 年 「UN Women（国連女性機関）」発足
国連のジェンダーに関連した 4 つの機関が統合され、「UN Women（ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関）」が発足しました。
- ◆平 27 (2015) 年 「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」採択・「北京＋20」開催
誰一人取り残さない持続可能でより良い社会の実現を目指す世界共通の目標として、「持続可能な開発目標」（SDGs）が国連サミットで採択されました。その中でゴール 5 として、「ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う」が位置付けられました。
- ◆令 3 (2021) 年 「北京＋25」開催
北京会議から 25 年を迎え、国際的な進捗評価・検証を行う「北京＋25」記念会合が開催されました。また、新型コロナウイルス感染症拡大に際して、UN Women はジェンダー平等の重要性を強調して「ジェンダーに応答した政策」を提唱し、その根拠として国連は UN Women の分析を踏まえた「政策概要：新型コロナウイルスの女性への影響」を公表しました。

2 国及び埼玉県の動き

国際社会での女性差別撤廃への取組が加速する中、日本国内でも女性の地位向上に向け、「男女雇用機会均等法」、「男女共同参画社会基本法」等の法整備を行ってきました。また、「男女共同参画基本計画」を策定して、国全体における男女共同参画社会の実現を推進しています。これにより、あらゆる分野での女性の活躍促進、安全で安心な暮らしの実現、多様性と平等が尊重される社会づくりが推進されています。

一方、埼玉県では、昭和51（1976）年に婦人問題総合窓口を設置して以来、時代の変化に応じて部署名や施策内容を更新しながら、地域独自の視点から政策を展開しています。男女共同参画社会づくりのための総合拠点として、男女共同参画推進センター（With You さいたま）が設置されています。

【国】

- ◆昭50（1975）年 **「婦人問題企画推進本部」設置**
「第1回国際婦人年世界会議」で採択された「世界行動計画」を国内施策に取り入れるため、婦人の社会的地位向上を図るための国内本部機構として「婦人問題企画推進本部」が総理府に設置されました。
- ◆昭52（1977）年 **「国内行動計画」策定**
向こう10年間の女性行政関連施策の方向を示した「国内行動計画」を策定しました。
- ◆昭60（1985）年 **「男女雇用機会均等法」制定、「女子差別撤廃条約」批准**
「女子差別撤廃条約」批准に向けて、国は、民法の改正、国籍法・戸籍法の改正、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（男女雇用機会均等法）」の制定等の国内法等の整備を進めました。
- ◆昭62（1987）年 **「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定**
「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」を受けて、「西暦2000年に向けての新国内行動計画」を策定し、平成3（1991）年には、第一次改定を行いました。
- ◆平6（1994）年 **「男女共同参画室」「男女共同参画審議会」設置**
総理府に「男女共同参画室」及び内閣総理大臣の諮問機関としての「男女共同参画審議会」が設置され、国の推進体制の拡充・強化を行いました。
- ◆平7（1995）年 **「育児・介護休業法」法制化**
平成4（1992）年施行の「育児休業等に関する法律（育児休業法）」に介護休業制度を付加し、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（育児・介護休業法）」として改正しました。
- ◆平8（1996）年 **「男女共同参画2000年プラン」策定**
「第4回世界女性会議」で採択された「北京宣言」と「行動綱領」を踏まえて、男女共同参画社会の形成の促進に関する新たな計画である「男女共同参画2000年プラン」を策定しました。

- ◆平 11 (1999) 年 **「男女共同参画社会基本法」制定**
我が国における男女共同参画社会の形成を促進するため、「男女共同参画社会基本法」を制定しました。同法は、男女共同参画社会の実現に向けた国・地方公共団体、国民の責務を明らかにし、地方公共団体が男女共同参画基本計画を策定することを定めました。
- ◆平 12 (2000) 年 **「男女共同参画基本計画」策定**
「男女共同参画社会基本法」に基づき「男女共同参画基本計画」を策定し、今後実施する施策の基本的方向や具体的施策を示しました。
- ◆平 13 (2001) 年 **「男女共同参画局」及び「男女共同参画会議」設置**
「DV防止法」成立
内閣府に国務大臣や学識経験者で構成する「男女共同参画会議」が設置されるとともに、男女共同参画室が男女共同参画局に改編され強化されました。法律面においても、「DV防止法」を制定し、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備しました。
- ◆平 15 (2003) 年 **「次世代育成支援対策推進法」成立**
国・地方公共団体、事業者、地域住民が一体となって次代を担うこどもが健やかに生まれ育つための「次世代育成支援対策」を進めました。
- ◆平 17 (2005) 年 **「第2次男女共同参画基本計画」策定**
- ◆平 19 (2007) 年 **「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」策定**
「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定
- ◆平 22 (2010) 年 **「第3次男女共同参画基本計画」策定**
- ◆平 27 (2015) 年 **「女性活躍推進法」成立**
女性が職業生活において、その希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備するため、「女性活躍推進法」を制定しました。
「第4次男女共同参画基本計画」策定
- ◆平 30 (2018) 年 **「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」施行**
国政選挙や地方議会の選挙における女性候補者の割合を高めるため、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」を制定しました。
「働き方改革関連法」成立
多様で柔軟な働き方を実現するため、労働基準法・労働安全衛生法・労働者派遣法など労働における様々な法律を改正する「働き方改革を推進するための関連法律の整備に関する法律（働き方改革関連法）」を制定しました。
- ◆令 2 (2020) 年 **「労働施策総合推進法」施行**
労働者が生きがいをもって働ける社会の実現を目的として、「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（労働施策総合推進法）」を制定し、パワーハラスメント防止のための雇用管理措置を義務化しました。
「第5次男女共同参画基本計画」策定
- ◆令 3 (2021) 年 **「育児・介護休業法」改正**
出産・育児等による労働者の離職を防ぎ、希望に応じて男女ともに仕事と育児等を両立できるようにする観点から、男性の柔軟な育児休業の枠組みを創設しました。

- 「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」改正**
男女を問わず立候補や議員活動等をしやすい環境整備等を行うため、政党等や国・地方公共団体の努力義務を強化しました。
- ◆令4（2022）年 **「育児・介護休業法」改正**
出産時育児休業の創設や育児休業の分割取得を可能とするほか、労働者に対して制度の周知・意向確認を行うことを義務化しました。
- ◆令5（2023）年 **「DV防止法」改正**
保護命令の対象に従来の身体的暴力に加え精神的暴力も対象となることや、電話等を禁止する等の保護命令制度を拡充しました。
- 「LGBT理解増進法」施行**
性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性の理解を推進し、差別のない社会の実現を目指すことを目的とした「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（LGBT理解増進法）」を施行しました。
- 「第5次男女共同参画基本計画」の改定**
企業における女性登用の加速化及びテレワークに係る成果目標を設定しました。
- ◆令6（2024）年 **「女性支援法」施行**
女性支援について、従来の根拠法である売春防止法の「保護・更生」から、「女性の福祉」、「人権の尊重や擁護」、「男女平等」といった視点に転換し、困難な問題を抱える女性の保護・自立を図ることを目的とする「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（女性支援法）」を制定しました。
- ◆令7（2025）年 **「育児・介護休業法」改正**
企業に対して仕事と育児・介護を両立するための労働環境整備を義務付けました。
- 「労働施策総合推進法」改正**
カスタマーハラスメントを中心とするハラスメント対策強化や治療と仕事の両立支援の推進などを盛り込みました。
- 「第6次男女共同参画基本計画」策定**
女性も男性も暮らしやすい多様な幸せ（well-being）の実現につながるよう、あらゆる分野において男女共同参画・女性活躍の視点を確保し、さらに男女共同参画の取組を加速させるとしています。
- 「独立行政法人男女共同参画機構法」成立**
男女共同参画に関する施策を総合的に行う「ナショナルセンター」として独立行政法人男女共同参画機構を新設しました。また、同機構に「センターオブセンターズ」としての機能を付与し、地域における諸課題の解決に取り組む各地の男女共同参画センター等を強力に支援することとしました。
- 「DV防止法」改正**
接近禁止命令等の禁止行為に、紛失防止タグの位置情報を取得する行為や紛失防止タグを取り付ける行為等が追加されました。

【県】

- ◆昭 55 (1980) 年 「婦人の地位向上に関する埼玉県計画」策定
- ◆昭 61 (1986) 年 「男女平等社会確立のための埼玉県計画」策定
- ◆平 7 (1995) 年 「彩の国 男女共同参画プログラム」策定
- ◆平 12 (2000) 年 「埼玉県男女共同参画推進条例」施行
県民の男女共同参画社会の推進を総合的かつ計画的に行うために、全国に先駆けて「埼玉県男女共同参画推進条例」を制定しました。
- ◆平 14 (2002) 年 「埼玉県男女共同参画推進プラン 2010」策定
「With You さいたま (県男女共同参画推進センター)」開設
- ◆平 18 (2006) 年 「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」策定
- ◆平 19 (2007) 年 「埼玉県男女共同参画推進プラン」(プラン 2010 の見直し) 策定
- ◆平 21 (2009) 年 「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画(第 2 次)」策定
- ◆平 24 (2012) 年 「埼玉県男女共同参画基本計画」策定
「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画(第 3 次)」策定
- ◆平 29 (2017) 年 「埼玉県男女共同参画基本計画」策定
「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画(第 4 次)」策定
- ◆令 4 (2022) 年 「埼玉県男女共同参画基本計画」策定
令和 4 (2022) 年度から令和 8 (2026) 年度までの 5 年間を計画期間とし、女性活躍推進法に基づく推進計画を包含した計画として策定しました。
「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画(第 5 次)」策定
令和 4 (2022) 年度から令和 8 (2026) 年度までの 5 年間を計画期間とし、DV 防止法に基づく都道府県基本計画として策定しました。
第 4 次計画から、性的マイノリティや男性被害者に対する相談事業や児童虐待対応機関との連携強化等の施策を追加しました。
「埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例」施行
性の多様性の尊重により、すべての人の人権が尊重される社会の実現を目的として制定しました。性的指向又は性自認を理由とする不当な差別的取扱いの禁止や、多様性を尊重した社会づくりにおける県、県民及び事業者の責務等を定めています。
- ◆令 5 (2023) 年 「埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり基本計画」策定
令和 5 (2023) 年度から令和 7 (2025) 年度までの 3 年間を計画期間とし、埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例に基づく基本計画として新たに策定しました。
- ◆令 6 (2024) 年 「埼玉県困難な問題を抱える女性支援基本計画」策定
令和 6 (2024) 年度から令和 8 (2026) 年度までの 3 年を計画期間とし、女性支援法に基づく都道府県計画として、埼玉県の女性支援をより一層推進することを目的として新たに策定しました。

3 川越市の取組

本市では、平成3（1991）年に「川越市女性計画―男女ともに善く生きるために―」を策定して以降、男女共同参画社会の形成を目指し、意識啓発、男女共同参画情報紙の発行、各種講座等の開催など、様々な施策を展開してきました。

平成14（2002）年には、相談事業を開始し、平成21（2009）年に女性相談員（現：女性相談支援員）による女性相談を設置、平成23（2011）年には、川越市配偶者暴力相談支援センターを設置しました。

平成27（2015）年には、ウェスタ川越内に、男女共同参画推進の拠点として「川越市男女共同参画推進施設」を設置し、男女共同参画関連講座の開催、男女共同参画に関する情報の提供、カウンセリングや施設の貸出等を行っています。

こうした中、社会情勢の変化等に対応し、男女共同参画の実現に向けた取組をさらに進めるため、令和8（2026）年度から令和12（2030）年度までを計画期間とする「第七次川越市男女共同参画基本計画」を策定しました。この計画は、引き続き本市の「DV防止法」に基づく市町村基本計画及び「女性活躍推進法」に基づく市町村推進計画として位置付けるとともに、新たに「女性支援法」に基づく市町村基本計画として位置付ける計画となっています。

- ◆平3（1991）年 **「川越市女性計画―男女ともに善く生きるために―」策定**
「男女が共に尊重しあい、共に支えあって発展する男女共同参画型社会の形成」を目指し「川越市女性計画―男女ともに善く生きるために―」を策定しました。
- ◆平10（1998）年 **「川越市女性団体連絡協議会」設立**
市内の幅広い分野で活躍する女性団体のネットワークを広げ、市民と行政のパートナーシップを築くため「川越市女性団体連絡協議会」が設立されました。
- ◆平11（1999）年 **「第10回女性問題全国都市会議」「イーブンライフ in 川越」併催**
女性団体連絡協議会と市の共催により、全国の人口30万人以上の都市で構成する「第10回女性問題全国都市会議」と「イーブンライフ in 川越」を併催し、男女共同参画社会の形成に向けた機運の醸成と意識の浸透を図るための取組を行いました。
- ◆平13（2001）年 **「第二次川越市女性計画」策定、「川越市男女共同参画推進条例」制定**
「第二次川越市女性計画」を策定するとともに、同年12月に「川越市男女共同参画推進条例」を制定し、男女共同参画社会の実現に向けて、市、市民及び事業者が一体となって取り組むことを明記しました。
- ◆平14（2002）年 **「川越市女性活動支援のひろば」開館、相談事業開始**
女性の自立支援と社会参画の促進を図るため、川越駅東口のクラッセ川越内に「川越市女性活動支援のひろば」を開館し、各種情報及び学習・交流の場を提供するとともに、同施設内の「カウンセリングルーム」で女性のための相談事業を開始しました。

- ◆平 18 (2006) 年 「第三次川越市男女共同参画基本計画」策定
「川越市DV防止対策ネットワーク会議」設置
「第三次川越市男女共同参画基本計画」を策定するとともに、「川越市DV防止対策ネットワーク会議」を設置し、関係機関が連携してDV防止や被害者保護に当たるための体制の充実を図りました。
- ◆平 21 (2009) 年 市庁舎内で「女性相談」開始
市庁舎内でも「女性相談」を開始し、相談体制の充実を図りました。
- ◆平 22 (2010) 年 「DV防止及び被害者支援に関する計画（DV防止計画）」策定
DV防止と被害者支援のための諸施策を推進するため、「川越市DV防止及び被害者支援に関する計画」（DV防止計画）を策定しました。
- ◆平 23 (2011) 年 「第四次川越市男女共同参画基本計画」策定
「川越市配偶者暴力相談支援センター」設立
- ◆平 25 (2013) 年 「第二次DV防止計画」策定
- ◆平 27 (2015) 年 ウェスタ川越内に「川越市男女共同参画推進施設」設置
ウェスタ川越内に、男女共同参画推進の拠点として「川越市男女共同参画推進施設」を設置しました。これに伴い、「川越市女性会館」と「川越市女性活動支援のひろば」を廃止しました。
- ◆平 28 (2016) 年 「第五次川越市男女共同参画基本計画」策定
「DV防止計画」を包含した「第五次川越市男女共同参画基本計画」を策定しました。
- ◆令 2 (2020) 年 「川越市パートナーシップ宣誓制度」開始
平成 30 (2018) 年 6 月の議会定例会において同性カップルの「パートナーシップの公的認証」に関する請願の採択を受け、令和 2 (2020) 年 5 月から「川越市パートナーシップ宣誓制度」を開始しました。
- ◆令 3 (2021) 年 「第六次川越市男女共同参画基本計画」策定
「DV防止計画」を包含するとともに、一部を「女性活躍推進法」に基づく市町村推進計画に位置付けた「第六次川越市男女共同参画基本計画」を策定しました。
- ◆令 4 (2022) 年 「川越市パートナーシップ宣誓制度」改正
制度の対象者をどちらか一方が性的マイノリティであるカップルへ拡大しました。
- ◆令 6 (2024) 年 「川越市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」改正
「埼玉県市町村におけるパートナーシップ制度に係る連携に関する協定」締結
「パートナーシップ制度自治体間連携ネットワーク」加入
制度の対象者をどちらか一方が性的マイノリティであるカップルの親族へ拡大しました。また、県内の自治体と「パートナーシップ制度に係る連携に関する協定」を締結（令和 7 (2025) 年 2 月に県内全自治体と締結）し、さらに大阪府主導の「パートナーシップ制度自治体間連携ネットワーク」へ加入したことにより、連携する自治体間で転入・転出の際に簡易な手続で引き続きパートナーシップ制度の利用ができるようになりました。

第3章

施策の展開



<次ページ以降の記載について>

主要課題ごとに、事業の達成状況を把握するための成果指標を設定しています。

また、各施策の取組の方向性として具体的事業を記載すると共に、事業指標（目標値）及び参考指標を設定しています。

なお、担当の所属名の表記は、令和8（2026）年3月現在のものです。

各指標の見方

各指標の見方	
主要課題	【成果指標】… 計画の達成状況を測るための計画期間の目標（目指すべき姿）となる指標です。計画期間を通して、各事業を実施した成果を示します。
取組の方向 【具体的事業】	【事業指標】… 各事業の実施状況を単年ごと定量的に点検・評価するための指標です。目標値が数値化できるものは「実施回数」や「講座数」等と記載しており、数値化になじまないものは「実施内容」としています。
	【目標値】… 上記【事業指標】に対する年度ごとの目標値を設定しています。 ※数値化になじまない事業の目標値は「－」としています。
	【参考指標】… 事業を実施した結果得られる値です。事業の動向やサービスの利用状況等の推移を把握することができます。

基本目標Ⅰ 男女共同参画（ジェンダー平等）を推進するための意識づくり

《基本目標Ⅰ 主要課題と取組の方向》

主要課題1 男女共同参画社会の形成のための意識啓発

- (1) 各種講座やイベントの開催、情報紙等による理解の促進
- (2) 市職員の男女共同参画意識の向上
- (3) 男女共同参画推進施設の充実

主要課題2 男女共同参画を推進する教育・学習の充実

- (1) 男女共同参画意識を育む学校教育等の充実
- (2) 男女共同参画に関する教職員等向け研修の充実

主要課題3 多様な性のあり方への理解の促進と支援 《重点》

- (1) 性の多様性への理解促進
- (2) 性的マイノリティへの支援

男女共同参画とは、性別にかかわらず、誰もが対等な立場で社会のあらゆる分野に参画し、意思決定や活動に主体的に関われることを目指す考え方です。また、ジェンダーとは、「男らしい」「女らしい」といった、社会や文化によって作られた性別のあり方や役割、価値観のことをいい、男女共同参画とジェンダー平等はどちらも、“誰もがその人権を尊重され、性別にかかわらず個性と能力を発揮できる社会の実現”を目指すものです。

しかし、「男は仕事、女は家庭」といった固定的性別役割分担意識⁶は依然として生活や社会の制度に根強く残り、ジェンダー平等の実現を阻害する大きな要因となっています。これらの固定観念は長年にわたり形成されるため、幼少期から性別に基づく固定観念を生じさせないことが重要です。そのためには、こどもの価値観形成に多大な影響を与える大人たちの意識改革も必要です。

国際的にもSDGs（持続可能な開発目標）においてジェンダー平等が重要課題とされ、あらゆる分野で性別によらない平等な参画が求められています。

さらに近年は、性自認⁷や性的指向⁸など多様な性のあり方が社会に広く認識されるようになり、誰もが自分らしく暮らせる環境づくりの大切さが高まっています。

こうした社会の状況を踏まえ、固定的な役割意識を解消し、ジェンダー平等と性の多様性への理解を深めるイベントや広報、学校教育などを通し、意識啓発を推進していきます。

⁶ 固定的性別役割分担意識：個人の能力ではなく、「男は仕事、女は家庭」等、性別を理由に役割を固定的に割り当てる考え方。

⁷ 性自認：自己の性別についての認識。

⁸ 性的指向：恋愛感情や性的な関心がいずれの性別に向かうかの指向。

主要課題1 男女共同参画社会の形成のための意識啓発

【成果指標】

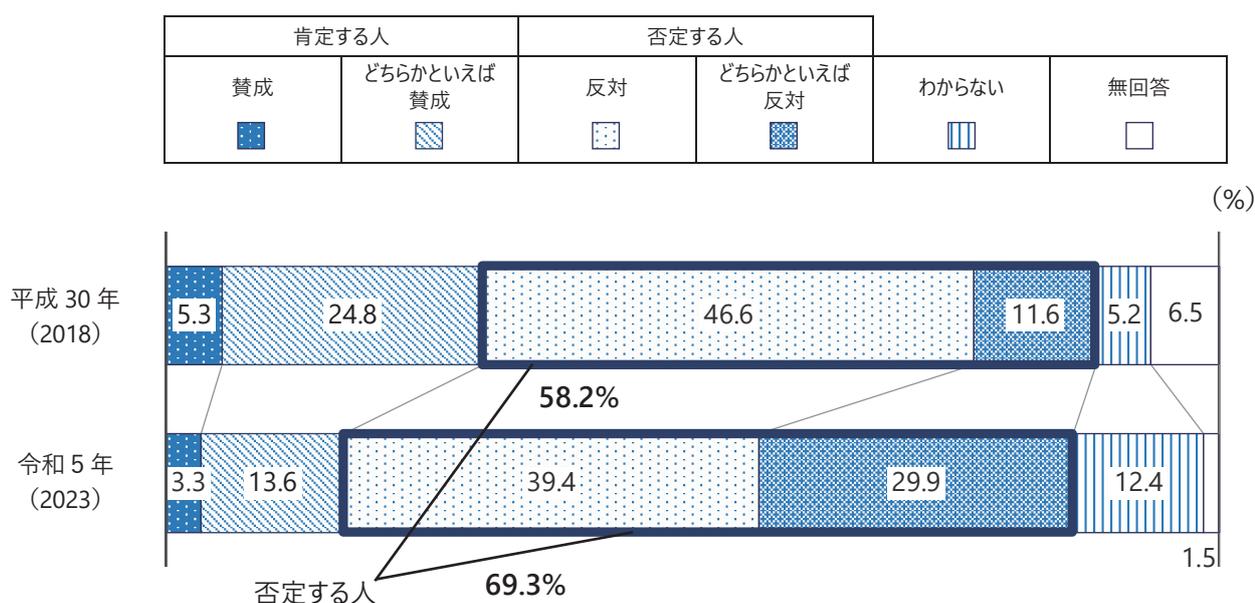
指標名	策定時	目標値
固定的性別役割分担意識を否定する人の割合	69.3% (令和5年度)	75% (令和10年度)

【現状と課題】

令和5（2023）年度の意識調査では、「男は仕事、女は家庭」といった固定的な性別役割分担意識に「反対」又は「どちらかといえば反対」と回答した人を合わせた『否定する人』が69.3%であり、前回（平成30（2018）年度）調査の58.2%より11.1ポイント増加しており、意識啓発による一定の効果が見られます（図1）。しかし、分野別男女平等感（図2）をみると、現在の日本社会では、いまだ男性の地位が高いと感じる人が多く、また、その捉え方は性別や年齢といった属性によって偏りが見られます。誰もが自分らしく生きられる社会の実現を目指し、各種講座やイベントの開催、情報紙の発行等、引き続き意識啓発を進めるとともに、性別や年齢層に応じたテーマ設定や伝え方等を工夫して、より効果的な啓発を実践していきます。

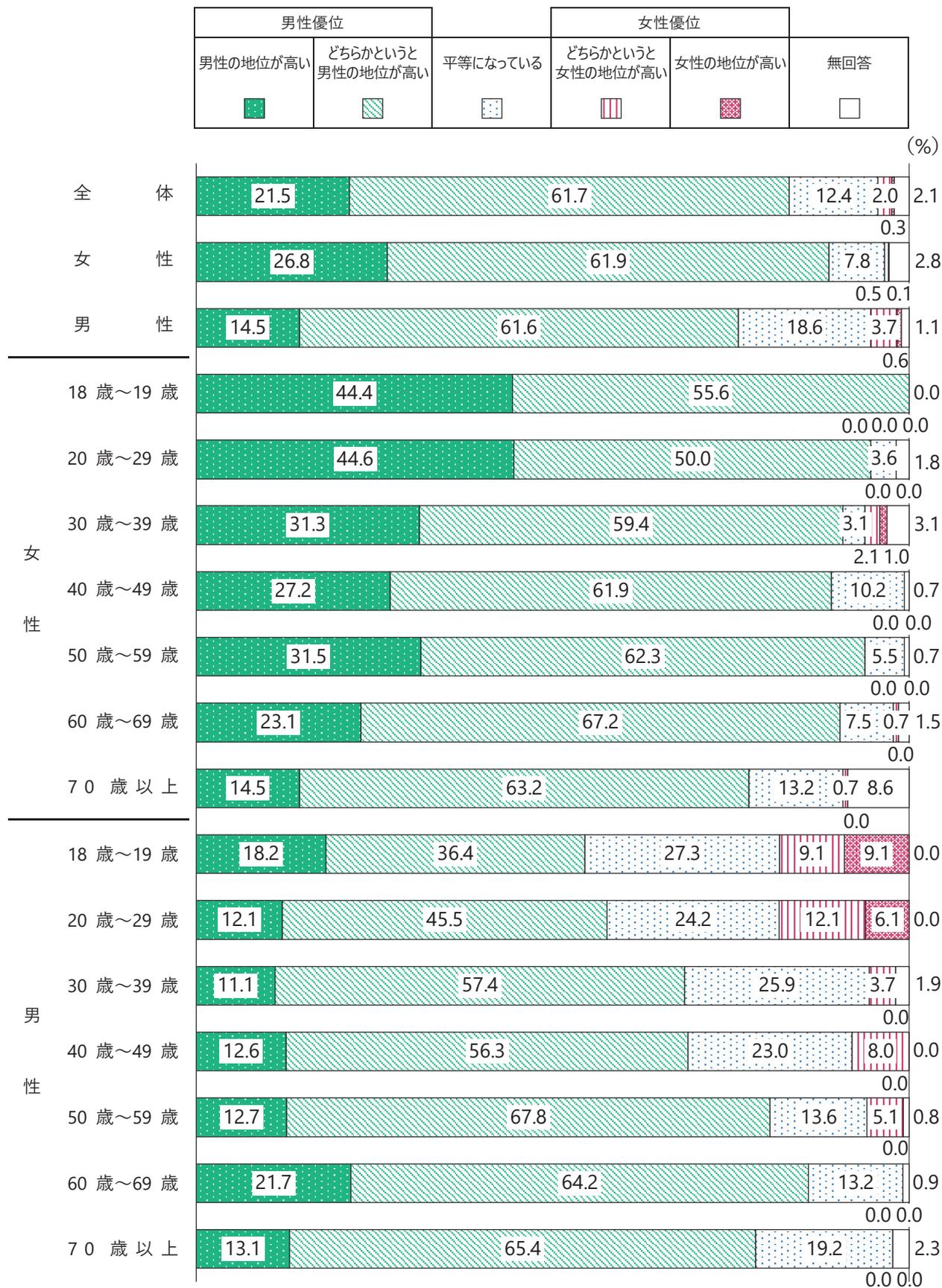
ウェスタ川越3階に開設した男女共同参画推進施設においては、男女共同参画を推進するため、各種講座の実施、自主活動や研修等を目的とした施設の貸出、啓発図書配架・貸出等を行っています。今後も、男女共同社会の実現に向けて、市民の利用促進につながる施策を展開し、引き続き施設の充実を図ります。

図1 固定的性別役割分担意識



資料：令和5年度「意識調査」より

図2 分野別男女平等感（全体として、現在の日本）



資料：令和5年度「意識調査」より

【取組の方向】

(1) 各種講座やイベントの開催、情報紙等による理解の促進

男女共同参画に関する理解促進のために、各種講座やイベントの開催を継続的に実施していきます。また、情報紙や広報、ホームページ、SNS等を活用した意識啓発や情報提供を通じて、男女共同参画意識の向上を目指します。

【具体的事業】

No.	事業名	区分	事業内容	担当
①	男女共同参画の啓発	継続	リーフレットやパネルなどで男女共同参画に関する周知・啓発を行います。また、男女共同参画週間(6/23～29)には、講演会等の意識啓発事業を実施し、より一層の理解を深めます。	男女共同参画課
			【事業指標】 実施内容 【目標値】 —	
			【参考指標】 —	
②	人権週間にちなんだ啓発	継続	人権週間(12/4～10)及び人権デー(12/10)にちなみ、研修会や講演会等の意識啓発事業を実施します。	人権推進課 男女共同参画課
			【事業指標】 実施回数 【目標値】 年1回	
			【参考指標】 参加者数	
③	男女共同参画に関する講座	継続	性別にかかわらず、対等な立場で、家庭、地域、学校及び職場に参画できるよう、男女共同参画に関する理解を深める講座を開催します。	男女共同参画課
			【事業指標】 実施回数 【目標値】 年3回以上	
			【参考指標】 延べ参加者数	
④	人権学習の推進	継続	人権問題についての正しい理解や人権を尊重した生き方を啓発する講座を開催します。	中央公民館
			【事業指標】 実施内容 【目標値】 —	
			【参考指標】 ①講座の数、②延べ参加者数	
⑤	男女共同参画情報紙「イーブン」の発行	継続	男女共同参画に関する情報を幅広く発信し、市民の認識と理解を得るために、情報紙を発行します。	男女共同参画課
			【事業指標】 発行回数 【目標値】 年2回	
			【参考指標】 発行部数	
⑥	広報やホームページ等を通じた情報発信	継続	広報やホームページ、SNS等を通じて、男女共同参画に関する情報を発信します。	男女共同参画課
			【事業指標】 実施内容 【目標値】 —	
			【参考指標】 —	

No.	事業名	区分	事業内容	担当
⑦	男女共同参画におけるメディアリテラシー ⁹ の促進	継続	市が作成する広報紙や刊行物等について、男女共同参画に配慮した表現に努めます。 また、市民がメディアからの情報を主体的に収集・判断し、適切に発信することができるように、講座等を開催します。	男女共同参画課
			【事業指標】 実施内容 【目標値】 —	
			【参考指標】 —	
⑧	市立図書館との連携 (※)	新規	市立図書館と連携し、男女共同参画に関する書籍や資料の特設展示、貸出による情報発信を行います。	男女共同参画課 中央図書館
			【事業指標】 実施内容 【目標値】 —	
			【参考指標】 —	

※ 関連計画「第四次川越市教育振興基本計画」

【取組の方向】

(2) 市職員の男女共同参画意識の向上

市役所内における男女共同参画意識を高め、ジェンダー主流化の推進を図るため、男女共同参画推進員を選任するとともに、職員向けの研修を実施することで、男女共同参画に関する意識の醸成を図ります。

【具体的事業】

No.	事業名	区分	事業内容	担当
①	男女共同参画推進員	継続	職場における男女共同参画意識の高揚とジェンダー主流化の推進を図るため、男女共同参画推進員を設置します。	男女共同参画課
			【事業指標】 実施内容 【目標値】 —	
			【参考指標】 —	
②	男女共同参画ガイドブックの周知	新規	市職員に向けた男女共同参画ガイドブックを周知し意識啓発を行います。また、男女共同参画に関する理解度を測るために意識チェックを実施します。	男女共同参画課
			【事業指標】 実施内容 【目標値】 —	
			【参考指標】 意識チェックにおける「川越市が目指す男女共同参画社会はどのような社会か理解している。」で「よく理解している」と回答した割合	
③	男女共同参画職員研修	継続	男女共同参画推進員をはじめとした市職員に対して、男女共同参画に関する研修会を実施します。	職員課 男女共同参画課
			【事業指標】 実施回数 【目標値】 年1回	
			【参考指標】 参加者数	

⁹ メディアリテラシー：新聞、テレビ、雑誌、インターネット等をメディアと言い、これらメディアからの情報を主体的に選択し、内容を読み解き、適切に発信する能力のこと。

【取組の方向】

(3) 男女共同参画推進施設の充実

男女共同参画を推進するための拠点として、各種講座の実施や施設の貸出、啓発図書の配架・貸出、情報発信等を行い、市民に利用してもらえる施設を目指します。

【具体的事業】

No.	事業名	区分	事業内容	担当
①	提案事業講座	継続	男女共同参画推進施設で、各種講座（意識啓発、自己啓発、子育て・介護支援等に関する講座）を実施します。	男女共同参画課
			【事業指標】 開催時間数 【目標値】 年 300 時間	
			【参考指標】 ①講座の数、②延べ参加者数	
②	男女共同参画推進施設の利用の促進	継続	指定管理者と連携し、男女共同参画推進施設の利用の促進を図ります。	男女共同参画課
			【事業指標】 実施内容 【目標値】 ー	
			【参考指標】 ①利用件数、②延べ利用者数、③稼働率	
③	交流サロン ¹⁰ の充実	新規	男女共同参画に関する常設パネルの展示や、啓発図書の充実により交流スペースの充実を図ります。	男女共同参画課
			【事業指標】 実施内容 【目標値】 ー	
			【参考指標】 ー	

コラム① 独立行政法人男女共同参画機構

「独立行政法人国立女性教育会館（通称又エック）」は令和8年3月末をもって解散し、独立行政法人男女共同参画機構としての新たな事業に取り組むこととなりました。

独立行政法人男女共同参画機構は、国の実施体制を強化するため、男女共同参画に関する施策を総合的に行う「ナショナルセンター」として、また、地域における諸課題の解決に取り組む各地の男女共同参画センター等を強力に支援する「センターオブセンターズ」としての機能を付与することで、女性に選ばれる地域づくりを後押しすること等を通じて、性別にかかわらず誰もがその個性と能力を十分に発揮することができる社会の実現を目指します。

本市では、これまで独立行政法人国立女性教育会館主催の研修に参加するほか、調査資料等を意識啓発事業に活用してきました。今後も、「センターオブセンターズ」である独立行政法人男女共同参画機構と密接に連携して、男女共同参画に関する最先端の知見・ノウハウを積極的に活用して取り入れることで、さらに効果的な施策を展開していきます。

¹⁰ 交流サロン：活動グループ等が自由に利用し交流を図ることを目的とした男女共同参画推進施設内の共用スペース。少人数での打ち合わせができるテーブルや男女共同参画関連図書などを備える。

主要課題2 男女共同参画を推進する教育・学習の充実

【成果指標】

指標名	策定時	目標値
分野別男女平等感【教育の場】で「平等になっている」の割合	61.5% (令和5年度)	70% (令和10年度)

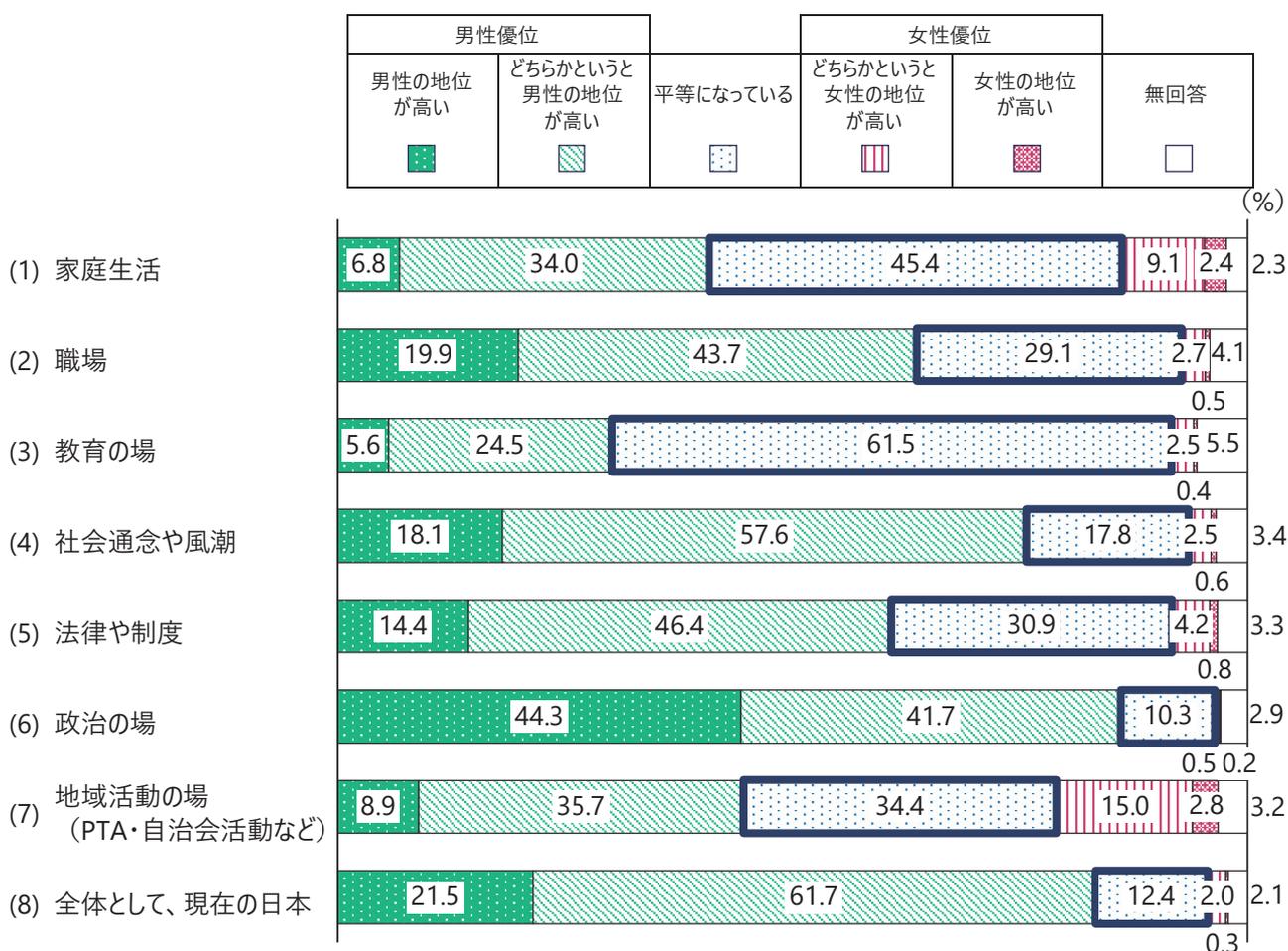
【現状と課題】

令和5（2023）年度の意識調査では、「分野別男女平等感」について、「平等になっている」と回答した人が最も多かった分野は「教育の場」で61.5%でした（図3）。

男女共同参画意識を育み、こども・若者が多様な価値観に出会い、自らの人格と個性を尊重しあって自分らしい生き方を選択できるよう、引き続き人権の尊重や男女平等についての教育の充実を図っていきます。

また、こどもを取り巻く環境にも着目し、こどもに身近な存在である教職員等が固定的性別役割分担意識を持つことがないように教職員等の男女共同参画意識の向上を目指します。

図3 分野別男女平等感



資料：令和5年度「意識調査」より

【取組の方向】

(1) 男女共同参画意識を育む学校教育等の充実

児童生徒の発達段階に応じて男女共同参画意識を育むとともに、固定的性別役割分担意識にとらわれず、主体的に考え行動し、進路等を選択・決定できる能力を身につけられるよう、学校や家庭での教育内容を充実させます。また、こどもが主体的に自らの意見を表明できる機会を確保し、社会に参画する過程で性別にかかわらず意見が尊重され、平等に扱われる経験を通じて、こどもたちの男女共同参画意識の醸成を図ります。

【具体的事業】

No.	事業名	区分	事業内容	担当
①	こどもから意見を受け付ける体制の整備 (※1)	新規	こども基本法に則り、「全てのこどもに意見表明する機会が確保されること」を実践するため、川越市こどもホームページ ¹¹ 内に「こどもオンライン意見箱」を設置し、テーマに沿った意見を募集するとともに、当該意見へのフィードバックを行います。	こども政策課
			【事業指標】 実施内容 【目標値】 ー	
			【参考指標】 受け付けた意見の延べ件数	
②	中学生社会体験事業 (※2)	継続	性別にとらわれず、個性と能力に合った進路が選択できるよう、児童生徒の発達段階に応じたキャリア教育を実施します。	教育指導課
			【事業指標】 実施校数 【目標値】 全22校	
			【参考指標】 ー	
③	キャリア教育講演会 (※2)	継続	生徒が自分の進路に関する意識を高めるとともに、進路指導・キャリア教育 ¹² の充実を図るため、講演会を実施します。	教育指導課
			【事業指標】 実施校数 【目標値】 3年間で全22校	
			【参考指標】 ー	
④	若者のライフデザインの支援 (※1)	継続	市内の高校等において金融教育授業を実施し、高校生等が将来に向けて必要な知識を学ぶ機会を提供します。	こども政策課
			【事業指標】 実施内容 【目標値】 ー	
			【参考指標】 ライフデザインセミナーへの参加が将来について考えるきっかけとなった人の割合	

※1 関連計画「川越市こども計画」

※2 関連計画「第四次川越市教育振興基本計画」

¹¹ 川越市こどもホームページ：こどもの権利の一つである「意見表明の機会」を確保するため、令和6（2024）年に「川越市こどもホームページ『こえどたんけんたい』」を開設。

¹² 進路指導・キャリア教育：「進路指導」は、自らの生き方を考え主体的に進路を選択することができるよう、指導援助すること。「キャリア教育」は、一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育であり、進路指導がその中核を占める。

No.	事業名	区分	事業内容	担当
⑤	主権者教育 ¹³ の推進 (※)	新規	将来、社会に関心を持ち、よりよい社会の在り方を主体的に考え判断し、社会の中で協調、自立できる児童生徒を育成するため、主権者としての自覚を培う教育の推進を図ります。	教育指導課
			【事業指標】 実施内容 【目標値】 ー	
			【参考指標】 ー	
⑥	家庭教育の支援 (※)	継続	保護者に家庭教育に関する学習機会の提供や情報提供等の支援を行うことで、保護者の学びを支援し、家庭での教育力の向上を図ります。	地域教育支援課
			【事業指標】 実施内容 【目標値】 ー	
			【参考指標】 ー	

※ 関連計画「第四次川越市教育振興基本計画」

コラム② 固定的性別役割分担意識

「男は仕事、女は家庭」、「男は主要な業務、女は補助的な業務」等のように性別を理由として固定的に役割を分ける考え方のことを、固定的性別役割分担意識と言います。

このような意識は、徐々に解消されてきているとはいえ、今も私たちの生活や慣習等に根強く残っています。身近なイラストに目を向けても、何気なく「女の子がお人形遊びをし、男の子が車のおもちゃで遊んでいるシーン」等が描かれていることがあります。これらが積み重なって、無意識のうちに、固定的性別役割分担意識を植え付けられてしまう可能性があることに注意が必要です。

その人の個性や能力、ライフスタイルは性別によって決まるものではありません。一人ひとりの違い（多様性）を尊重し、誰もが自分らしく生きられる社会を目指しましょう。

コラム③ こども大綱と男女共同参画の視点

こども大綱は令和5年に国が定めた、すべてのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指す基本方針です。

こども大綱では、「こども・若者が、多様な価値観に出会い、相互に人格と個性を尊重し合いながら、その多様性が尊重され、尊厳が重んぜられ、固定的な性別役割分担意識や特定の価値観、プレッシャーを押し付けられることなく、主体的に、自分らしく、幸福に暮らすことができるよう支えていく。性別にかかわらずそれぞれのこども・若者の可能性を広げていくことが重要であり、乳幼児期から心身の発達の過程においてジェンダーの視点を取り入れる。」として、こども施策に関する基本的な方針に『こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る』と掲げています。

¹³ 主権者教育：政治の仕組みについて必要な知識の習得のみならず、主権者として社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、社会を生き抜く力や地域の課題解決を社会の構成員の一員として主体的に担う力を育む教育。

【取組の方向】

(2) 男女共同参画に関する教職員等向け研修の充実

一人ひとりが男女共同参画意識をもって教育に携われるように、教職員等を対象とした、男女共同参画や人権意識についての研修等を実施します。

【具体的事業】

No.	事業名	区分	事業内容	担当
①	男女平等教育研修会	継続	男女共同参画に関連するテーマについて、教職員を対象とした研修会を実施します。	教育指導課
			【事業指標】 実施回数 【目標値】 年1回	
			【参考指標】 参加者数	
②	人権教育授業研究会	継続	道徳・学級活動の授業の実践例をもとに、言葉を大切にした人間関係を育む教育について研究します。	教育指導課
			【事業指標】 実施回数 【目標値】 年1回	
			【参考指標】 参加者数	
③	人権教育主任研修会	継続	人権教育の推進者としての教職員の資質向上を図るため、人権感覚育成プログラムを活用した研修会を実施します。	教育指導課
			【事業指標】 実施回数 【目標値】 年1回	
			【参考指標】 参加者数	
④	放課後児童支援員等研修会 (※)	継続	学童保育室を利用している児童を保育するうえでの資質向上を図るため、性差別等の人権問題に関わる内容の研修を実施します。	教育財務課
			【事業指標】 実施回数 【目標値】 年1回	
			【参考指標】 参加者数	
⑤	男女平等教育推進委員会	継続	人権意識に基づいた男女平等観の形成を促進するために、教職員や保護者に向けた啓発資料の作成、配布等、意識啓発活動を実施します。	教育センター
			【事業指標】 実施内容 【目標値】 ー	
			【参考指標】 ー	

※ 関連計画「第四次川越市教育振興基本計画」

主要課題3 多様な性のあり方への理解の促進と支援 《重点》

【成果指標】

指標名	策定時	目標値
性的マイノリティ ¹⁴ （LGBTQ等）の言葉の認知度	51.3% （令和5年度）	70% （令和10年度）

【現状と課題】

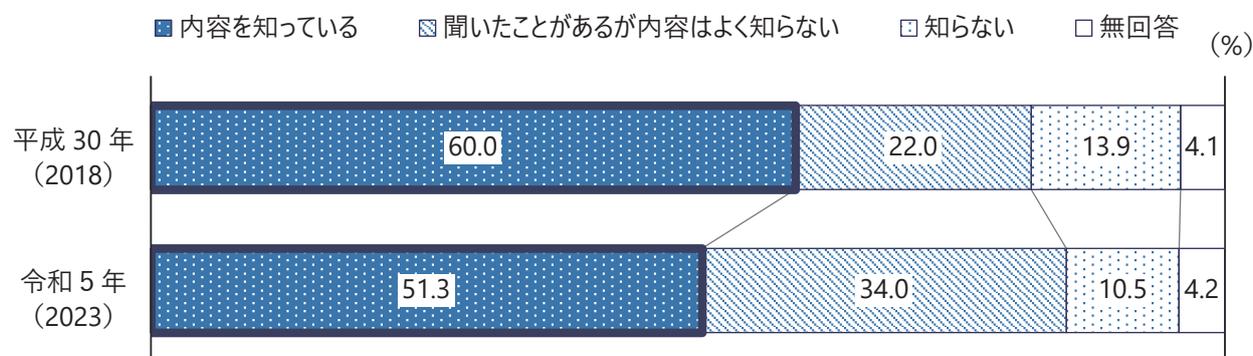
本市では、性的マイノリティ（性的少数者）の生活上の困難や生きづらさを軽減するため、令和2（2020）年に「川越市パートナーシップ宣誓制度」を開始しました。令和6（2024）年には、性的マイノリティのカップルとその親族も対象とした「川越市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」に制度を拡充し、性の多様性の理解に関する啓発と性的マイノリティへの支援に取り組んでいます。

一方、令和5（2023）年度の意識調査では、性的マイノリティの言葉について「内容を知っている」と回答した割合は51.3%で、前回（平成30（2018）年度）調査の60.0%と比較し8.7ポイント減少しました（図4）。この5年間で性的マイノリティを取り巻く情勢は大きく変わり、社会的な注目を集めるようになった一方で、その内容が複雑化・多様化していると考えられます。また、多くの人々が性的マイノリティについての理解を深める必要性を感じ、自分自身の理解不足を自覚するようになった可能性もあり、より深い理解への第一歩として前向きに捉えることもできます。

性のあり方に対する理解不足は、誤った固定観念や、性自認や性的指向にかかわる偏見差別を生み、性的マイノリティの生活上の困難や将来の不安を抱える原因に繋がる恐れがあることから、正しい知識の普及・啓発にはより一層の取組が求められます。

誰もが多様な性を認め合い、自分らしく生きられるよう、多様な性のあり方への理解の促進を図るとともに、性的マイノリティに寄り添った取組を推進し、一人ひとりが互いを尊重しあう社会を目指します。

図4 性的マイノリティ（LGBTQ等）の言葉の認知度



資料：令和5年度「意識調査」より

¹⁴ 性的マイノリティ：生物学的性と性自認が一致しており、性的指向が異性に向く人が多数である一方で、それ以外の性のあり方を有している人々。性的指向が同性性に向く人や自分の性別に違和感を持つ人等のこと。

【取組の方向】

(1) 性の多様性への理解促進

性の多様性に関する正しい知識を身につけ、多様性の尊重や性自認・性的指向に対する理解を促進するために、意識啓発を実施します。

【具体的事業】

No.	事業名	区分	事業内容	担当
①	講座や情報紙等を通じた意識啓発	継続	市民向け講座や情報紙等を通じて、性の多様性に関する理解を促進します。	男女共同参画課
			【事業指標】実施内容 【目標値】－	
			【参考指標】－	
②	啓発冊子等の配布	継続	性自認や性的指向を理由とした差別の解消に向け、人権啓発冊子やリーフレットを配布します。	人権推進課
			【事業指標】実施内容 【目標値】－	
			【参考指標】配布部数	

【取組の方向】

(2) 性的マイノリティへの支援

性的マイノリティが抱える困難や生きづらさを軽減するため、多様な性のあり方に配慮した事業を実施します。

【具体的事業】

No.	事業名	区分	事業内容	担当
①	川越市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度	継続	性的マイノリティカップルの抱える生きづらさを解消し、性の多様性について広く啓発していくため、川越市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度を実施します。	男女共同参画課
			【事業指標】実施内容 【目標値】－	
			【参考指標】宣誓件数	
②	性別記載欄調査の実施	継続	性的マイノリティに配慮し、市の申請書等における不要な性別記載欄を調査・把握し、削除を依頼します。	男女共同参画課
			【事業指標】実施回数 【目標値】年1回	
			【参考指標】削除可能な性別記載欄がある申請書等の数	

コラム④ LGBTQ+とSOGIESC

LGBTQ+とはレズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダー、クエスチョニングの頭文字とその他の多様な性のあり方を表す「+」を組み合わせた言葉で、性的マイノリティを表す総称の1つです。

また、近年では、多様な性のあり方について、SOGIESC（ソジエスク）という言葉で表現することもあります。SOGIESCは、性的指向（Sexual Orientation）、性自認（Gender Identity）、性表現（Gender Expression）と身体的特徴（Sex Characteristics）を合わせた言葉で、すべての人が性の多様性の当事者であることに焦点を当てようとするものです。

S O	G I	E	S C
性的指向 (好きになる性) Sexual Orientation	性自認 (心の性) Gender Identity	性表現 Gender Expression	身体的特徴 Sex Characteristics
レズビアン (Lesbian) 性自認が女性で、女性を好きになる人	トランスジェンダー (Transgender) 生物学的性と性自認が異なる人	一人称、服装、髪型、化粧、しぐさ、言葉遣いなど	身体づくりに基づく生物学的な性別のこと
ゲイ (Gay) 性自認が男性で、男性を好きになる人	エックスジェンダー (X-gender) 性自認が、男性・女性にあてはまらないと考えている人		
バイセクシュアル (Bisexual) 男性・女性どちらも恋愛対象になる人	シスジェンダー (Cisgender) 生物学的性と性自認が一致する人		
アセクシュアル (Asexual) 恋愛感情の有無にかかわらず、他者に対して性的欲求を抱かない人			
ヘテロセクシュアル (Heterosexual) 性的指向が異性に向く人			
クエスチョニング (Questioning) 性的指向や性自認がわからない人、決めたくない人			



基本目標Ⅱ 誰もが活躍できる環境づくり

《基本目標Ⅱ 主要課題と取組の方向》

主要課題4 地域における男女共同参画の推進

- (1) 地域活動への男女の参画促進

主要課題5 政策・方針決定過程における男女共同参画の推進 《重点》

- (1) 審議会等への女性の登用推進
- (2) 市女性職員の登用推進

主要課題6 仕事と生活の両立支援 《重点》

- (1) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進
- (2) 子育て・介護の支援体制の充実

主要課題7 女性の活躍推進 《重点》

- (1) 女性の就労支援
- (2) 働きやすい職場環境の整備

少子高齢化と人口減少社会という大きな課題に直面している我が国において求められるのは、多様な視点や価値観を取り入れた社会づくりです。人材の多様性（ダイバーシティ）の確保は、単なる労働力確保以上に、豊かな社会を築くための基盤となります。特に、女性が性別による差別なくその能力を十分発揮できる環境づくりが不可欠です。

地域活動においても、多様な人材が参画することが重要です。地域の課題解決や活性化に向けた活動に、性別に関係なく誰もが主体的に参加できることが、豊かで活力ある地域づくりにつながります。

近年、女性の就業率は上昇しているものの、より多くの女性が管理職として活躍し、その多様なスキルと知識を発揮するためには、女性活躍に対する理解の低さなどの課題が依然として残っています。男女共同参画社会の実現には、政策・方針決定過程への女性参画促進が欠かせません。すべての人が対等な立場で意思決定に関与できる機会を確保することが急務となっています。

「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の推進は、一人ひとりが希望するバランスで生活できる社会実現に向けて重要です。柔軟な働き方を推進し、出産育児等で離職した女性の再就職支援やキャリアアップ支援を強化することが求められています。

さらに、性別による差別的取り扱いや各種ハラスメント防止対策も徹底し、誰もが共に働きやすい職場環境整備も必要です。

主要課題4 地域における男女共同参画の推進

【成果指標】

指標名	策定時	目標値
自治会長のうち、女性が占める割合	6.2% (令和7年度)	10% (令和12年度)

【現状と課題】

自治会長のうち、女性が占める割合は増加していますが、依然として少ない状況です。

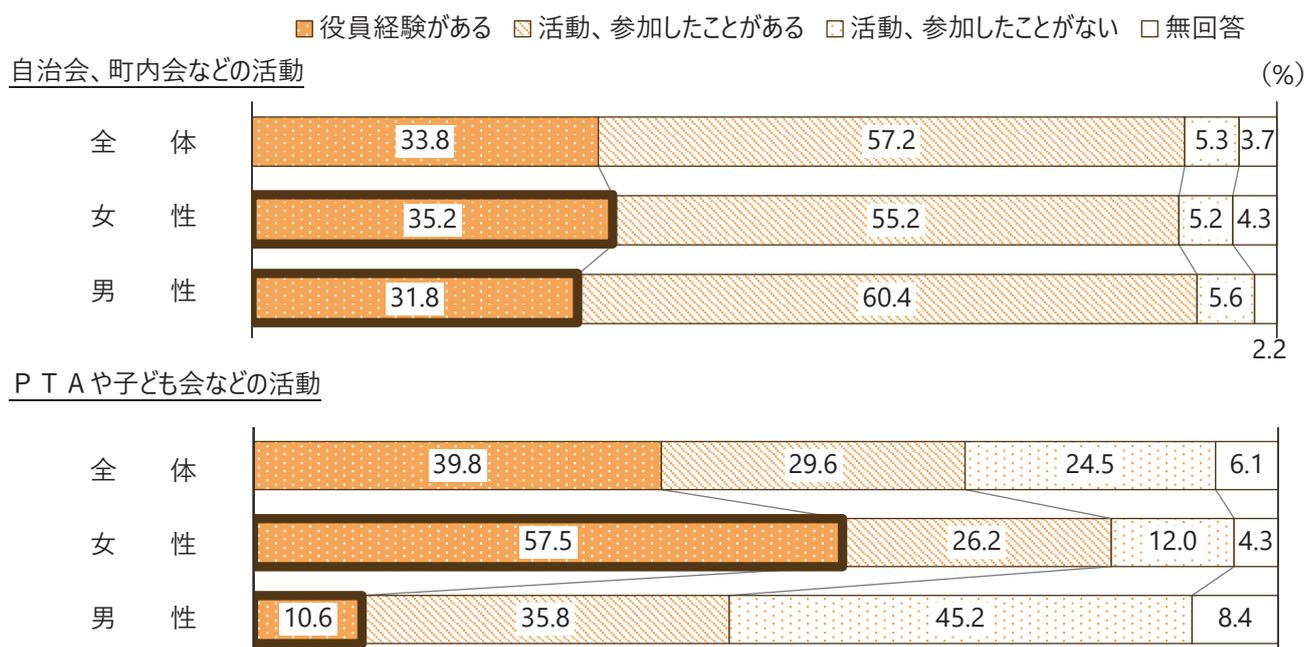
令和5（2023）年度の意識調査では、参加経験のある活動について、【自治会、町内会などの活動】において、「役員経験がある」は女性（35.2%）が男性（31.8%）を3.4ポイント上回っています（図5）。また、【PTAや子ども会などの活動】においては、「役員経験がある」は女性（57.5%）が男性（10.6%）を46.9ポイントと大幅に上回っています（図5）。

一方、地域活動の場（PTA・自治会活動など）における男女平等感について、「平等になっている」は、女性（28.9%）が男性（41.6%）を12.7ポイント下回っています（図6）。この結果から、女性の大半が地域活動に参加しているものの、多くの女性が不平等を感じていることが示されています。

この背景には、「代表は男性が担い、女性が支える」、「子育てに関する活動は女性が主に担う」といった固定的性別役割分担意識が地域に根強く残っていると考えられます。

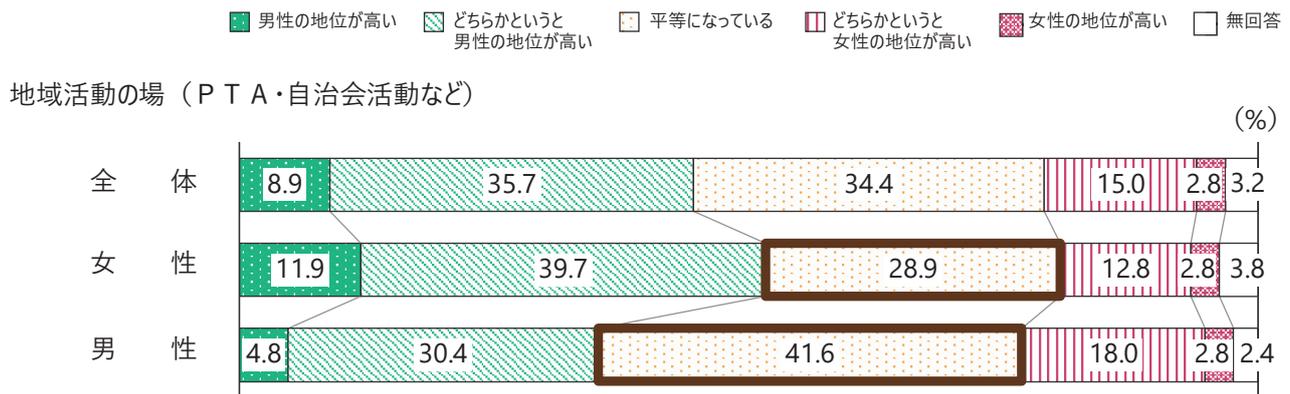
地域活動の担い手が性別や年齢等で区別・固定化されることなく、様々な選択ができることや、地域活動の方針決定過程に女性が参画していることが重要です。

図5 参加経験のある活動（性別）



資料：令和5年度「意識調査」より

図6 分野別男女平等感（性別）



資料：令和5年度「意識調査」より

【取組の方向】

(1) 地域活動への男女の参画促進

自治会活動やボランティア活動等の地域活動に、男女が対等な立場で参画できるよう取組を進めます。

【具体的事業】

No.	事業名	区分	事業内容	担当
①	自治会長への女性の登用促進	継続	自治会活動における男女共同参画を実現するため、自治会長への女性の登用を促進します。	地域づくり推進課
			【事業指標】 実施内容 【目標値】 —	
			【参考指標】 —	
②	地域会議 ¹⁵ における男女共同参画の促進	継続	それぞれの地域の課題を検討・解決する地域会議に女性の構成員を確保し、男女共同参画の視点に立った住みよい地域づくりを推進します。	地域づくり推進課
			【事業指標】 実施内容 【目標値】 —	
			【参考指標】 女性構成員の割合	
③	介護支援いきいきポイント事業 (※)	継続	登録制の介護支援のボランティア活動に、男女が共に参画できるよう活動を支援します。	高齢者いきがい課
			【事業指標】 実施内容 【目標値】 —	
			【参考指標】 登録者数	

※ 関連計画「すこやかプラン・川越（川越市高齢者保健福祉計画・第9期川越市介護保険事業計画）」

¹⁵ 地域会議：地域の中で活動する各種団体等が主体となり、地域が抱える様々な課題について話し合い、課題の解決に向けた取組や将来の方向性について協議する組織で、住みよい地域づくりを市と協働して推進していくことを目的としている。

主要課題5 政策・方針決定過程における男女共同参画の推進 《重点》

【女性活躍推進法に基づく推進計画】

【成果指標】

指標名	策定時	目標値
各種審議会等における女性委員の登用率	31.0% (令和7年度)	42% (令和12年度)
市の女性管理職（課長級以上）の割合	14.9% (令和7年度)	25% (令和12年度)

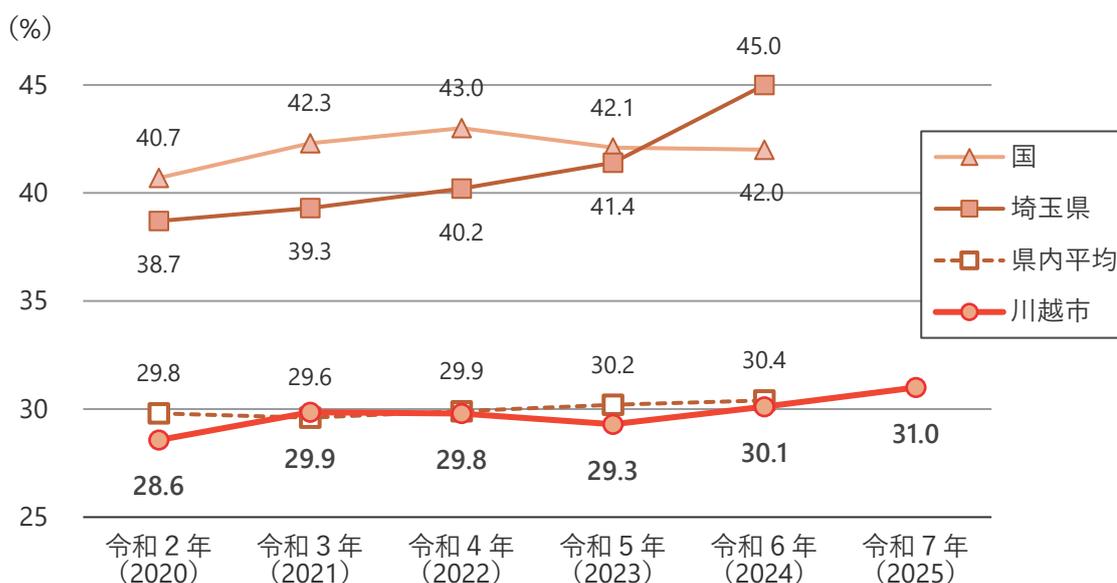
【現状と課題】

あらゆる分野において、政策・方針決定過程に男女が共に参画し、女性の活躍が進むことは、様々な視点が確保され、多様性が尊重される社会の実現のために不可欠なものです。

前計画では、審議会等（法律又は条例設置の附属機関）における女性委員の割合を、令和7（2025）年度までに40%とすることを目標として取組を進めてきました。しかし、令和7（2025）年4月現在、その割合は31.0%であり（図7）、目標には達していません。徐々に改善はしているものの、県内市町村の平均値をやや下回っており、さらに国や県の状況と比較すると10ポイント以上の乖離があります。また、市の女性管理職（課長級以上）の割合も、目標の15%にはわずかに届きませんでした。指導的地位への女性の参画を進めていくことは、男女間の実質的な機会の平等や潜在的才能の発掘、社会の多様性と活力を高めていく観点から極めて重要です。

政策・方針決定過程への女性の参画を推進することは、自治体や企業等が果たすべき社会的責務であり、男女が対等な立場で、あらゆる分野の意思決定に参画できる機会を確保する必要があります。

図7 各種審議会等における女性委員の登用状況



資料：男女共同参画課調べ（川越市）および「令和6年度市町村における男女共同参画の推進に関する施策の推進状況調査結果」より作成（国、埼玉県、県内平均）

【取組の方向】

(1) 審議会等への女性の登用推進

各種団体等へ女性委員の推薦の協力依頼など、ポジティブ・アクション（積極的改善措置）に取り組み、市の各種審議会等における女性の登用をより一層推進するとともに、各方面で男女共同参画を推進する人材の登用に努めます。

【具体的事業】

No.	事業名	区分	事業内容	担当
①	各種審議会等への女性の登用推進	継続	川越市審議会等における女性委員の登用の推進に関する要綱に基づき、女性委員の登用を推進します。	男女共同参画課
			【事業指標】 実施内容 【目標値】 ー	
			【参考指標】 女性委員が1人もいない審議会等の数	
②	「川越市附属機関及び懇談会等の設置、運営等に関する指針」の周知	継続	「川越市附属機関及び懇談会の設置、運営等に関する指針」の周知を図り、各種審議会等の女性委員の登用を推進します。	行政改革推進課
			【事業指標】 実施内容 【目標値】 ー	
			【参考指標】 ー	
③	男女共同参画人材リストの活用	継続	男女共同参画人材リストにより、多方面で男女共同参画を推進する担い手となる人材を把握し、活用します。	男女共同参画課
			【事業指標】 実施内容 【目標値】 ー	
			【参考指標】 ①登録者数、②活用件数	

コラム⑤ ポジティブ・アクション

ポジティブ・アクションとは、社会的・構造的な差別によって不利益を被っている者に対して、一定の範囲で特別な機会を提供すること等により、実質的な機会均等を実現することを目的として講じる暫定的な措置のことをいいます。

我が国における女性の参画は徐々に増加しているものの、諸外国と比べると低い水準であることはジェンダー・ギャップ指数（コラム⑥参照）からもわかるとおりです。

現状の男女の置かれた社会的状況には、個人の能力や努力によらない格差があり、実質的な機会均等の確保が必要となります。

女性参画拡大のためのポジティブ・アクションの手法

【クオータ制】

性別を基準に一定の人数や比率を割り当てる手法

【ゴール・アンド・タイムテーブル方式】

指導的地位に就く女性等の数値に関して、達成すべき目標と達成までの期間の目安を示して、その実現に向けて努力する手法

【基盤整備を推進する方式】

研修の機会の充実、仕事と生活の調和など女性の参画の拡大を図るための基盤整備を推進する手法

出典：内閣府男女共同参画局ホームページ

【取組の方向】

(2) 市女性職員の登用推進

女性活躍推進法に係る特定事業主行動計画に基づき、女性職員が多様な経験で能力を高め、管理職を目指しやすい環境を醸成し、キャリアを持続できるよう支援することにより、積極的な登用を推進します。

【具体的事業】

No.	事業名	区分	事業内容	担当
①	女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画の推進 (※)	継続	女性活躍推進法に係る特定事業主行動計画に基づき、各種取組を実施します。	職員課
			【事業指標】 実施内容 【目標値】 ー	
			【参考指標】 ー	
②	女性管理職の登用推進 (※)	継続	市職員における女性管理職の登用を推進します。	職員課
			【事業指標】 実施内容 【目標値】 ー	
			【参考指標】 ー	
③	庁内プロジェクト会議への女性の登用推進	継続	庁内で組織されるプロジェクト会議における女性の登用を推進します。	男女共同参画課
			【事業指標】 実施内容 【目標値】 ー	
			【参考指標】 ①女性の登用率、②女性が1人もいないプロジェクト会議の数	

※ 関連計画「第二次川越市女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（前期計画）」

コラム⑥ ジェンダー・ギャップ指数（GGI）

順位	国名	指数
1	アイスランド	0.926
2	フィンランド	0.879
3	ノルウェー	0.863
4	英国	0.838
5	ニュージーランド	0.827
...
42	米国	0.756
...
101	韓国	0.687
...
103	中国	0.686
...
118	日本	0.666
119	ブータン	0.663

ジェンダー・ギャップ指数とは、世界経済フォーラムが、各国における男女間の格差を数値化し、ランク付けしたものです。経済分野、教育分野、健康分野、政治分野の4つのデータから算出され、0が完全不平等、1が完全平等を意味しています。

令和7（2025）年に公表された順位は、日本は148か国中118位で主要先進国の中では最低レベルで、特に政治分野と経済分野の値が低くなっています。

世界全体で完全なジェンダー公正を実現するには123年かかるとされています。

分野ごとの順位（日本）

分野	スコア
経済	0.613
政治	0.085
教育	0.994
健康	0.973

資料：世界経済フォーラム
“The Global Gender Gap Report2025”

主要課題6 仕事と生活の両立支援 《重点》

【女性活躍推進法に基づく推進計画】

【成果指標】

指標名	策定時	目標値
父親の育児休業の取得状況	19.0% (令和5年度)	30% (令和10年度)
保育園の待機児童数	9人 (令和7年度)	0人 (令和11年度)

【現状と課題】

一人ひとりが仕事と家庭生活、地域活動等に自らが希望するバランスで取り組むことができる「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の重要性はますます高まっています。令和5（2023）年度の意識調査では、「男女が仕事と家庭を両立するための条件」として、「柔軟な勤務体制を導入すること」（46.5%）や「育児・介護休業制度を利用できる職場環境をつくること」（37.7%）などが多く挙げられました（図8）。

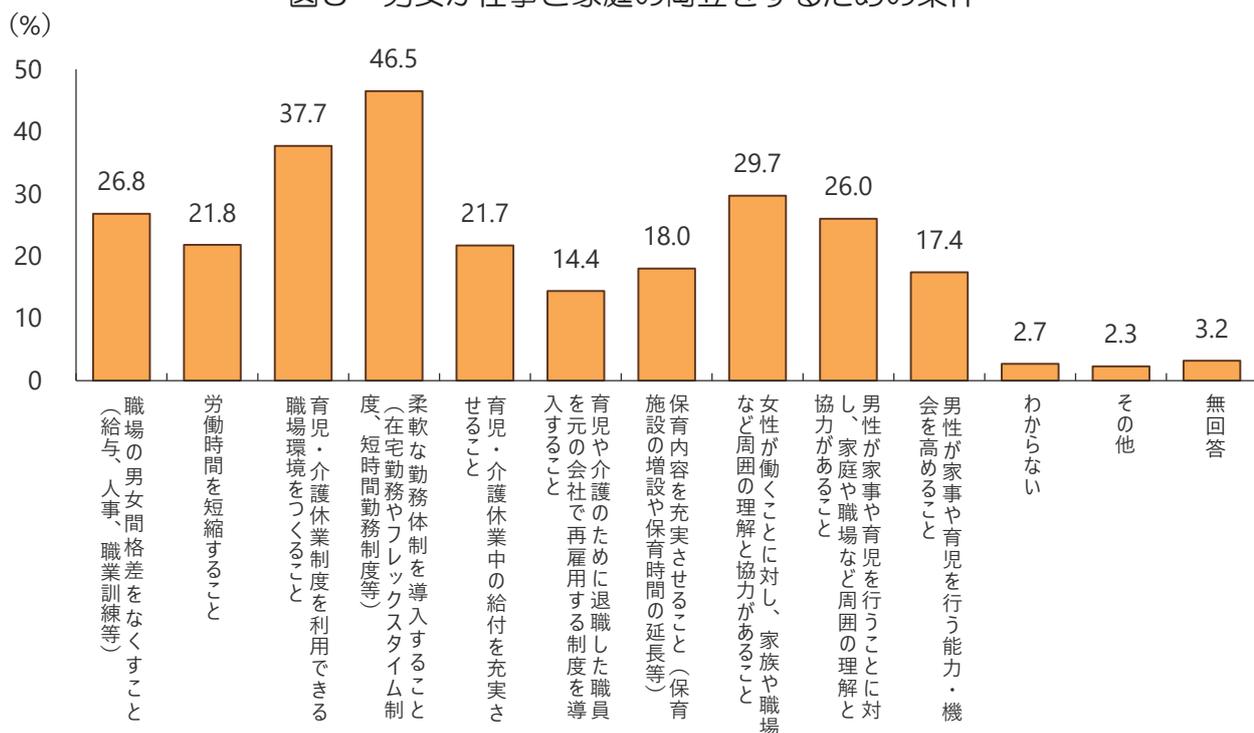
平成30（2018）年6月に成立したいわゆる「働き方改革関連法」により、従来の働き方や休み方、雇用管理が見直されています。令和6（2024）年5月には育児休業、介護休業等に関する法律が改正され、産後パパ育休（出生時育児休業）制度を通じた男性の育児参加促進や、妊娠・出産を理由としたハラスメントの禁止、介護休暇を取得できる労働者の要件緩和等、子育て世代や介護を担う世代に配慮した環境整備が進められています。

また、テレワークやオンラインツールの活用が進み、ライフスタイルに応じた働き方も広まりました。この流れを維持しつつ、さらなる多様性と柔軟性を備えた働き方を模索し続けることが重要です。

一方、令和5（2023）年度の育児休業の取得状況や育児・介護の参画状況についてみると、父親の育児休業の取得率（19.0%）が母親（49.2%）と比べ低く（図9）、家庭での役割分担でも子育て、介護共に女性が分担している割合が高くなっており（図10）、育児・介護等のケア労働負担は女性に偏っています。さらに母親のうち40.1%は「働いていない」と回答しており（図9）、女性が家庭で、育児などのケア労働を担当するために就労を控えている可能性を示唆しています。働きながら育児や介護をできる働き方の環境整備が重要です。

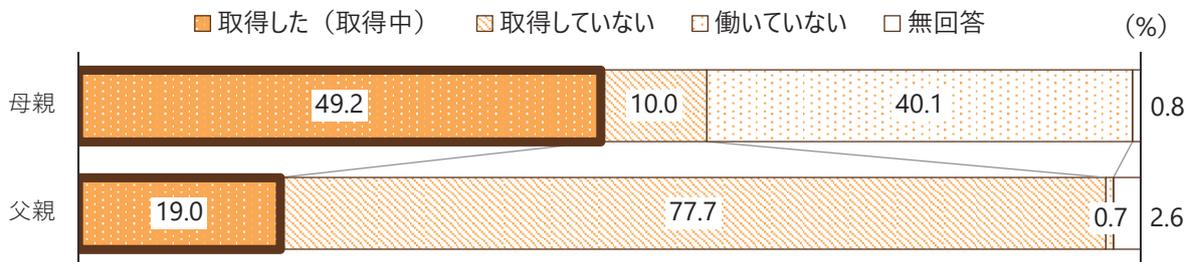
ワーク・ライフ・バランスの推進には企業の自主的な取組が不可欠ですが、事業主等への働きかけや、広く市民への啓発等に引き続き取り組む必要があります。

図8 男女が仕事と家庭の両立をするための条件



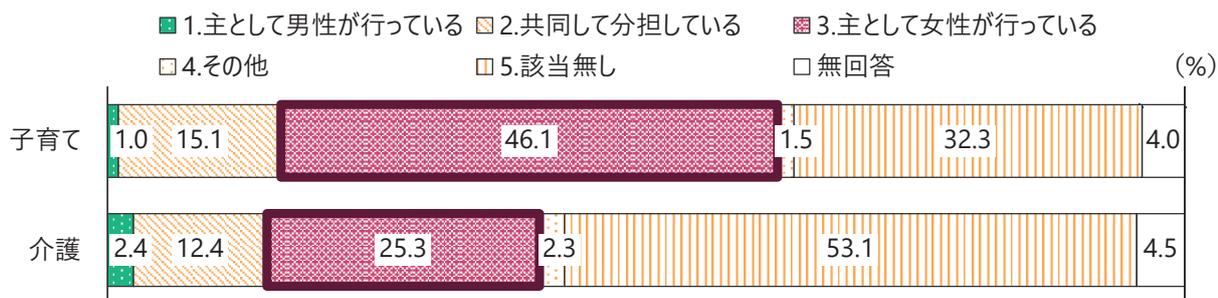
資料：令和5年度「意識調査」より

図9 育児休業の取得状況（令和5年度）



資料：「子ども・子育て支援に関するアンケート調査」より

図10 家庭生活での役割分担



資料：令和5年度「意識調査」より

【取組の方向】

(1) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

仕事と家庭生活、地域活動、自己啓発等とのバランスを取りながら、それぞれの状況に応じたライフスタイルを選択できるように、ワーク・ライフ・バランスを推進させるための意識啓発や情報提供を行います。

【具体的事業】

No.	事業名	区分	事業内容	担 当
①	ワーク・ライフ・バランスセミナー	継続	事業主や従業員等に対し、ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発のためのセミナーを開催します。 【事業指標】実施回数 【目 標 値】年1回 【参考指標】参加者数	男女共同参画課 雇用支援課
②	キャリア&ライフサポーター共同宣言企業の公表	継続	「キャリア&ライフサポーター共同宣言企業」を認定し、市ホームページで公表します。 【事業指標】事業内容 【目 標 値】－ 【参考指標】認定企業数	雇用支援課
③	市男性職員の育児参加の促進 (※)	継続	職員の仕事と子育ての両立を支援するため、男性職員の育児参加を促進します。 【事業指標】実施内容 【目 標 値】－ 【参考指標】市男性職員の育児休業取得率(2週間以上)	職員課
④	男性の家事・育児への参画促進	継続	男性の家事・育児への参画を促進するため、子育て中の保護者と乳幼児を対象とした育児に関する情報交換等を行う講座を開催し、子育てについて学ぶ機会を提供します。 【事業指標】実施内容 【目 標 値】－ 【参考指標】①講座の数、②延べ参加者数	中央公民館

※ 関連計画「次世代育成支援対策推進法に基づく「第三次川越市特定事業主行動計画（前期計画）」

【取組の方向】

(2) 子育て・介護の支援体制の充実

仕事と育児・介護等の二者択一を迫られることなく、誰もが自らの意思によって生き方や働き方を選択できるようにするため、働きながら安心して子育てや介護ができる環境を整備します。

【具体的事業】

No.	事業名	区分	事業内容	担当
①	保育サービスの充実 (※1)	継続	多様な就労形態にあった保育サービスの充実を図ります。 ・通常保育、一時的保育、延長保育、 川越市保育ステーション事業、休日・夜間保育	保育課
			【事業指標】 実施内容 【目標値】 ー	
			【参考指標】 ー	
②	病児保育事業 (※1)	継続	病院、保育所等に付設された専用スペース等において、急変の認められない病気の児童や、病気の回復期にある児童の保育を行います。	こども育成課
			【事業指標】 実施内容 【目標値】 ー	
			【参考指標】 ①実施施設数、②延べ利用者数	
③	子育て短期支援事業 (※1)	新規	保護者の疾病や仕事などのやむをえない理由により、こどもの養育が一時的に困難になった場合に、児童養護施設などにおいて、トワイライトステイ（平日夜間のこどもの預かり）及びショートステイ（宿泊を伴うこどもの預かり）を実施します。	こども家庭課
			【事業指標】 実施内容 【目標値】 ー	
			【参考指標】 ①トワイライトステイの利用者数（人日）、 ②ショートステイの利用者数（人日）	
④	放課後児童健全育成事業 (※2)	継続	共働き家庭等、留守家庭の小学校に就学している児童に対して、放課後、学校の余裕教室等において適切な遊びや生活の場を与え、健全育成を図ります。 ・民間放課後児童クラブ（こども育成課） ・学童保育室（教育財務課）	こども育成課 教育財務課
			【事業指標】 実施内容 【目標値】 ー	
			【参考指標】 ①登録児童数（こども育成課）、②受入児童数（教育財務課）	

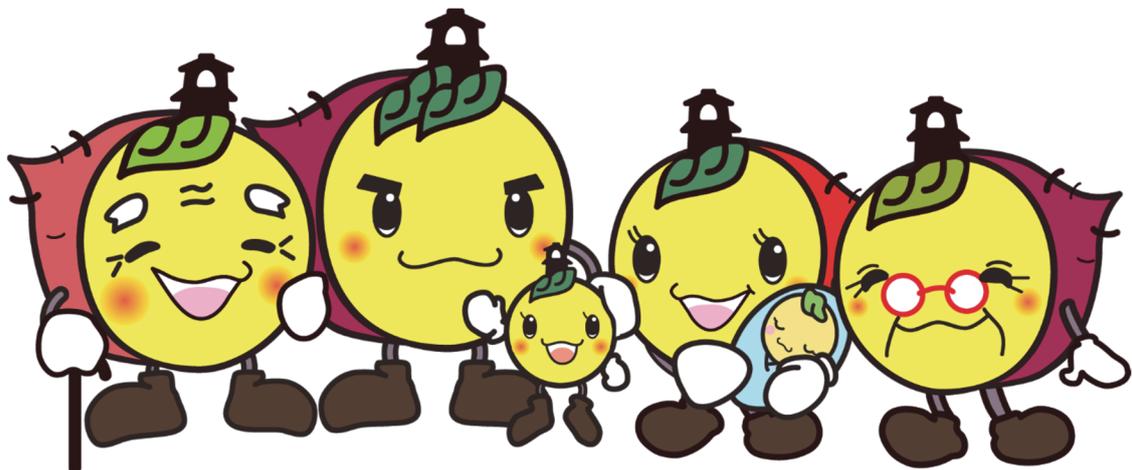
※1 関連計画「川越市こども計画」

※2 関連計画「川越市こども計画」、「第四次川越市教育振興基本計画」

No.	事業名	区分	事業内容	担当
⑤	ファミリー・サポート・センターの充実 (※1)	継続	地域において子育ての相互援助活動を支援するファミリー・サポート・センターの充実を図ります。	こども育成課
			【事業指標】 実施内容 【目標値】 ー	
			【参考指標】 活動回数	
⑥	介護支援の充実 (※2)	継続	介護者の負担軽減等を図るため、介護保険施設等の介護サービスの基盤整備を図ります。	介護保険課
			【事業指標】 実施内容 【目標値】 ー	
			【参考指標】 市が整備を進める施設等の数	
⑦	家族介護支援事業 (※2)	新規	介護者の身体的・精神的負担を軽減するため、様々な事業を実施し、要介護高齢者を現に介護している家族等を支援します。	地域包括ケア推進課
			【事業指標】 実施内容 【目標値】 ー	
			【参考指標】 ①開催回数、②延べ参加者数	

※1 関連計画「川越市こども計画」

※2 関連計画「すこやかプラン・川越（川越市高齢者保健福祉計画・第9期川越市介護保険事業計画）」



主要課題7 女性の活躍推進 《重点》

【女性活躍推進法に基づく推進計画】

【成果指標】

指標名	策定時	目標値
勤務先の女性の労働環境で「不平等はない」の割合	46.7% (令和5年度)	50%以上 (令和10年度)

【現状と課題】

就業は、経済的な基盤であるとともに、個人の自己実現にもつながるものです。

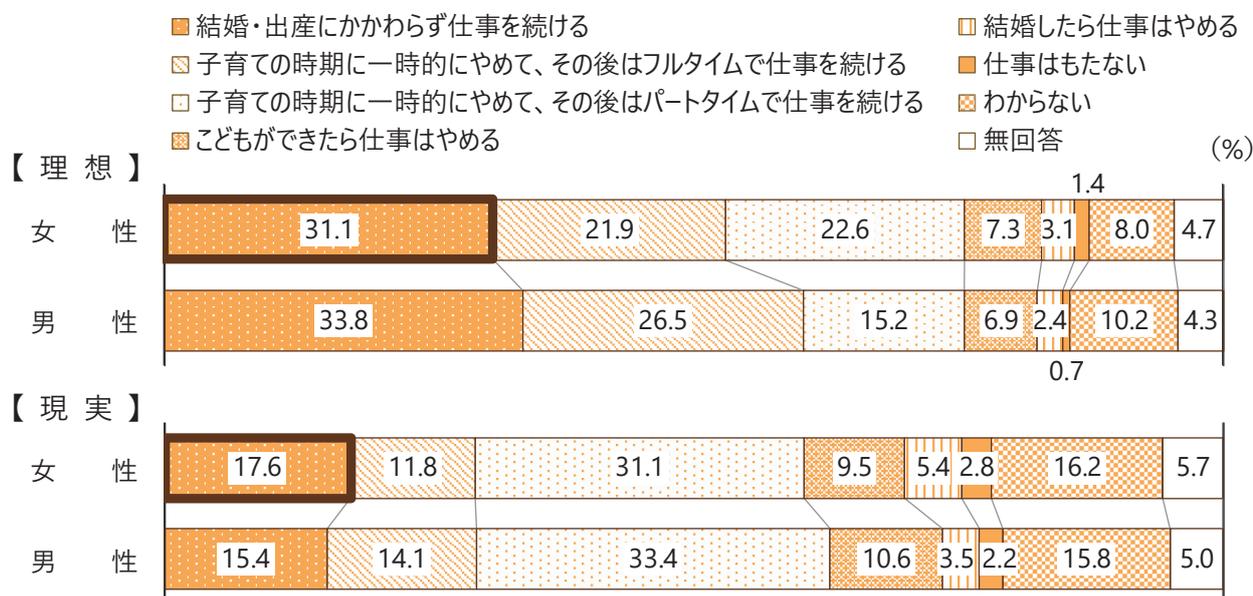
女性を取り巻く労働環境の整備は進みつつありますが、依然として男女間には雇用形態や賃金、昇進・昇格の機会等に格差があり、これらの解決は重要な課題となっています。

令和5（2023）年度の意識調査では、女性の働き方の理想と現実を性別にみると、【理想】として「結婚・出産にかかわらず仕事を続ける」と回答した女性は31.1%でしたが、【現実】では17.6%にとどまり、「子育ての時期に一時的にやめて、その後はパートタイムで仕事を続ける」が最も高くなっています（図11）。

出産・育児等による離職後の再就職支援や起業支援、資格取得などを通じて個人の能力が発揮できるよう、一層の支援を進めていく必要があります。また、デジタル化が加速する中で、新たなスキル取得支援も求められています。

また、令和2（2020）年の「男女雇用機会均等法」改正により職場におけるハラスメント防止対策が強化され、令和7（2025）年には、いわゆるカスタマーハラスメント、求職者等へのセクシュアルハラスメント等のハラスメントのない職場づくりや、女性の職業生活における活躍に関する取組の推進等を図るため、労働施策総合推進法等が改正されています。本市においては、令和6（2024）年に「川越市ハラスメント根絶宣言」を行い、ハラスメントのない良好な職場環境の実現にむけて取組を行っています。

図11 女性の働き方の理想と現実



資料：令和5年度「意識調査」より

【取組の方向】

(1) 女性の就労支援

出産・育児等により離職した女性の再就職、就業や起業、資格取得やスキルアップ等のため、時勢に応じた講座の開催や情報提供等を行います。

【具体的事業】

No.	事業名	区分	事業内容	担当
①	就労支援講座の実施	継続	女性の雇用の促進を図るため、就労に必要な情報を提供するとともに、就職活動に資するセミナーを開催します。	雇用支援課
			【事業指標】 実施内容 【目標値】 -	
			【参考指標】 ①実施回数、②延べ参加者数	
②	各種資格取得・スキルアップ講座の実施	継続	ウェスタ川越内の男女共同参画推進施設において、女性の就労支援に係る資格取得やスキルアップのための講座を実施します。	男女共同参画課
			【事業指標】 講座開催時間数 【目標値】 年 190 時間	
			【参考指標】 ①講座の数、②延べ参加者数	
③	創業支援 (※)	継続	関係団体と連携してセミナーや相談事業等を実施することにより、創業に向けた支援を行います。	産業振興課
			【事業指標】 実施内容 【目標値】 -	
			【参考指標】 支援件数	

※ 関連計画「第五次川越市産業振興ビジョン」

コラム⑦ DE&I

現代のグローバル化した社会では、多様性 (Diversity)、公平性 (Equity)、そして包摂性 (Inclusion) がますます重要なテーマとなっています。これらは持続可能な未来への鍵です。それぞれの組織やコミュニティがこの理念を真摯に受け止め実践していくことで、多くの課題解決につながり、新たな価値を創造して豊かな社会として成長していくのです。

多様性 (ダイバーシティ)

性別、人種、年齢など、多様な背景や視点を持つ人々が共存することを指します。多様な価値観を理解し尊重し合うチームは異なる視点やアイデアをもたらし、新しい問題解決策やイノベーションを生む力があります。

公平性 (エクイティ)

すべての人が公正な機会を得られるようにすることです。平等に同じ条件を提供 (Equality) して終わるだけでなく、それぞれの個人が直面する障壁を取り除くことをいいます。

包摂性 (インクルージョン)

多様な個人がその組織やコミュニティ内で受け入れられ、それぞれの個性を活かしながら、組織や社会の一員として安心して参加・活躍できる環境を作ることです。

【取組の方向】

(2) 働きやすい職場環境の整備

働きたい人が性別により差別されることなく、自らの個性や能力を十分に発揮できるように職場環境の整備を行うことが必要です。

誰もが働きやすい職場環境にするため、いかなるハラスメントも許さない職場の機運醸成を図る必要があります。

【具体的事業】

No.	事業名	区分	事業内容	担当
①	事業所における男女共同参画の推進	継続	市の入札等に参加する事業者の、子育て支援や女性の活躍推進に向けた取組を評価します。	契約課
			【事業指標】 実施内容 【目標値】 ー	
			【参考指標】 評価項目における「子育て支援」「女性技術者の雇用」の件数	
②	事業所におけるハラスメント防止の啓発	継続	ハラスメントの防止に向けた研修等の実施や、情報発信による意識啓発を行います。	男女共同参画課 雇用支援課
			【事業指標】 実施内容 【目標値】 ー	
			【参考指標】 ー	
③	市役所におけるハラスメント防止対策	継続	ハラスメントの起こらない職場づくりを目指し、職員を対象に、ハラスメントについての正しい理解と適切に対応するための知識等を習得するための研修を実施します。	総務課 職員課
			【事業指標】 実施内容 【目標値】 ー	
			【参考指標】 ー	

コラム⑧ 川越市ハラスメント根絶宣言

ハラスメントは、個人の能力の発揮に悪影響を及ぼし、良好な職場環境を阻害する要因です。ハラスメントが重大な人権侵害になる可能性があるという認識をもち、どのような言動がハラスメントに該当するかを考え、その防止に努めていく必要があります。

本市では令和6（2024）年11月22日に、ハラスメントのない良好な職場環境を実現するための契機として、「川越市ハラスメント根絶宣言」をしました。

【宣言内容】

- 一、職員一人ひとりがハラスメントに関する正しい知識と共通の認識を持ち、お互いを尊重します。
- 一、カスタマーハラスメントを含む不当要求行為に対しては、毅然とした対応を行います。



川越市ハラスメント根絶宣言

ハラスメントは、個人としての尊厳や人格を不当に傷つける許されない行為です。
ハラスメントの根絶に努め、職員が働きやすい良好な職場環境の実現を目指し、次のとおり宣言します。

- 一、職員一人ひとりがハラスメントに関する正しい知識と共通の認識を持ち、お互いを尊重します。
- 一、カスタマーハラスメントを含む不当要求行為に対しては、毅然とした対応を行います。

※ ハラスメントとは、パワー・ハラスメント、セクシュアル・ハラスメント、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント等のあらゆるハラスメントを指します。



令和6年11月22日

川越市長 川合善明

基本目標Ⅲ すべての人が安心して暮らせるまちづくり

《基本目標Ⅲ 主要課題と取組の方向》

主要課題 8 男女共同参画の視点に立った防災対策の推進 《重点》

- (1) 地域防災活動への女性の参画・啓発活動
- (2) 男女共同参画の視点を取り入れた防災対策

主要課題 9 すべての人が安心して暮らせる環境の整備

- (1) 高齢者・障害者の社会参加の促進
- (2) ひとり親家庭への支援
- (3) 外国籍市民への支援

主要課題 10 生涯を通じた心身の健康支援

- (1) 妊娠・出産等における相談・支援の充実
- (2) 生涯を通じた健康支援の充実
- (3) 生命と健康を守る教育・啓発

主要課題 11 困難な問題を抱える女性への支援 《新規》《重点》

- (1) 相談窓口の充実
- (2) 関係機関等との連携・民間団体の育成

主要課題 12 配偶者暴力相談支援センターの機能充実 《重点》

- (1) 配偶者暴力相談支援センターの充実
- (2) DV被害者の安全確保
- (3) 暴力防止の啓発

男女共同参画社会の実現には、一人ひとりが互いに尊重し合い、様々な社会的特性をもつ方々が安心して暮らせる社会であることが求められます。

近年では、大雨といった異常気象の発生頻度の増加や今後予測される大地震等、自然災害への対策がますます重要になっています。非常時にすべての人が安心して避難生活や復興活動を行えるよう、災害から受ける影響やニーズの違いに配慮し、平常時から男女共同参画の視点を取り入れた防災対策を推進します。

高齢者や障害者、ひとり親家庭、外国籍市民等はその社会的特性から、経済的困窮や孤立といった困難を抱えやすく、固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見が相まってさらに複合的な困難を抱える場合があります。こうした人々の不安を解消し生きがいを持って活躍できるよう、多様な学習機会の提供や社会参加の取組を促進します。

男女間の身体的差異やライフステージによる健康上の違いを理解することも重要です。性別を問わず、性や健康に関する正しい知識を持ち、妊娠・出産を含めたライフデザイン（将来設計）や将来の健康を考えて健康管理を行うプレコンセプションケアや、人生100年時代の活躍を見据えた健康への取組を推進します。

DV、性犯罪・性暴力、ストーカー行為、セクシュアルハラスメントといった暴力は、性別にかかわらず、安心な暮らしを妨げる大きな要因となっています。多くの場合、その被害者は女性です。生活困窮や家族関係破綻等の問題と複合して、複雑化、多様化した困難な問題を抱える女性¹⁶への支援が求められます。

コラム⑨ リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）

リプロダクティブ・ヘルス/ライツとは、性や妊娠・出産に関わる全てにおいて、身体的にも精神的にも社会的にも良好な状態にあること（リプロダクティブ・ヘルス）を基本的人権（リプロダクティブ・ライツ）に位置付ける理念のことをいいます。「性の自己決定権」とも呼ばれており、次のようなことが含まれています。

- ◆ こどもを産むか、産まないか、いつ何人産むかを自分で決めること
- ◆ 安全な妊娠・出産をすること
- ◆ こどもが健康に養育されること
- ◆ 妊娠や出産、性感染症、不妊等に関する必要な情報、サービスを必要な時に受け取れること

「自分のからだは自分で守る」ことから実践して、家族やパートナーにもその大切さを伝えていきましょう。

コラム⑩ プレコンセプションケア『プレコン』

プレコンセプションケアは元来、周産期死亡率の低下や新生児予後の改善を目的とした、健康な妊娠・出産を目指す「妊娠前のケア」という概念でした。

現在はそれにとどまらず、生涯にわたり、身体的・精神的・社会的に健康な状態であるための取組として、「性別を問わず、適切な時期に、性や健康に関する正しい知識を持ち、妊娠・出産を含めたライフデザイン（将来設計）や将来の健康を考えて健康管理を行う」概念です。

若い女性のやせや男女問わず肥満、喫煙、基礎疾患、出産年齢の高齢化などが、不妊やリスクの高い妊娠の可能性を高めるといわれています。プレコンセプションケアを行うことで、妊娠前にリスクを減らし、健やかな妊娠・出産、さらには生まれてくる赤ちゃんの健康に繋がります。また、妊娠・出産を考えていなくても、プレコンセプションケアでいまの自分がさらに健康になり、より豊かな人生の実現にもつながります。

¹⁶ 困難な問題を抱える女性：性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）をいう。

主要課題8 男女共同参画の視点に立った防災対策の推進 《重点》

【成果指標】

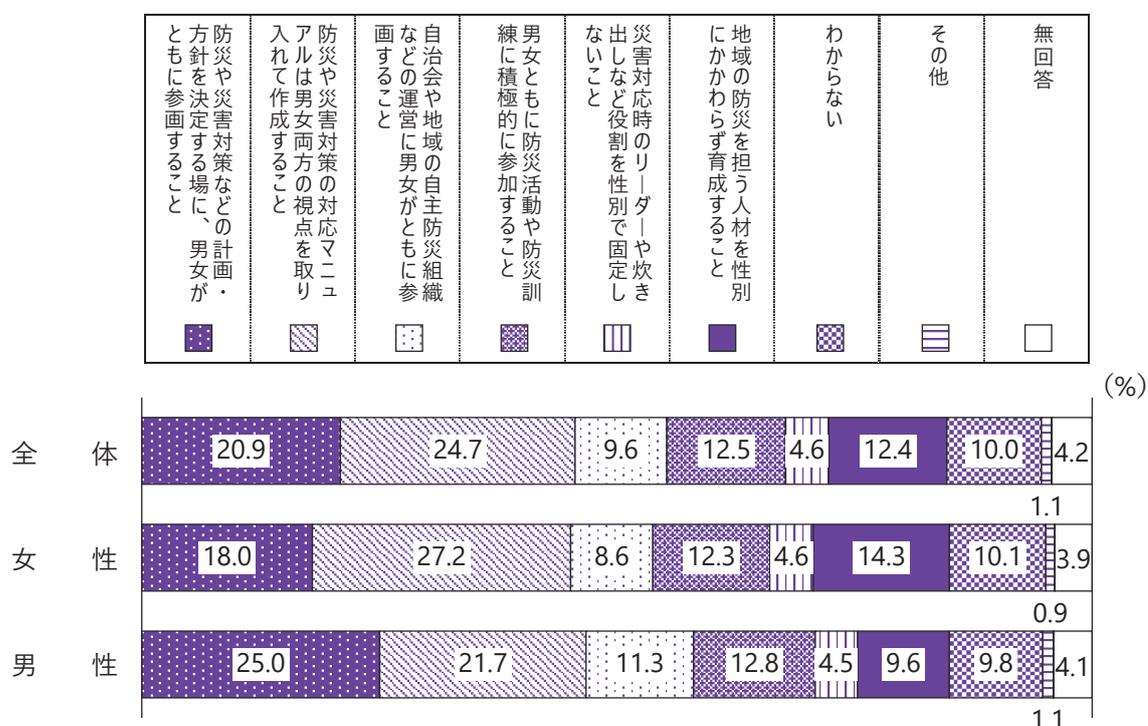
指標名	策定時	目標値
女性消防団員の人数	21人 (令和7年度)	25人 (令和12年度)

【現状と課題】

平成23(2011)年に発生した東日本大震災以降、台風や大雨による洪水など、さまざまな自然災害が頻発する現代において、防災意識の高まりとともに、男女共同参画の視点に立った防災対策が喫緊の課題となっています。災害発生時にはとりわけ女性や子ども、脆弱な状況¹⁷にある人々がより大きな影響を受けることが指摘されており、令和6(2024)年能登半島地震における被災者支援においても、避難所等で女性のニーズに配慮した対応が十分ではなく、男女共同参画の視点からの防災・復興の取組が求められています。

「川越市地域防災計画」でも、避難所の運営における女性や子育て家庭の参画を推進するなど、男女共同参画の視点が盛り込まれています。非常時にすべての人が安心して避難生活や復興活動を行うため、平常時から男女共同参画の視点を取り入れた防災対策の推進が必要です。

図12 防災分野における男女共同参画推進のために必要なこと



資料：令和5年度「意識調査」より

¹⁷ 脆弱な状況：個人やコミュニティ、システムが外部からの危険事象（自然災害や経済的ショックなど）やストレスに対して特に影響を受けやすい状態を指します。このような状況では、身体的、社会的、経済的、及び環境的な要因が組み合わさって、その対象がリスクにさらされる可能性が高まります。

【取組の方向】

(1) 地域防災活動への女性の参画・啓発活動

日頃からの地域における防災活動などに女性の参加を促進すると共に、女性の視点を活かした災害対策の重要性に関する啓発活動を通じて、地域防災活動への理解の醸成に努めます。

【具体的事業】

No.	事業名	区分	事業内容	担当
①	防災訓練等への女性の参画促進	継続	川越市が主催する防災訓練や防災講話の参加者を募集する際、女性の積極的な参加を呼びかけます。	防災危機管理室
			【事業指標】 実施内容 【目標値】 ー	
			【参考指標】 ー	
②	防災講話	継続	さまざまな世代に向け、自主防災組織への女性の参加や、女性視点からの防災対策の重要性を含め、防災に関する啓発活動を行います。	防災危機管理室
			【事業指標】 実施内容 【目標値】 ー	
			【参考指標】 実施回数	

【取組の方向】

(2) 男女共同参画の視点を取り入れた防災対策

災害から受ける様々な影響は、性別や特性等により異なることから、男女共同参画の視点を取り入れた防災対策や避難所の運営を行い、すべての人が安心して避難生活や復興活動を行うことができる環境の充実を図ります。

【具体的事業】

No.	事業名	区分	事業内容	担当
①	女性消防団員の確保	継続	消防団への女性の参加を増やし、災害の予防・啓発活動の活性化を図ります。	消防局総務課
			【事業指標】 実施内容 【目標値】 ー	
			【参考指標】 ー	
②	女性の視点を取り入れた避難所の運営 (※)	継続	避難所運営のルール等に女性の視点を取り入れられるよう、マニュアルの整備等を行います。	防災危機管理室
			【事業指標】 実施内容 【目標値】 ー	
			【参考指標】 ー	
③	女性の視点を取り入れた防災備蓄品の充実 (※)	継続	災害時における男女のニーズの違いに配慮した備蓄品の定期的な更新を行います。	防災危機管理室
			【事業指標】 実施内容 【目標値】 ー	
			【参考指標】 ー	

※ 関連計画「川越市地域防災計画」

主要課題9 すべての人が安心して暮らせる環境の整備

【成果指標】

指標名	策定時	目標値
幸福だと感じている高齢者の割合	43.0% (令和4年度)	43.1%以上 (令和12年度)
障害者の福祉施設利用者の一般就労への移行者数	21人 (令和3年度)	40人 (令和12年度)

【現状と課題】

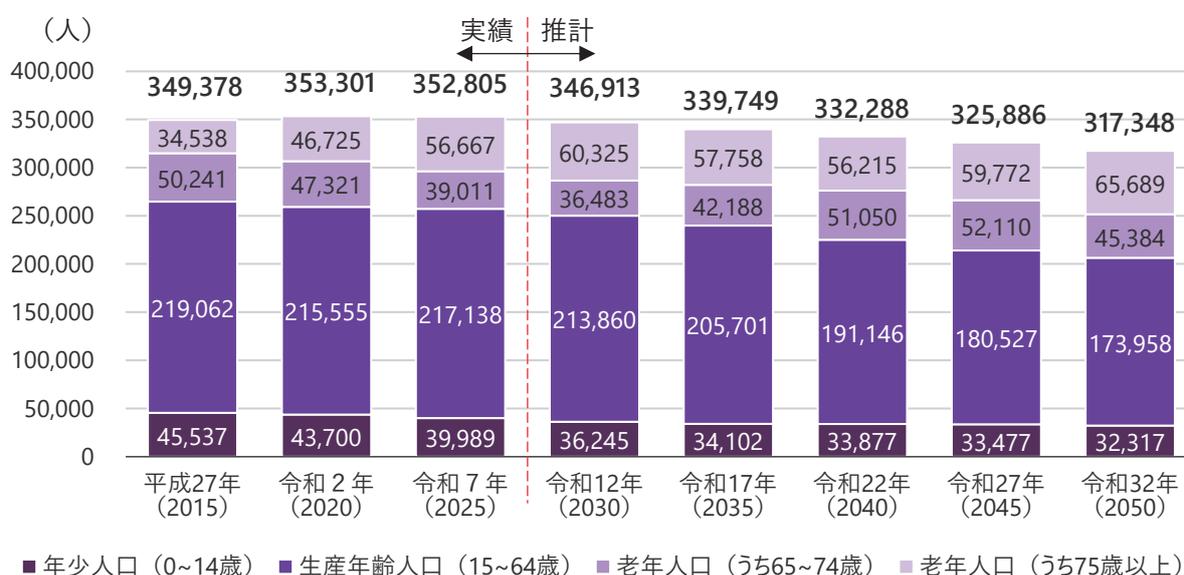
本市では、令和7(2025)年1月1日時点における、年少人口(0~14歳)が11.3%、老年人口(65歳以上)が27.2%と少子高齢化が進んでいます。10年後の令和17(2035)年の推計値では、本市の人口が35万人を下回るとともに、年少人口は10.0%、老年人口は29.4%と少子高齢化がより進んでいくと見込まれています(図13)。

高齢者や障害者は日常生活や社会参加において制約を受けやすく、特に単身高齢者の増加に伴う社会的孤立のリスクが高まっています。高齢者や障害者が自立し、社会の一員として自分らしく生活できる環境の整備が求められます。

また、ひとり親家庭は、経済的困窮(図14)や精神的な疲弊による孤立感など様々な困難に直面し、とりわけ女性は、出産や育児による離職、男性に比べ非正規雇用の就労が多いことなど、経済的に不安定な状況に置かれやすい傾向にあります。ひとり親家庭の自立に向けた取組が必要です。

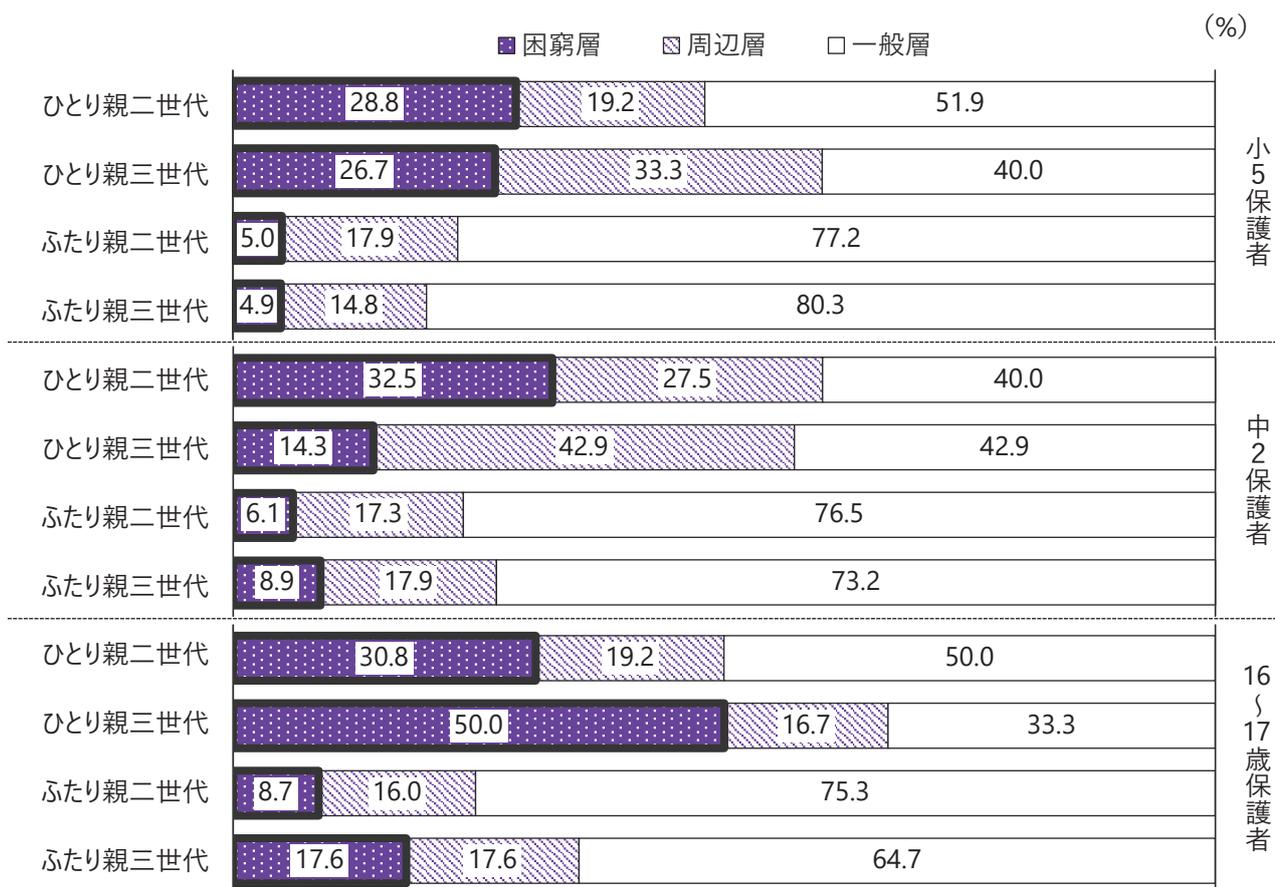
一方、外国籍市民は年々増加しており(図15)、言語や文化、価値観の違い等から地域に馴染めないなど問題を抱えがちです。本市で生活する外国籍市民に対し、多言語による情報の提供や「言葉の壁」の解消を図るための支援等が必要です。

図13 年齢3区分別人口の推移



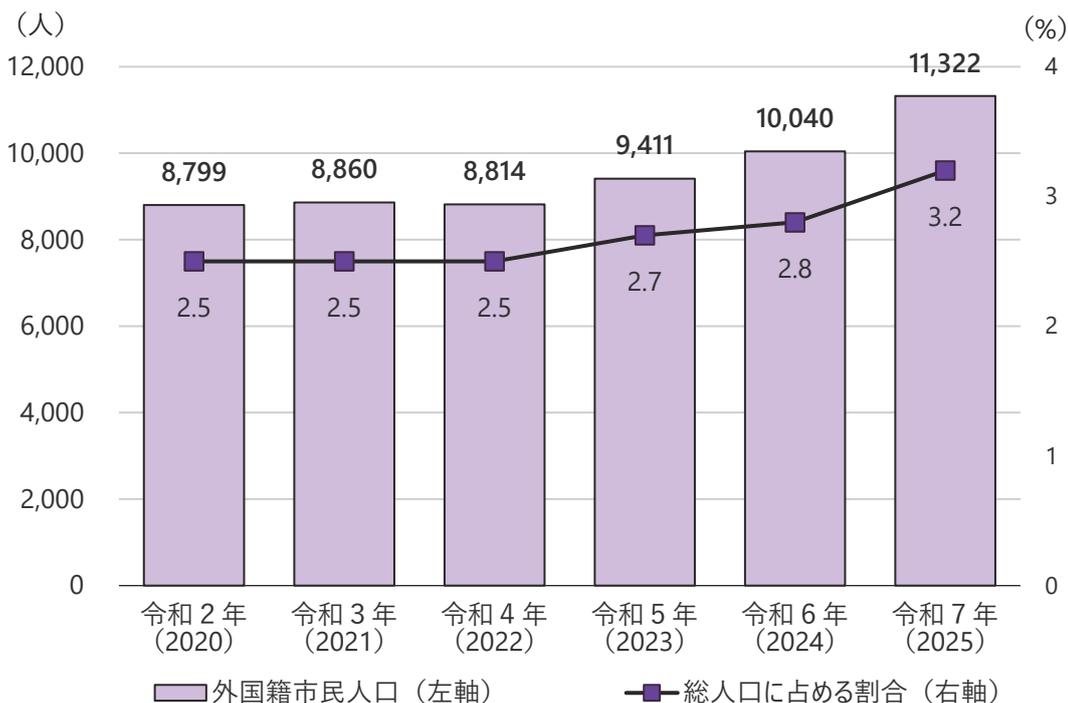
資料：政策企画課調べ

図 14 生活困難層の割合（世帯タイプ別）



資料：「子ども・若者の意識と生活に関する調査」より

図 15 外国籍市民人口の内訳と推移



資料：「川越市住民基本台帳」より
（各年1月1日現在）

【取組の方向】

(1) 高齢者・障害者の社会参加の促進

高齢者や障害者がその知識や能力を活かし、自ら意欲的に社会に参加できるよう、交流や学習の機会の促進と就労支援を行います。

【具体的事業】

No.	事業名	区分	事業内容	担当
①	高齢者・障害者向け講座の実施 (※1)	継続	川越市総合福祉センターにて、高齢者や障害者の多様なニーズに対応した生涯学習の機会を提供し、交流活動を支援します。	障害者福祉課
			【事業指標】 実施内容 【目標値】 ー	
			【参考指標】 ①講座の数、②延べ参加者数	
②	高齢者向け講座の充実	継続	高齢者が自ら意欲を持って学び、健康で生きがいのある毎日を送るための各種講座を開催します。	中央公民館
			【事業指標】 実施内容 【目標値】 ー	
			【参考指標】 ①講座の数、②延べ参加者数	
③	障害者が参加できる講座の充実	継続	障害者の学ぶ機会を充実することで、障害者の社会参加を促進し、障害がある人への理解の促進を図ります。	中央公民館
			【事業指標】 実施内容 【目標値】 ー	
			【参考指標】 ①講座の数、②延べ参加者数	
④	老人クラブ活動助成事業 (※2)	新規	老人クラブが行う社会奉仕活動、老人教養講座、健康増進のための事業等の実施に必要な経費を助成し、高齢者の地域参画や健康づくりに取り組む老人クラブの活動を支援します。	高齢者いきがい課
			【事業指標】 実施内容 【目標値】 ー	
			【参考指標】 老人クラブの数	
⑤	シルバー人材センターの充実 (※2)	継続	川越市シルバー人材センターと連携し、就労を通じて高齢者が活躍できる機会の確保を図ります。	高齢者いきがい課
			【事業指標】 実施内容 【目標値】 ー	
			【参考指標】 会員数	

※1 関連計画「川越市障害者支援計画」

※2 関連計画「すこやかプラン・川越（川越市高齢者保健福祉計画・第9期川越市介護保険事業計画）」

【取組の方向】

(2) ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭が自立し、安定した生活を送れるよう、相談・支援事業等を実施し、生活の質の向上と自立に向けた支援を行います。

【具体的事業】

No.	事業名	区分	事業内容	担当
①	ひとり親家庭相談 (※1)	新規	母子・父子自立支援員が、ひとり親家庭等の様々な悩みや社会生活全般についての相談に応じます。また、相談内容に応じ、関係機関と連携して支援を行います。 【事業指標】 実施日数 【目標値】 開庁日 【参考指標】 相談件数	こども家庭課
②	ひとり親家庭等生活向上事業 (※1)	継続	子育てと生計維持の両立に向け、ひとり親の母等が定期的に集い、情報交換や家計管理等に関する学習をする場を提供します。 【事業指標】 実施内容 【目標値】 — 【参考指標】 延べ参加者数	こども家庭課
③	自立支援給付金事業 (※1)	継続	ひとり親の方で、経済的自立を目指して資格取得のために講座を受講する方に対して、給付金を支給します。給付には一定の条件があります。 【事業指標】 実施内容 【目標値】 — 【参考指標】 支給件数	こども家庭課
④	母子家庭等就業・自立支援センター事業 (※1)	継続	ひとり親家庭等の就労による自立を支援するため、就労相談や就労情報の提供等を行い、就労支援講習会を開催します。 【事業指標】 実施内容 【目標値】 — 【参考指標】 延べ利用者数	こども家庭課
⑤	生活困窮者自立支援事業 (※2)	継続	ひとり親家庭が生活に困窮した場合に、就労支援や家計改善、住居確保等の包括的かつ継続的な支援を行います。 【事業指標】 実施内容 【目標値】 — 【参考指標】 相談件数	生活福祉課

※1 関連計画「川越市こども計画」

※2 関連計画「みんなでつくる福祉のまち川越プラン（第四次川越市地域福祉計画・第五次川越市地域福祉活動計画）」

【取組の方向】

(3) 外国籍市民への支援

外国籍市民が、言語や文化の障壁を感じることなく安心して暮らせるよう、ニーズの把握に努めるとともに、多言語による情報提供や日本語教室を通じた支援を行います。

【具体的事業】

No.	事業名	区分	事業内容	担当
①	外国籍市民会議 (※1)	継続	外国籍市民の意見を市政に取り入れ、多文化共生社会の実現を図ります。	国際文化交流課
			【事業指標】 実施内容 【目標値】 ー	
			【参考指標】 開催回数	
②	日本語教室 (※1)	継続	国際交流センターや公民館などで日本語教室を開催します。	国際文化交流課 中央公民館
			【事業指標】 実施内容 【目標値】 ー	
			【参考指標】 開催回数	
③	語学指導補助員の派遣 (※2)	新規	各学校に在籍する外国籍児童生徒のうち、特に日本語指導が必要とされる児童生徒に対して、語学指導補助員の派遣を推進し、日本語指導や学校生活への適応指導の支援等、個に応じた教育の充実を図ります。	学校管理課
			【事業指標】 実施内容 【目標値】 ー	
			【参考指標】 語学指導補助員の派遣回数	

※1 関連計画「第六次川越市国際化基本計画」

※2 関連計画「第四次川越市教育振興基本計画」

主要課題10 生涯を通じた心身の健康支援

【成果指標】

指標名	策定時	目標値
65歳からの健康寿命	男性：17.99年 女性：20.75年 (令和5年)	男性：17.99年以上 女性：20.75年以上 (令和12年)

【現状と課題】

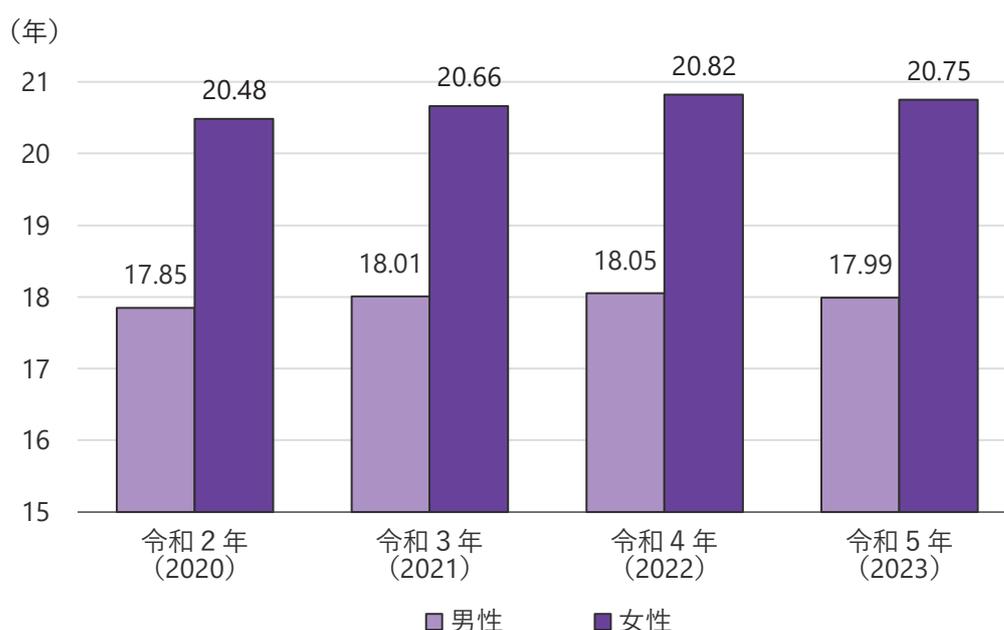
女性は妊娠や出産をはじめとする特有の身体的特徴を有するため、性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）の視点は、男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、人権が尊重され、尊厳をもって生きるために特に重要です。

本市では、「プレコンセプションケア」を推進し、性別を問わず、適切な時期に、性や健康に関する正しい知識を持ち、一人ひとりが妊娠・出産を含めたライフデザイン（将来設計）や自分自身の健康に向き合うための知識の普及に努めています。

老年期の健康の基盤は、それまでのライフステージに基づいて形成され、生涯にわたって影響を与えます。特に、更年期は人生100年時代の活躍を見据えた1つの転換期となることから、健（検）診等による疾病の早期発見、早期治療や生活習慣の改善による生活習慣病や更年期障害のケアなどが必要となります。また、生涯にわたる健康支援としては、生涯スポーツを通じた健康増進にも取り組んでいきます。

高齢化社会において、高齢者が自ら意欲的に社会の一員として生活するためには、健康で過ごせる期間を長く保つという健康寿命を延ばしていくことが求められます。

図16 65歳健康寿命



資料：埼玉県衛生研究所データ（地域別健康情報 令和3年度版～令和6年度版）より

【取組の方向】

(1) 妊娠・出産等における相談・支援の充実

安心して子どもを産み、健やかに育てることができるよう、各種健診・訪問指導・相談事業等を実施し、妊娠期から子育て期にわたり切れ目ない支援を行います。また、妊娠・出産を望む方の希望を叶えることができるよう支援します。

【具体的事業】

No.	事業名	区分	事業内容	担当
①	妊婦健康診査 (※1)	継続	妊婦健康診査にかかる費用を一部助成することで、妊婦及び胎児の健康状態を定期的に把握するとともに、定期的な受診勧奨を促します。	母子保健課
			【事業指標】 実施内容 【目標値】 ー	
			【参考指標】 実施回数	
②	両親学級等事業 (※1)	継続	妊婦とそのパートナー等に対して、妊娠・出産・育児・栄養についての正しい知識を普及し、妊娠中の不安の解消とパートナーの育児参加を支援します。	母子保健課
			【事業指標】 実施回数 【目標値】 年12回以上	
			【参考指標】 延べ参加者数	
③	妊婦等包括相談支援事業 (※1)	新規	妊婦とその配偶者等に対して面談等により情報提供や相談等(伴走型相談支援)を行い、安心して出産・子育てができる環境を整えます。	母子保健課
			【事業指標】 実施内容 【目標値】 ー	
			【参考指標】 実施数	
④	乳児家庭全戸訪問事業 (※1)	継続	専門職(保健師、助産師)が、生後4か月までの乳児がいる家庭を訪問し、子育て支援に関する相談や情報提供、支援が必要な家庭に対する提供サービスの検討、関係機関との連絡調整を行います。	母子保健課
			【事業指標】 実施内容 【目標値】 ー	
			【参考指標】 訪問数	
⑤	不妊・不育症に対する支援 (※1)	新規	不妊・不育症検査にかかる検査費用の一部を助成するとともに、不妊専門相談センターにおいて専門医による相談を実施します。	母子保健課
			【事業指標】 実施内容 【目標値】 ー	
			【参考指標】 助成件数、相談件数	
⑥	妊娠を希望する女性等への風しん予防接種 (※2)	新規	生まれてくる子どもを先天性風しん症候群から守るため、抗体価の低い妊娠を希望する女性等に予防接種を受けやすい環境を提供します。	健康管理課
			【事業指標】 実施内容 【目標値】 ー	
			【参考指標】 補助件数	

※1 関連計画「川越市こども計画」

※2 関連計画「第四次川越市保健医療計画」

【取組の方向】

(2) 生涯を通じた健康支援の充実

生活習慣病の予防と早期発見のため健康教室の開催や保健指導、各種健（検）診に加え、スポーツを通じた健康増進の取組を進め、生涯にわたる心身の健康を支援していきます。

【具体的事業】

No.	事業名	区分	事業内容	担 当
①	健康教育・健康相談の実施 (※1)	継続	生活習慣病の予防や健康に関する各種健康教室を開催するほか、個別の相談に応じます。	健康づくり支援課
			【事業指標】実施内容 【目 標 値】－	
			【参考指標】①参加者数、②相談者数	
②	特定健康診査 (※2)	継続	生活習慣病の予防と早期発見を促すため健康診査を実施します。	国民健康保険課
			【事業指標】実施内容 【目 標 値】－	
			【参考指標】受診率	
③	特定保健指導 (※2)	継続	生活習慣病の発症と重症化を予防するため、特定保健指導を実施し、生活習慣を見直す機会を提供します。	国民健康保険課
			【事業指標】実施内容 【目 標 値】－	
			【参考指標】実施率	
④	後期高齢者健康診査・人間ドック (※3)	継続	後期高齢者の疾病等を早期に発見し、適切に医療につなげて重症化を予防することを目的として、健康診査・人間ドックを実施します。	高齢・障害医療課
			【事業指標】実施内容 【目 標 値】－	
			【参考指標】受診率	
⑤	子宮がん・乳がん検診 (※3)	継続	早期発見に結びつけるため、女性特有のがんに関する検診を実施し、定期的な受診を促します。	健康管理課
			【事業指標】実施内容 【目 標 値】－	
			【参考指標】受診者数	
⑥	スポーツ教室・大会等の充実 (※4)	新規	魅力のある多様なスポーツ教室・大会等を開催し、スポーツを楽しむ機会を提供するとともに、年齢や性別等を問わず誰もがスポーツにアクセスしやすい環境を整備します。	スポーツ振興課
			【事業指標】実施内容 【目 標 値】－	
			【参考指標】－	

※1 関連計画「すこやかプラン・川越（川越市高齢者保健福祉計画・第9期川越市介護保険事業計画）」、「健康かわごえ推進プラン（第3次）」

※2 関連計画「川越市国民健康保険 第3期保健事業等実施計画（データヘルス計画）」

※3 関連計画「健康かわごえ推進プラン（第3次）」

※4 関連計画「第四次川越市スポーツ推進計画」

【取組の方向】

(3) 生命と健康を守る教育・啓発

一人ひとりが健康に向き合うために、性感染症予防や薬物乱用防止についての正しい知識の普及・啓発を行います。また、発達段階に応じた性教育等を通じて命と人権を大切に
する意識の醸成を図ります。

【具体的事業】

No.	事業名	区分	事業内容	担当
①	性感染症の検査 (※1)	継続	エイズを含む性感染症に関する検査を実施し、病気の早期発見・早期治療により、病気のまん延防止を図ります。	保健予防課
			【事業指標】 実施内容	
			【参考指標】 実施件数	
②	性感染症予防の出前講座 (※2)	継続	市内の中学校等を対象にエイズを含む性感染症に関する正しい知識を普及・啓発するため、出前講座を実施します。	保健予防課
			【事業指標】 実施校数	
			【参考指標】 ー	
③	学校における性教育の充実	継続	学習指導要領にもとづき、発達段階に応じて生命と人権を大切にする性教育を実施します。	教育指導課
			【事業指標】 実施校数	
			【参考指標】 ー	
④	子育て体験学習 (※3)	継続	市立中学校において、乳幼児及びその保護者との交流、妊婦体験及び誕生学講座を実施し、自己肯定感の高揚や母性・父性の育成を支援します。	こども育成課
			【事業指標】 実施校数	
			【参考指標】 ー	
⑤	薬物乱用防止の啓発 (※4)	継続	イベントにおいてリーフレットの配布や広報等に掲載するなどして必要な情報提供を行います。	保健総務課
			【事業指標】 実施内容	
			【参考指標】 ー	

※1 関連計画「第四次川越市保健医療計画」、「川越市こども計画」、「第二次川越市自殺対策計画」

※2 関連計画「川越市こども計画」、「第二次川越市自殺対策計画」

※3 関連計画「川越市こども計画」

※4 関連計画「第四次川越市保健医療計画」

主要課題 1.1 困難な問題を抱える女性への支援 《新規》《重点》

【女性支援法に基づく基本計画】

【成果指標】

指標名	策定時	目標値
「市の情報提供に対する満足度」のうち、『提供されている』と感じる女性の割合	82.4% (令和6年度)	85% (令和12年度)
生活（こころと体、家庭、法律、くらしなど）に関する様々な相談窓口があることの認知度	58.6% (令和4年度)	70% (令和10年度)

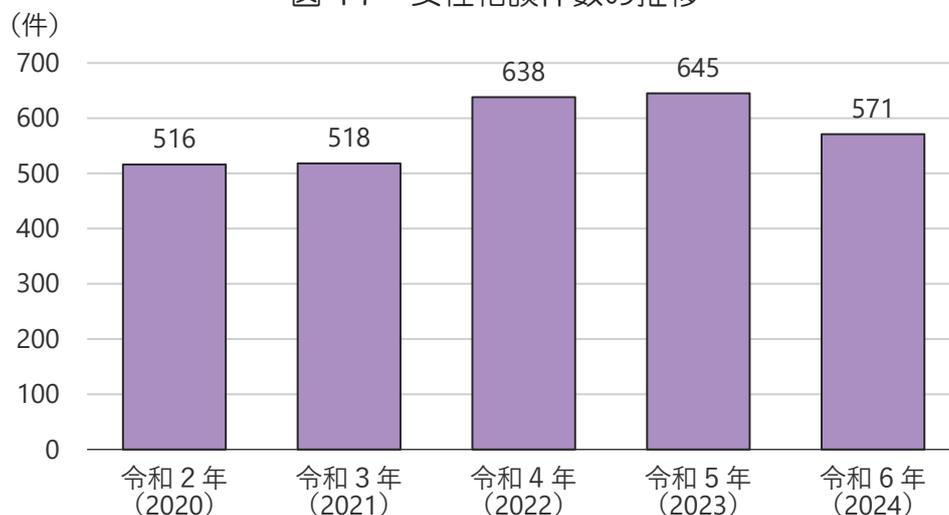
【現状と課題】

近年、女性をめぐる問題は生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭関係破綻など複雑化、多様化、複合化しています。そうした困難な状況に置かれる女性の福祉の増進や人権の尊重等を目的とした女性支援法が令和6年4月1日に施行されました。

本市においても、DV相談を含む女性相談件数は、令和4（2022）年度に年間600件を超えて以降、高い水準で推移しており（図17）、相談内容は多様化・複雑化しています（図18）。困難な問題を抱える女性が適切に相談できず支援に繋がらない場合、困難な問題の深刻化、女性自身のさらなる孤立などの悪影響につながる恐れがあります。そうした状況を防ぐためにも、困難な問題を抱える女性の属性や世代に応じた多様な相談窓口を充実させ、相談後の迅速かつ的確な対応に向けた関係機関の連携に取り組んでいく必要があります。これは、固定的性別役割分担意識を背景に孤独や孤立・生きづらさを抱えがちな男性をはじめ、様々な困難を抱える人々を支援につなげるためにも重要な取組です。

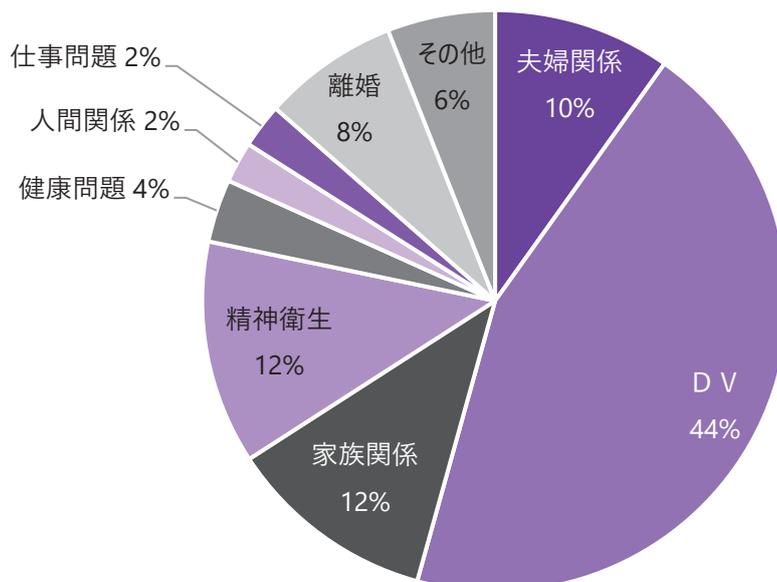
また、行政機関のみでは対応が行き届きにくい支援を行うために、公的機関と対等な立場で連携し、互いの活動を補完しながら、困難な問題を抱える女性への支援を行う民間団体の育成が必要です。

図17 女性相談件数の推移



資料：男女共同参画課調べ

図 18 令和6年度女性相談の主訴内訳



資料：男女共同参画課調べ

【取組の方向】

(1) 相談窓口の充実

困難な問題を抱える人の属性や世代に応じた相談を実施し、相談者の状況に応じた支援や情報提供を行います。

【具体的事業】

No.	事業名	区分	事業内容	担当
①	女性相談	継続	家庭生活、夫婦関係など女性の様々な悩みに対して、女性相談支援員が応じます。	男女共同参画課
			【事業指標】実施日数 【目標値】開庁日	
			【参考指標】相談件数	
②	カウンセリングルームの相談	継続	女性が抱える心の悩みについて、女性のカウンセラーが応じます。	男女共同参画課
			【事業指標】実施日数 【目標値】年24日	
			【参考指標】相談件数	
③	人権相談	継続	法務局及び人権擁護委員と連携して各種人権相談を実施します。	人権推進課
			【事業指標】実施日数 【目標値】年13日	
			【参考指標】相談件数	

No.	事業名	区分	事業内容	担当
④	市民相談 (※1)	継続	相談窓口において、市民の家庭及び社会生活上のさまざまな相談に対応します。	広聴課
			【事業指標】実施日数 【目標値】開庁日	
			【参考指標】相談件数	
⑤	家庭児童相談 (※2)	継続	こどもの発達に関すること、学校生活（幼稚園、保育所等も含む）、家族関係等の相談に応じます。	こども家庭課
			【事業指標】実施日数 【目標値】開庁日	
			【参考指標】相談件数	
⑥	障害者の相談 (※3)	継続	障害者等が、安心して充実した生活を送ることができるように、障害者等に関するあらゆる相談に応じ、生活・就労の両面から総合的な支援を行います。	障害者総合相談支援センター
			【事業指標】実施日数 【目標値】開所日	
			【参考指標】相談件数	
⑦	高齢者の相談	継続	高齢者虐待の早期発見や、介護に取り組む家族等を支援する観点から、高齢者に関する総合的な相談に応じます。	福祉相談センター
			【事業指標】実施日数 【目標値】開所日	
			【参考指標】相談件数	
⑧	外国籍市民相談 (※4)	継続	外国籍市民の家庭生活や社会生活における相談に応じ、適切な助言を行い、生活を支援します。	国際文化交流課
			【事業指標】実施内容 【目標値】－	
			【参考指標】①開催日数、②相談件数	
⑨	精神保健福祉相談 (※5)	継続	精神保健福祉士・保健師が、こころの健康に関することや精神保健福祉に関する相談を受け付けます。	保健予防課
			【事業指標】実施日数 【目標値】開庁日	
			【参考指標】相談件数	
⑩	犯罪被害者等総合相談 (※6)	継続	犯罪被害者等からの相談及び各種支援施策の情報提供、助言等を行います。	防犯・交通安全課
			【事業指標】実施日数 【目標値】開庁日	
			【参考指標】相談件数	

※1 関連計画「第二次川越市自殺対策計画」

※2 関連計画「川越市こども計画」

※3 関連計画「川越市障害者支援計画」

※4 関連計画「第六次川越市国際化基本計画」

※5 関連計画「第四次川越市保健医療計画」、「川越市障害者支援計画」、「第二次川越市自殺対策計画」、「すこやかプラン・川越（川越市高齢者保健福祉計画・第9期川越市介護保険事業計画）」

※6 関連計画「川越市防犯のまちづくり基本方針」

【取組の方向】

(2) 関係機関等との連携・民間団体の育成

複雑化、多様化、複合化する困難な課題に対して、迅速かつ的確に対応するために、民間団体の育成、関係機関との連携強化を図ります。また、必要に応じて生活保護制度の活用等、自立に向けた支援を行います。

【具体的事業】

No.	事業名	区分	事業内容	担当
①	困難な問題を抱える女性支援のための関係機関との連携	新規	関係部署や関係機関と情報交換を行い、困難な問題を抱える女性の支援に関する連携強化に努めます。	男女共同参画課
			【事業指標】 実施内容 【目標値】 ー	
			【参考指標】 会議開催回数	
②	民間団体との連携	新規	困難を抱える女性を支援するNPO 団体等の民間団体の発掘・育成を実施し、民間団体との連携による支援体制強化を図ります。	男女共同参画課
			【事業指標】 実施内容 【目標値】 ー	
			【参考指標】 ー	
③	経済的支援	継続	生活保護制度により、困難を抱える女性の生活保障と、自立に向けた支援を実施します。	生活福祉課
			【事業指標】 実施内容 【目標値】 ー	
			【参考指標】 支援世帯数	

コラム⑪ 女性支援法の施行 ～新たな時代へ～

令和6（2024）年4月1日、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（女性支援法）が施行されました。この法律は、DV や生活困窮、性被害など様々な問題に直面する女性たちを包括的に支援することを目的としています。

これまでの売春防止法は、「売春をなすおそれのある女子に対する補導処分・保護更生」を目的としていましたが、現代社会ではそのアプローチが実態と乖離していました。特にコロナ禍では、多くの女性が必要な支援につながらない状況が浮き彫りになりました。

新しい法律は、「女性の福祉」、「人権の尊重や擁護」、「男女平等」を明確に掲げ、売春防止法の「更正」から、多くの女性の立場に「寄り添う支援」へ転換しました。複雑化、多様化、複合化した女性を取り巻く困難な問題に幅広く対応するため、新たな支援の枠組みを構築したのです。

主要課題 1 2 配偶者暴力相談支援センターの機能充実 《重点》

【DV防止法に基づく基本計画】

【女性支援法に基づく基本計画】

【成果指標】

指標名	策定時	目標値
DV相談先の認知度	55.1% (令和5年度)	80% (令和10年度)

【現状と課題】

DVを取り巻く環境については、内閣府「男女間における暴力に関する調査報告書」（令和5（2023）年）では、「配偶者からの暴力被害の有無」について、「被害経験があった」とする女性は27.5%、男性は22.0%で、女性の4人に1人、男性の5人に1人がDV被害に遭っていることが明らかになっています。また、同報告書では精神的DVを受けたとする人の割合が、身体的DVを受けたとする人の割合を上回る結果となっています。DV防止法においても、保護命令の対象に精神的DVに関する項目が加わる改正が令和5（2023）年に行われました。

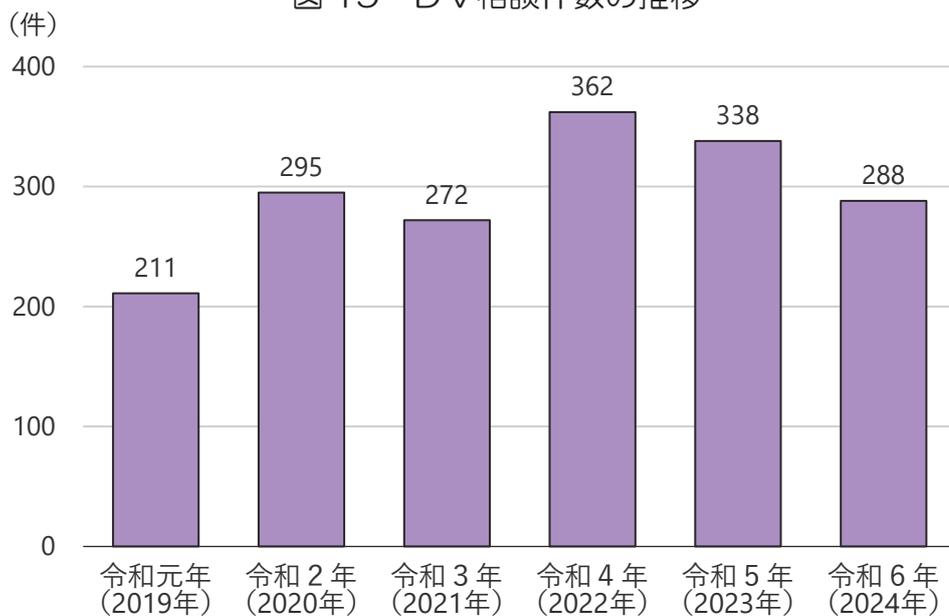
本市では、「川越市配偶者暴力相談支援センター」を設置し、性別にかかわらず、DVの相談や被害者の安全確保等を行っています。DVの相談件数は、令和元（2019）年度の211件から、令和6（2024）年度には288件と約1.4倍となっており（図19）、相談内容は多様化・複雑化しています。

一方、令和5（2023）年度の意識調査では、被害についての相談の有無について、「相談しなかった（できなかった）」と回答した割合は57.0%と半数を超える結果となっており（図20）、DV相談先の認知度について、「どこも知らない」と回答した割合は39.8%でした（図21）。

DVやデートDVの被害者が早期に適切な相談や支援が受けられるように、相談窓口の一層の周知、適切な安全保護の実施と共に、DV被害の未然防止に向けた啓発に取り組んでいく必要があります。

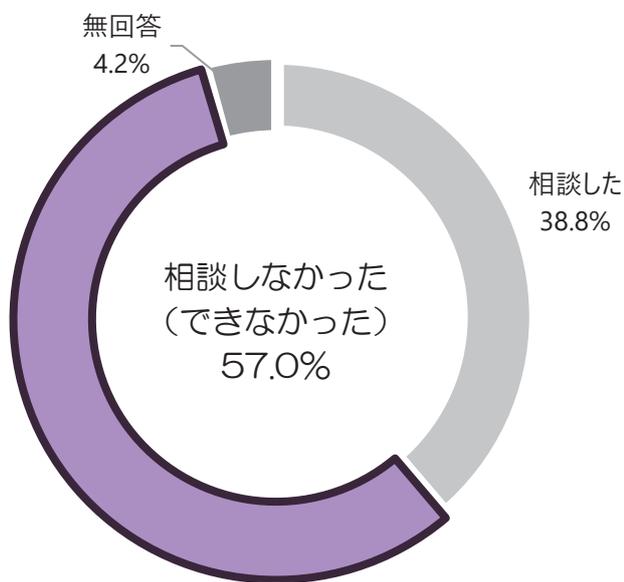
子どもが同居する家庭において、子どもの面前でのDVは心理的虐待とされ、子どもが直接暴力の対象となっている場合もあることから、子どもの安全確保に向けて児童相談所を含めた関係機関等との間で連携強化に努めていきます。

図19 DV相談件数の推移



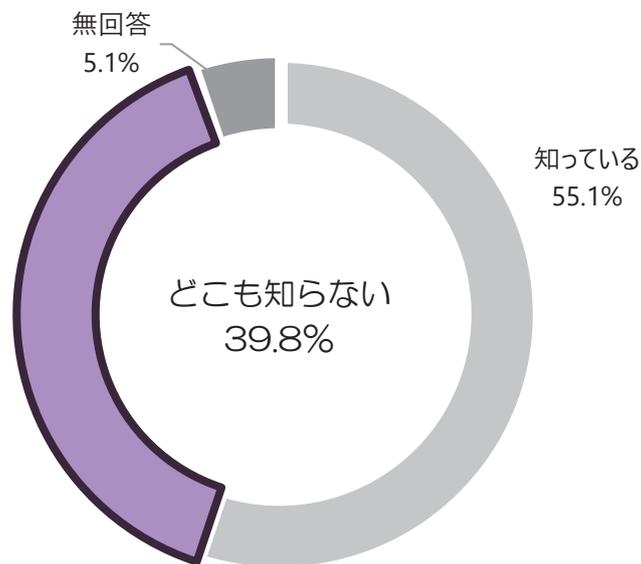
資料：男女共同参画課調べ

図20 配偶者からの暴力に関する相談経験



資料：令和5年度「意識調査」より

図21 配偶者からの暴力の相談機関の認知状況



資料：令和5年度「意識調査」より

【取組の方向】

(1) 配偶者暴力相談支援センターの充実

DV被害者への適切な支援を行うため、関係機関等との連携を強化し、配偶者暴力相談支援センターとしての相談体制の充実を図ります。

【具体的事業】

No.	事業名	区分	事業内容	担当
①	DV相談	継続	DV相談や各種相談証明書の発行等を通じて、DV被害者への適切な相談支援を実施します。	男女共同参画課
			【事業指標】実施日数 【目標値】開庁日	
			【参考指標】相談件数	
②	相談窓口の周知	継続	ホームページや情報紙等、各種媒体を通じてDV等の相談窓口を積極的に周知します。	男女共同参画課
			【事業指標】実施内容 【目標値】—	
			【参考指標】—	
③	DV被害者支援のための関係機関と連携	継続	関係部署や関係機関と情報交換を行い、DV被害者支援に関する連携強化に努めます。	男女共同参画課
			【事業指標】実施内容 【目標値】—	
			【参考指標】会議開催回数	
④	要保護児童対策地域協議会 (※)	継続	DVと児童虐待の関連性に鑑み、要保護児童等の適切な支援を図るため、関係機関が情報を共有し、連携できるよう協議します。	こども家庭課
			【事業指標】実施内容 【目標値】—	
			【参考指標】会議開催回数	

※ 関連計画「川越市こども計画」

【取組の方向】

(2) DV被害者の安全確保

緊急時におけるDV被害者の身体の安全確保のため、世代や属性に応じた一時保護を実施します。また、DV被害者の心理面での安全確保のため、庁内における個人情報保護の取扱いを徹底し、心理的負担軽減を図ります。

【具体的事業】

No.	事業名	区分	事業内容	担 当
①	一時保護施設の利用	継続	DV被害者の状況を勘案しながら、シェルター等への入所と、その後の自立について支援します。	男女共同参画課
			【事業指標】 実施内容 【目 標 値】 ー	
			【参考指標】 保護件数	
②	母子の保護	継続	保護が必要な母子に対して、母子生活支援施設への入所等、状況に応じた支援を実施します。	こども家庭課
			【事業指標】 実施内容 【目 標 値】 ー	
			【参考指標】 保護件数	
③	障害者の一時保護	継続	障害福祉サービス等を利用することにより、被虐待者を虐待者から分離し、一時保護を実施します。	障害者総合相談支援センター
			【事業指標】 実施内容 【目 標 値】 ー	
			【参考指標】 保護件数	
④	高齢者の一時保護	継続	高齢者虐待の早期発見に努め、その被害者を一時保護することで、高齢者の権利を擁護します。	福祉相談センター
			【事業指標】 実施内容 【目 標 値】 ー	
			【参考指標】 保護件数	
⑤	宿泊費の補助	継続	即日対応が困難なDV被害者や困難な問題を抱える女性で、経済的に困窮している等、一定の要件を満たしている場合に、宿泊費用を補助します。	男女共同参画課
			【事業指標】 実施内容 【目 標 値】 ー	
			【参考指標】 補助件数	

No.	事業名	区分	事業内容	担当
⑥	情報漏洩の防止	継続	DV被害者に関する情報漏洩が起こらないよう、情報管理を徹底します。また、庁内に対し情報管理について注意喚起を行います。	男女共同参画課 市民課 学校管理課
			男女共同参画課 【事業指標】 庁内への注意喚起回数 【目標値】 年2回	
			市民課・学校管理課 【事業指標】 実施内容 【目標値】 ー	
			【参考指標】 ー	

コラム⑫ DV（ドメスティック・バイオレンス）

DVとは、配偶者（事実婚や元配偶者も含む）等親密な関係にある、またはあった者から振るわれる暴力のことです。「殴る」「蹴る」といった身体的暴力だけでなく、精神的暴力、経済的暴力、性的暴力等もDVに含まれます。

DVの加害者は、被害者を支配するために暴力を振ります。

DVには「緊張期」「爆発期」「ハネムーン期」のサイクル（周期）があり、何度も繰り返されると言われています。加害者はハネムーン期に優しくなりますが、これは暴力を振られた被害者が離れていくのを防ぐためです。優しくされた被害者は、もしかしたら（今度こそ）暴力が無くなるかもしれないと期待を抱き、逃げるタイミングを失います。

このサイクルが繰り返されることで、被害者は「離れることができない」と思うようになり、支配・被支配の関係は、ますます強まっていく傾向にあります。

【DVの種類】

- 身体的暴力 殴る、蹴る、首を絞める、物を投げつける 等
- 精神的暴力 大声で怒鳴る、無視する、外出や親族・友人との付き合いを制限する、交友関係を監視する 等
- 経済的暴力 生活費を渡さない、仕事を辞めさせる 等
- 性的暴力 性行為を強要する、避妊に協力しない 等

【パープルリボン】

パープルリボンには、女性に対するあらゆる暴力をなくしていこうとのメッセージが込められています。

1994年にアメリカで生まれた草の根運動に始まり、今では国際的な運動へと広まっています。

なお、11月25日が「女性に対する暴力撤廃国際日」であることを踏まえて、日本国内においても、毎年11月12日から11月25日を「女性に対する暴力をなくす運動」期間として、暴力根絶に向けた運動が展開されています。



【取組の方向】

(3) 暴力防止の啓発

DVをはじめとした男女共同参画を阻害するあらゆる暴力の根絶に向け、幅広い年代を対象に啓発活動を実施します。

【具体的事業】

No.	事業名	区分	事業内容	担当
①	女性に対する暴力をなくす運動	継続	11月の国が主唱する「女性に対する暴力をなくす運動」の一環として、パネル掲示やイベントなど啓発活動を実施します。	男女共同参画課
			【事業指標】実施回数 【目標値】年1回	
			【参考指標】－	
②	防犯キャンペーン (※1)	継続	犯罪被害を防止するための意識啓発として、防犯キャンペーンを実施します。	防犯・交通安全課
			【事業指標】実施回数 【目標値】年6回以上	
			【参考指標】参加者数	
③	デートDV防止啓発	継続	若年層に働きかけ、デートDVの被害に遭わないよう予防啓発活動を実施します。	男女共同参画課
			【事業指標】実施内容 【目標値】－	
			【参考指標】－	
④	児童虐待防止の啓発活動 (※2)	継続	児童虐待に関する講座への講師派遣や広報へのチラシ折り込みなどにより、必要な機会をとらえて児童虐待に関する周知啓発を行います。	こども家庭課
			【事業指標】講師派遣回数 【目標値】年5回	
			【参考指標】－	

※1 関連計画「川越市防犯のまちづくり基本方針」

※2 関連計画「川越市こども計画」

コラム⑬ デートDV

デートDVとは、恋人間で、暴力によって相手を思い通りに支配することです。

近年では、元交際相手によって、交際中に撮影した画像や動画をインターネット上に流出される被害も増加しています。デートDVは社会全体で取り組むべき課題です。若者が一人で悩みを抱え込まず安心して助けを求められる環境を整えることが重要です。

次の項目に一つでも当てはまる場合は、デートDVである可能性があります。

- 常に行動をチェックする
- メールなどの返信が遅いと怒る
- 無視する、バカにする、大声でどなる
- 他の人との会話や、メッセージをチェックされる
- デートの時に、いつも自分にお金を払わせる
- 用事があっても、一緒に帰らないと怒る
- 他の人と仲良くしていると責める

成果指標

基本目標	主要課題	分類	指標	策定時	目標値
I	1	継続	固定的性別役割分担意識を否定する人の割合 （「意識調査」より）	69.3% （令和5年度）	75% （令和10年度）
	2	新規	分野別男女平等感【教育の場】で「平等になっている」の割合 （「意識調査」より）	61.5% （令和5年度）	70% （令和10年度）
	3	継続	性的マイノリティ（LGBTQ等）の言葉の認知度 （「意識調査」より）	51.3% （令和5年度）	70% （令和10年度）
II	4	継続	自治会長のうち、女性が占める割合 （地域づくり推進課調べ）	6.2% （令和7年度）	10% （令和12年度）
	5	継続	各種審議会等における女性委員の登用率 （男女共同参画課調べ）	31.0% （令和7年度）	42% （令和12年度）
		継続	市の女性管理職（課長級以上）の割合（※1）	14.9% （令和7年度）	25% （令和12年度）
	6	新規	父親の育児休業の取得状況 （「子ども・子育て支援に関するアンケート調査」より）	19.0% （令和5年度）	30% （令和10年度）
		継続	保育園の待機児童数（※2）	9人 （令和7年度）	0人 （令和11年度）
7	新規	勤務先の女性の労働環境で「不平等はない」の割合 （「意識調査」より）	46.7% （令和5年度）	50%以上 （令和10年度）	
III	8	新規	女性消防団員の人数 （消防局総務課調べ）	21人 （令和7年度）	25人 （令和12年度）
	9	新規	幸福だと感じている高齢者の割合（※3）	43.0% （令和4年度）	43.1%以上 （令和12年度）
		新規	障害者の福祉施設利用者の一般就労への移行者数（※3）	21人 （令和3年度）	40人 （令和12年度）
	10	新規	65歳からの健康寿命（※3）	男性：17.99年 女性：20.75年 （令和5年）	男性：17.99年以上 女性：20.75年以上 （令和12年）
	11	新規	「市の情報提供に対する満足度」のうち、『提供されている』と感じる女性の割合 （「市民意識調査」より）	82.4% （令和6年度）	85% （令和12年度）
		新規	生活（こころと体、家庭、法律、くらしなど）に関する様々な相談窓口があることの認知度 （※4）	58.6% （令和4年度）	70% （令和10年度）
12	継続	DV相談先の認知度（「意識調査」より）	55.1% （令和5年度）	80% （令和10年度）	

※1 「第二次川越市女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（前期計画）」の目標値

※2 「川越市子ども計画」の目標値

※3 「第五次川越市総合計画」の目標値

※4 「第二次川越市自殺対策計画」の目標値

資料編



第六次川越市男女共同参画基本計画における評価指標の達成状況

基本目標	主要課題	指標	計画策定時 (調査年度)	目標値	現状	担当課
I	1	固定的性別役割分担意識を否定する人の割合 (意識調査より)	58.2% (平成30年度)	増加 (令和5年度)	69.3% (令和5年度)	男女共同参画課
	2	男女共同参画に関する教職員向け研修の回数	年1回 (令和元年度)	年1回 (令和7年度)	年1回 (令和7年度)	教育指導課 教育センター
	3	自治会長のうち、女性が占める割合	4.1% (令和元年度)	増加 (令和7年度)	6.2% (令和7年度)	地域づくり推進課
	4	女性の視点を取り入れた備蓄品の配置状況	63か所中 59か所 (令和元年度)	全避難所 (令和7年度)	63か所 (全避難所) (令和7年度)	防災危機管理室
	5	各種審議会等における女性の登用率(法律又は条例設置の附属機関)	28.6% (令和2年度)	40.0% (令和7年度)	31.0% (令和7年度)	男女共同参画課
		市の女性管理職(課長級以上)の割合	12.0% (令和2年度)	15.0% (令和7年度)	14.9% (令和7年度)	職員課
II	6	市男性職員の育児休業の取得率	20.0% (令和元年度)	20.0%以上 (令和6年度)	80.4% (令和6年度)	職員課
		保育園の待機児童数	2人 (令和2年度)	0人 (令和6年度)	9人 (令和7年度)	保育課
	7	男女共同参画推進施設における就労支援講座の時間数	191.5時間 (令和元年度)	190時間以上 (令和7年度)	196.5時間 (令和6年度)	男女共同参画課
III	8	性的マイノリティ(LGBT等)の言葉の認知度 (意識調査より)	60.0% (平成30年度)	増加 (令和5年度)	51.3% (令和5年度)	男女共同参画課
	9	母子家庭等就業・自立支援センター事業の延べ利用者数	166人 (令和元年度)	300人 (令和6年度)	386人 (令和6年度)	こども家庭課
	10	乳がん・子宮がん検診の受診者数	乳がん 6,031人 子宮がん 5,159人 (平成30年度)	乳がん 増加 子宮がん 増加 (令和7年度)	乳がん 5,676人 子宮がん 6,328人 (令和6年度)	健康管理課
IV	11	関係機関等との連携会議の開催回数	年4回 (令和元年度)	年4回 (令和7年度)	年4回 (令和7年度)	男女共同参画課
	12	DVの相談先の認知度 (意識調査より)	64.3% (平成30年度)	80.0% (令和5年度)	55.1% (令和5年度)	男女共同参画課

※「現状」において、目標達成した箇所を緑、未達成であった箇所を青で表示

第七次川越市男女共同参画基本計画策定までの経過

令和5（2023）年度	
6月16日～7月14日	川越市男女共同参画に関する意識調査実施
12月	川越市男女共同参画に関する意識調査結果公表
令和6（2024）年度	
12月	「第六次川越市男女共同参画基本計画 中間とりまとめ」作成
1月9日	令和6年度第3回川越市男女共同参画庁内会議
1月20日	令和6年度第3回川越市男女共同参画審議会 「次期川越市男女共同参画基本計画の策定について」諮問
令和7（2025）年度	
6月25日	令和7年度第1回川越市男女共同参画庁内会議
7月16日	令和7年度第1回川越市男女共同参画審議会
8月18日	令和7年度第2回川越市男女共同参画庁内会議
8月21日	令和7年度第2回川越市男女共同参画審議会
10月20日	令和7年度第3回川越市男女共同参画庁内会議
10月22日	令和7年度第3回川越市男女共同参画審議会
11月20日	庁議
11月21日～12月22日	「第七次川越市男女共同参画基本計画（原案）」に対する意見公募
12月24日	令和7年度第4回川越市男女共同参画庁内会議
1月13日	令和7年度第4回川越市男女共同参画審議会 「第七次川越市男女共同参画基本計画の策定について」答申



男女共同参画審議会答申の様子

川越市男女共同参画審議会委員名簿

任期 令和7年2月1日～令和9年1月31日

役職	氏名	団体名等
会長	大橋 稔	城西大学教授
副会長	大森 三起子	弁護士
委員	荒木 浩子	公募
委員	笠井 洋佳	川越市校長会
委員	小林 敦子	研修講師・コンサルタント
委員	齊藤 克子	一般社団法人 川越市医師会
委員	櫻井 理恵	川越商工会議所
委員	高橋 健治	川越市自治会連合会
委員	高橋 巧	連合埼玉川越・西入間地域協議会
委員	高柳 亮伯	川越人権擁護委員協議会
委員	平林 美枝子	女性相談員経験者
委員	平松 賢治	公募
委員	村川 はつ枝	川越市女性団体連絡協議会
委員	八木 麻子	公募
委員	矢定 夕有子	地域会議会長連絡会議
委員	山口 日出美	川越市社会教育委員協議会

委員は五十音順

男女共同参画社会基本法

(平成十一年六月二十三日法律第七十八号)

最終改正：令和七年六月二十七日法律第八十号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施

策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都

道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(連携及び協働の促進)

第十八条 国及び地方公共団体は、国、地方公共団体、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動を行う民間の団体その他の関係者が相互に連携と協働を図ることにより男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の効果的な推進が図られることに鑑み、これらの者の間における協議の促進その他の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、前項の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を推進するための拠点としての機能を担う体制を、単独で又は共同して、確保する

ように努めるものとする。

(人材の確保等)

第十八条の二 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定及び実施に関する業務並びに民間の団体が行う男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動に従事する人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるように努めるものとする。

(調査研究)

第十八条の三 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の国及び地方公共団体の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定及び実施に資する調査研究を推進するように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第十九条 国は、前三条に定めるもののほか、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が行う男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動を支援するため、助言、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第二十条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各

大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
- 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附則 略

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成十三年四月十三日法律第三十一号)

最終改正：令和七年十二月十日法律第八十四号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の保護(被害者の自立を支援することを含む。以下同じ。)を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣(以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。)は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
- 三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な国、地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
- 三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な当該都道府県、関係地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する

重要事項

- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

（配偶者暴力相談支援センター）

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する女性相談支援センターその他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
 - 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - 三 被害者（被害者とその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
 - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に

委託して行うものとする。

- 5 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 6 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

（女性相談支援員による相談等）

第四条 女性相談支援員は、被害者の相談に応じ、必要な援助を行うことができる。

（女性自立支援施設における保護）

第五条 都道府県は、女性自立支援施設において被害者の保護を行うことができる。

（協議会）

第五条の二 都道府県は、単独で又は共同して、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、関係機関、関係団体、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関連する職務に従事する者その他の関係者（第五項において「関係機関等」という。）により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、単独で又は共同して、協議会を組織することができる。
- 3 協議会は、被害者に関する情報その他被害者の保護を図るために必要な情報の交換を行うとともに、被害者に対する支援の内容に関する協議を行うものとする。
- 4 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。
- 5 協議会は、第三項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

（秘密保持義務）

第五条の三 協議会の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第五条の四 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第三章 被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同

じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和三十九年法律第百六十二号)、警察官職務執行法(昭和三十二年法律第百三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和三十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和三十五年法律第百四十四号)、児童福祉法(昭和三十二年法律第百六十四号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(接近禁止命令等)

第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知してする脅迫(以下この章において「身体に対する暴力等」という。))を受けた者に限る。以下この条並びに第十二条第一項第三号及び第四号において同じ。)が、配偶者(配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条及び第十二条第一項第二号から第四号までにおいて同じ。)からの更なる身体に対する暴力等により、その生命又は心身に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して一年間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

2 前項の場合において、同項の規定による命令(以下「接近禁止命令」という。)を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、被害者に対して次に掲げる行為をしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

- 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
- 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、文書を送付し、通信文その他の情報（電気通信（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第一号に規定する電気通信をいう。以下この号及び第六項第一号において同じ。）の送信元、送信先、通信日時その他の電気通信を行うために必要な情報を含む。以下この条において「通信文等」という。）をファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールの送信等を行うこと。
- 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、通信文等をファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールの送信等を行うこと。
- 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
- 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、その性的羞恥心を害する文書、凶画、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この号において同じ。）に係る記録媒体その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する電磁的記録その他の記録を送信し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 九 その承諾を得ないで、その所持する位置情報記録・送信装置（当該装置の位置に係る位置情報（地理空間情報活用推進基本法（平成十九年法律第六十三号）第二条第一項第一号に規定する位置情報をいう。以下この号及び次号において同じ。）を記録し、又は送信する機能を有する装置で政令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）（第十一号に規定する行為がされた位置情報記録・送信装置を含む。）により記録され、又は送信される当該位置情報記録・送信装置の位置に係る位置情報を政令で定める方法により取得すること。
- 十 その承諾を得ないで、その所持する位置特定用識別情報送信装置（当該装置を識別する情報を送信する機能を有し、当該装置の周辺において当該情報を受信した識別情報送受信装置（位置情報記録・送信装

置その他の装置であって、当該情報を受信し、及び送信する機能を有するものをいう。）の位置に係る位置情報を利用して、その所在する地点又は区域の位置を特定するために用いられる装置をいう。以下この号及び次号において同じ。）（同号に規定する行為がされた位置特定用識別情報送信装置を含む。）の位置に係る位置情報を取得すること。

- 十一 その承諾を得ないで、その所持する物に位置情報記録・送信装置又は位置特定用識別情報送信装置（以下この号において「位置情報記録・送信装置等」という。）を取り付けること、位置情報記録・送信装置等を取り付けた物を交付することその他その移動に伴い位置情報記録・送信装置等を移動し得る状態にする行為として政令で定める行為をすること。
- 3 第一項の場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいはならないこと及び当該子に対して前項第二号から第十一号までに掲げる行為（同項第五号に掲げる行為にあつては、電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することに限る。）をしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第一項の場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、

当該親族等の住居(当該配偶者と共に生活の本拠として
いる住居を除く。以下この項において同じ。)その他の
場所において当該親族等の身边につきまとい、又は当該
親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付
近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等(被害者の十五歳未満の
子を除く。以下この項において同じ。)の同意(当該親
族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合に
あっては、その法定代理人の同意)がある場合に限り、
することができる。

6 第二項第四号及び第五号の「電子メールの送信等」と
は、次の各号のいずれかに掲げる行為(電話をかけるこ
と及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信する
ことを除く。)をいう。

一 電子メール(特定電子メールの送信の適正化等に
関する法律(平成十四年法律第二十六号)第二条第一
号に規定する電子メールをいう。)その他のその受信
をする者を特定して情報を伝達するために用いられ
る電気通信の送信を行うこと。

二 前号に掲げるもののほか、電子情報処理組織を使
用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法
であって、内閣府令で定めるものを用いて通信文等
の送信を行うこと。

(退去等命令)

第十条の二 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は
生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を
加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章におい
て同じ。))を受けた者に限る。以下この条及び第十八条
第一項において同じ。)が、配偶者(配偶者からの身体
に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被
害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあ
っては、当該配偶者であった者。以下この条、第十二条
第二項第二号及び第十八条第一項において同じ。)から
更に身体に対する暴力を受けることにより、その生命又
は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁
判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命
令の効力が生じた日から起算して二月間(被害者及び当
該配偶者が生活の本拠として使用する建物又は区分建
物(不動産登記法(平成十六年法律第百二十三号)第二
条第二十二号に規定する区分建物をいう。)の所有者又
は賃借人が被害者のみである場合において、被害者の申
立てがあったときは、六月間)、被害者と共に生活の本
拠としている住居から退去すること及び当該住居の付
近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。
ただし、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生
活の本拠を共にする場合に限る。

(管轄裁判所)

第十一条 接近禁止命令及び前条の規定による命令(以下
「退去等命令」という。)の申立てに係る事件は、相手
方の住所(日本国内に住所がないとき又は住所が知れな
いときは居所)の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に
属する。

2 接近禁止命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄
する地方裁判所にもすることができる。

一 申立人の住所又は居所の所在地
二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力
等が行われた地

3 退去等命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄す
る地方裁判所にもすることができる。

一 申立人の住所又は居所の所在地
二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力
又は生命等に対する脅迫が行われた地

(接近禁止命令等の申立て等)

第十二条 接近禁止命令及び第十条第二項から第四項ま
での規定による命令の申立ては、次に掲げる事項を記載
した書面で行わなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力等を受けた状況
(当該身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が
離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であっ
て、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力
等を受けたときにあっては、当該配偶者であった者
からの身体に対する暴力等を受けた状況を含む。)

二 前号に掲げるもののほか、配偶者からの更なる身
体に対する暴力等により、生命又は心身に重大な危
害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立て
の時にける事情

三 第十条第三項の規定による命令(以下この号並び
に第十七条第三項及び第四項において「三項命令」と
いう。)の申立てをする場合にあっては、被害者が当
該同居している子に関して配偶者と面会することを
余儀なくされることを防止するため当該三項命令を
発する必要があると認めるに足りる申立ての時に
ける事情

四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場
合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者
と面会することを余儀なくされることを防止するた
め当該命令を発する必要があると認めるに足りる申
立ての時にける事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員
に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援
助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実が
あるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察
職員の所属官署の名称

- 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
 - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
 - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容
- 2 退去等命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面で行なければならない。
- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況（当該身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であって、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けたときにあっては、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況を含む。）
 - 二 前号に掲げるもののほか、配偶者から更に身体に対する暴力を受けることにより、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時の事情
 - 三 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前二号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
 - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
 - 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
 - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
 - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容
- 3 前二項の書面（以下「申立書」という。）に第一項第五号イからニまで又は前項第三号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、第一項第一号から第四号まで又は前項第一号及び第二号に掲げる事項についての申立人の供述を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十三条第一項又は第五十九条第三項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、接近禁止命令、第十条第二項から第四項までの規定による命令及び退去等命令（以下「保護命令」という。）の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命

令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

- 2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまで又は同条第二項第三号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し、又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（期日の呼出し）

第十四条の二 保護命令に関する手続における期日の呼出しは、呼出状の送達、当該事件について出頭した者に対する期日の告知その他相当と認める方法によってする。

- 2 呼出状の送達及び当該事件について出頭した者に対する期日の告知以外の方法による期日の呼出しをしたときは、期日に出席しない者に対し、法律上の制裁その他期日の不遵守による不利益を帰することができない。ただし、その者が期日の呼出しを受けた旨を記載した書面を提出したときは、この限りでない。

（公示送達の方法）

第十四条の三 保護命令に関する手続における公示送達は、裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨を裁判所の掲示場に掲示してする。

（電子情報処理組織による申立て等）

第十四条の四 保護命令に関する手続における申立てその他の申述（以下この条において「申立て等」という。）のうち、当該申立て等に関するこの法律その他の法令の規定により書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。次項及び第四項において同じ。）をもってするものとされているものであって、最高裁判所の定める裁判所に対してするもの（当該裁判所の裁判長、受命裁判官、受託裁判官又は裁判所書記官に対してするものを含む。）については、当該法令の規定にかかわらず、最高裁判所規則で定めるところにより、電子情報処理組織（裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第三項において同じ。）と申立て等をす

る者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を用いてすることができる。

- 2 前項の規定によりされた申立て等については、当該申立て等を書面等をもってするものとして規定した申立て等に関する法令の規定に規定する書面等をもってされたものとみなして、当該申立て等に関する法令の規定を適用する。
- 3 第一項の規定によりされた申立て等は、同項の裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、当該裁判所に到達したものとみなす。
- 4 第一項の場合において、当該申立て等に関する他の法令の規定により署名等(署名、記名、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。以下この項において同じ。)をすることとされているものについては、当該申立て等をする者は、当該法令の規定にかかわらず、当該署名等に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、氏名又は名称を明らかにする措置を講じなければならない。
- 5 第一項の規定によりされた申立て等が第三項に規定するファイルに記録されたときは、第一項の裁判所は、当該ファイルに記録された情報の内容を書面に出力しなければならない。
- 6 第一項の規定によりされた申立て等に係るこの法律その他の法令の規定による事件の記録の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付は、前項の書面をもってするものとする。当該申立て等に係る書類の送達又は送付も、同様とする。

(保護命令の申立てについての決定等)

- 第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。
- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
 - 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
 - 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまで又は同条第二項第三号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター(当該申立書に名称が記載された配

偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター)の長に通知するものとする。

- 5 保護命令は、執行力を有しない。
(即時抗告)
- 第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。
- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
 - 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
 - 4 前項の規定により接近禁止命令の効力の停止を命ずる場合において、第十条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
 - 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
 - 6 抗告裁判所が接近禁止命令を取り消す場合において、第十条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
 - 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
 - 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

- 第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。接近禁止命令又は第十条第二項から第四項までの規定による命令にあっては接近禁止命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した日以後において、退去等命令にあっては当該退去等命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した日以後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

- 2 前条第六項の規定は、接近禁止命令を発した裁判所が前項の規定により当該接近禁止命令を取り消す場合について準用する。
- 3 三項命令を受けた者は、接近禁止命令が効力を生じた日から起算して六月を経過した日又は当該三項命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した日のいずれか遅い日以後において、当該三項命令を発した裁判所に対し、第十条第三項に規定する要件を欠くに至ったことを理由として、当該三項命令の取消しの申立てをすることができる。
- 4 裁判所は、前項の取消しの裁判をするときは、当該取消しに係る三項命令の申立てをした者の意見を聴かなければならない。
- 5 第三項の取消しの申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。
- 6 第三項の取消しの裁判は、確定しなければその効力を生じない。
- 7 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、第一項から第三項までの場合について準用する。

(退去等命令の再度の申立て)

第十八条 退去等命令が発せられた後に当該発せられた退去等命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする退去等命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の期間までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の退去等命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、退去等命令を発するものとする。ただし、当該退去等命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該退去等命令を発しないことができる。

- 2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第二項各号列記以外の部分中「事項」とあるのは「事項及び第十八条第一項本文の事情」と、同項第三号中「事項に」とあるのは「事項及び第十八条第一項本文の事情に」と、同条第三項中「事項に」とあるのは「事項並びに第十八条第一項本文の事情に」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方によっては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手

方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

第二十条 削除

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第九号)第一編から第四編までの規定(同法第七十一条第二項、第九十一条の二、第九十二条第九項及び第十項、第九十二条の二第二項、第九十四条、第百条第二項、第一編第五章第四節第三款、第百十一条、第一編第七章、第百三十三条の二第五項及び第六項、第百三十三条の三第二項、第百五十一条第三項、第百六十条第二項、第百八十五条第三項、第二百五条第二項、第二百五条第二項、第二百二十七条第二項並びに第二百三十二条の二の規定を除く。)を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十二条第一項本文	前条の規定による措置を開始した	裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた
第十二条第一項ただし書	前条の規定による措置を開始した	当該掲示を始めた
第十三条	書類又は電磁的記録	書類
	記載又は記録	記載
第三十三条の三第一項	第百十一条の規定による措置を開始した	裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた
	記載され、又は記録された書面又は電磁的記録	記載された書面
	当該書面又は電磁的記録	当該書面
	又は電磁的記録その他これに類する書面又は電磁的記録	その他これに類する書面

第百五十一条第二項及び第百三十一条の二第二項	方法又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する方法	方法
第百六十条第一項	最高裁判所規則で定めるところにより、電子調書（期日又は期日外における手続の方式、内容及び経過等の記録及び公証をするためにこの法律その他の法令の規定により裁判所書記官が作成する電磁的記録をいう。以下同じ。）	調書
第百六十条第三項	前項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容に	調書の記載について
第百六十条第四項	第二項の規定によりファイルに記録された電子調書	調書
	当該電子調書	当該調書
第百六十条の二第一項	前条第二項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容	調書の記載
第百六十条の二第二項	その旨をファイルに記録して	調書を作成して
第二百五条第三項	事項又は前項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項	事項
第二百五条第四項	事項又は第二項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項	事項
第二百三十一条の三第二項	若しくは送付し、又は最高裁判所規則で定める電子情	又は送付する

	報処理組織を使用する	
第二百六十一条第四項	電子調書	調書
	記録しなければ	記載しなければ

（最高裁判所規則）

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

（職務関係者による配慮等）

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

（教育及び啓発）

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

（調査研究の推進等）

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

（民間の団体に対する援助）

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

（都道府県及び市町村の支弁）

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う女性相談支援センターの運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
- 二 第三条第三項第三号の規定に基づき女性相談支援センターが行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 三 第四条の規定に基づき都道府県が置く女性相談支

援員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市町村は、第四条の規定に基づき市町村が置く女性相談支援員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

（国の負担及び補助）

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
- 二 市町村が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

（この法律の準用）

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定（同条を除く。）中「配偶者からの暴力」とあるのは、「特定関係者からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手（以下「特定関係者」という。）
	、被害者	、被害者（特定関係者からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	特定関係者又は特定関係者であった者

第十条第一項から第四項まで、第十条の二、第十一条第二項第二号及び第三項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで並びに第二項第一号及び第二号並びに第十八条第一項	配偶者	特定関係者
第十条第一項、第十条の二並びに第十二条第一項第一号及び第二項第一号	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項まで及び第十条の二の規定によるものを含む。第三十一条において同じ。）に違反した者は、二年以下の拘禁刑又は二百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第三条第五項又は第五条の三の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第三十一条 第十二条第一項若しくは第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項若しくは第二項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附則 略

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

(平成二十七年九月四日法律第六十四号)

最終改正：令和七年六月十一日法律第六十三号

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性はその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮し、併せて、女性の健康上の特性に留意して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければなら

ない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
- 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ 職場において行われる就業環境を害する言動に起因する問題の解決を促進するために必要な措置に関する事項
 - ニ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勧案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(以下この条において「都道府県推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

- 2 市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画)を勧案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(次項において「市町村推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画(次項において「事業主行動計画」と総称する。)の策定に関する指針(以下「事業主行動計画策定指針」という。)を定めなければならない。

- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。
 - 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
 - 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画等

(一般事業主行動計画の策定等)

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主(以下「一般事

業主」という。)であって、常時雇用する労働者の数が百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画(一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。)を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勧案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般

事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項及び第十四条第一項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和四十七年法律第百十三号)第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「特例認

定一般事業主」という。)については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

- 一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。
- 二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- 四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定す

る基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四第一項及び第二項、第五条の五、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成二十七年法律第六十四号)第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」と、「同項に」とあるのは「次項に」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主

又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はこれらの職員で政令で定めるもの(以下「特定事業主」という。)は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画(特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。)を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)
 第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主(常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものに限る。)は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- 二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

2 第八条第一項に規定する一般事業主(前項に規定する一般事業主を除く。)は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表しなければならない。

3 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する第一項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)
 第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- 二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとし

て内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第二十三条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等(沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。)の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主(次項において「認定一般事業主等」という。)の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよう努めるものとする。

(啓発活動)

第二十五条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十六条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十七条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関(以下この条において「関係機関」という。)は、第二十二条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区

域内において第二十二条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 一般事業主の団体又はその連合団体
- 二 学識経験者
- 三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

（秘密保持義務）

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

（報告の徴収並びに助言、指導及び勧告）

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

（公表）

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項若しくは第二項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第三項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

（権限の委任）

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

（政令への委任）

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十二条第四項の規定に違反して秘密を漏らした者
- 二 第二十八条の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第二項（第十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- 四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十九条 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附則 略

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

(令和四年五月二十五日法律第五十二号)

最終改正：令和四年六月十七日法律第六十八号

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多いことに鑑み、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、困難な問題を抱える女性への支援に関する必要な事項を定めることにより、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進し、もって人権が尊重され、及び女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「困難な問題を抱える女性」とは、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性(そのおそれのある女性を含む。)をいう。

(基本理念)

第三条 困難な問題を抱える女性への支援のための施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 女性の抱える問題が多様化するとともに複合化し、そのために複雑化していることを踏まえ、困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に合った最適な支援を受けられるようにすることにより、その福祉が増進されるよう、その発見、相談、心身の健康の回復のための援助、自立して生活するための援助等の多様な支援を包括的に提供する体制を整備すること。
- 二 困難な問題を抱える女性への支援が、関係機関及び民間の団体の協働により、早期から切れ目なく実施されるようにすること。
- 三 人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とすること。

(国及び地方公共団体の責務)

第四条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、困難な問題を抱える女性への支援のために必要な施策を講ずる責務を有する。

(関連施策の活用)

第五条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、必要に応じて福祉、保健医療、労働、住まい及び教育に関する施策その他の関連施策の活用が図られるよう努めなければ

ならない。

(緊密な連携)

第六条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、関係地方公共団体相互間の緊密な連携が図られるとともに、この法律に基づく支援を行う機関と福祉事務所(社会福祉法(昭和三十六年法律第四十五号)に規定する福祉に関する事務所をいう。)、児童相談所、児童福祉施設(児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第七条第一項に規定する児童福祉施設をいう。)、保健所、医療機関、職業紹介機関(労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(昭和四十一年法律第百三十二号)第二条に規定する職業紹介機関をいう。)、職業訓練機関、教育機関、都道府県警察、日本司法支援センター(総合法律支援法(平成十六年法律第七十四号)第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。)、配偶者暴力相談支援センター(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成十三年法律第三十一号)第三条第一項に規定する配偶者暴力相談支援センターをいう。)その他の関係機関との緊密な連携が図られるよう配慮しなければならない。

第二章 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第七条 厚生労働大臣は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な事項
- 二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の内容に関する事項
- 三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項

3 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第八条 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県に

おける困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な方針
- 二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施内容に関する事項
- 三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 厚生労働大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第三章 女性相談支援センターによる支援等

（女性相談支援センター）

第九条 都道府県は、女性相談支援センターを設置しなければならない。

2 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）は、女性相談支援センターを設置することができる。

3 女性相談支援センターは、困難な問題を抱える女性への支援に関し、主として次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 困難な問題を抱える女性に関する各般の問題について、困難な問題を抱える女性の立場に立って相談に応ずること又は第十一条第一項に規定する女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
- 二 困難な問題を抱える女性（困難な問題を抱える女性がその家族を同伴する場合にあっては、困難な問題を抱える女性及びその同伴する家族。次号から第五号まで及び第十二条第一項において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
- 三 困難な問題を抱える女性の心身の健康の回復を図るため、医学的又は心理学的な援助その他の必要な援助を行うこと。

四 困難な問題を抱える女性が自立して生活することを促進するため、就労の支援、住宅の確保、援護、児童の保育等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 困難な問題を抱える女性が居住して保護を受けることができる施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、その支援の対象となる者の抱えている問題及びその背景、心身の状況等を適切に把握した上で、その者の意向を踏まえながら、最適な支援を行うものとする。

5 女性相談支援センターに、所長その他所要の職員を置く。

6 女性相談支援センターには、第三項第二号の一時保護を行う施設を設けなければならない。

7 第三項第二号の一時保護は、緊急に保護することが必要と認められる場合その他厚生労働省令で定める場合に、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

8 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

9 第三項第二号の一時保護に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習に関する支援が行われるものとする。

10 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

11 前各項に定めるもののほか、女性相談支援センターに関し必要な事項は、政令で定める。

（女性相談支援センターの所長による報告等）

第十条 女性相談支援センターの所長は、困難な問題を抱える女性であって配偶者のないもの又はこれに準ずる事情にあるもの及びその者の監護すべき児童について、児童福祉法第六条の三第十八項に規定する妊産婦等生活援助事業の実施又は同法第二十三条第二項に規定する母子保護の実施が適当であると認めるときは、これらの者を当該妊産婦等生活援助事業の実施又は当該母子保護の実施に係る都道府県又は市町村の長に報告し、又は通知しなければならない。

（女性相談支援員）

第十一条 都道府県（女性相談支援センターを設置する指

定都市を含む。第二十条第一項（第四号から第六号までを除く。）並びに第二十二條第一項及び第二項第一号において同じ。）は、困難な問題を抱える女性について、その発見に努め、その立場に立って相談に応じ、及び専門的技術に基づいて必要な援助を行う職務に従事する職員（以下「女性相談支援員」という。）を置くものとする。

2 市町村（女性相談支援センターを設置する指定都市を除く。第二十条第二項及び第二十二條第二項第二号において同じ。）は、女性相談支援員を置くよう努めるものとする。

3 女性相談支援員の任用に当たっては、その職務を行うのに必要な能力及び専門的な知識経験を有する人材の登用に特に配慮しなければならない。

（女性自立支援施設）

第十二条 都道府県は、困難な問題を抱える女性を入所させて、その保護を行うとともに、その心身の健康の回復を図るための医学的又は心理学的な援助を行い、及びその自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うこと（以下「自立支援」という。）を目的とする施設（以下「女性自立支援施設」という。）を設置することができる。

2 都道府県は、女性自立支援施設における自立支援を、その対象となる者の意向を踏まえながら、自ら行い、又は市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行うことができる。

3 女性自立支援施設における自立支援に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習及び生活に関する支援が行われるものとする。

（民間の団体との協働による支援）

第十三条 都道府県は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、訪問、巡回、居場所の提供、インターネットの活用、関係機関への同行その他の厚生労働省令で定める方法により、その発見、相談その他の支援に関する業務を行うものとする。

2 市町村は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、前項の業務を行うことができる。

（民生委員等の協力）

第十四条 民生委員法（昭和三十二年法律第九十八号）に定める民生委員、児童福祉法に定める児童委員、人権擁護委員法（昭和三十四年法律第三十九号）に定める人権擁護委員、保護司法（昭和三十五年

法律第二百四号）に定める保護司及び更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）に定める更生保護事業を営む者は、この法律の施行に関し、女性相談支援センター及び女性相談支援員に協力するものとする。

（支援調整会議）

第十五条 地方公共団体は、単独で又は共同して、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うため、関係機関、第九条第七項又は第十二條第二項の規定による委託を受けた者、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体及び困難な問題を抱える女性への支援に従事する者その他の関係者（以下この条において「関係機関等」という。）により構成される会議（以下この条において「支援調整会議」という。）を組織するよう努めるものとする。

2 支援調整会議は、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うために必要な情報の交換を行うとともに、困難な問題を抱える女性への支援の内容に関する協議を行うものとする。

3 支援調整会議は、前項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

4 関係機関等は、前項の規定による求めがあった場合には、これに協力するよう努めるものとする。

5 次の各号に掲げる支援調整会議を構成する関係機関等の区分に従い、当該各号に定める者は、正当な理由がなく、支援調整会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

一 国又は地方公共団体の機関 当該機関の職員又は職員であった者

二 法人 当該法人の役員若しくは職員又はこれらの者であった者

三 前二号に掲げる者以外の者 支援調整会議を構成する者又は当該者であった者

6 前各項に定めるもののほか、支援調整会議の組織及び運営に関し必要な事項は、支援調整会議が定める。

第四章 雑則

（教育及び啓発）

第十六条 国及び地方公共団体は、この法律に基づく困難な問題を抱える女性への支援に関し国民の関心と理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、自己がかけがえのない個人であることについての意識の涵養に資する教育及び啓発を含め、女性が困難な問題を抱えた場合にこの法律に基づく支援を適切に受けることができるようにするための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進)

第十七条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に資するため、効果的な支援の方法、その心身の健康の回復を図るための方法等に関する調査研究の推進に努めるものとする。

(人材の確保等)

第十八条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に従事する者の適切な処遇の確保のための措置、研修の実施その他の措置を講ずることにより、困難な問題を抱える女性への支援に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図るよう努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第十九条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市町村の支弁)

第二十条 都道府県は、次に掲げる費用(女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、第一号から第三号までに掲げる費用に限る。)を支弁しなければならない。

一 女性相談支援センターに要する費用(次号に掲げる費用を除く。)

二 女性相談支援センターが行う第九条第三項第二号の一時保護(同条第七項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)

及びこれに伴い必要な事務に要する費用

三 都道府県が置く女性相談支援員に要する費用

四 都道府県が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用

五 都道府県が行う自立支援(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

六 第十三条第一項の規定により都道府県が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用

2 市町村は、市町村が置く女性相談支援員に要する費用を支弁しなければならない。

3 市町村は、第十三条第二項の規定により市町村が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用を支弁しなければならない。

(都道府県等の補助)

第二十一条 都道府県は、社会福祉法人が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用の四分の三以内を補助することができる。

2 都道府県又は市町村は、第十三条第一項又は第二項の規定に基づく業務を行うに当たって、法令及び予算の範

囲内において、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体の当該活動に要する費用(前条第一項第六号の委託及び同条第三項の委託に係る委託費の対象となる費用を除く。)の全部又は一部を補助することができる。

(国の負担及び補助)

第二十二条 国は、政令で定めるところにより、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第五号に掲げるもの(女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、同項第三号に掲げるものに限る。)

二 市町村が第二十条第二項の規定により支弁した費用

3 国は、予算の範囲内において、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち同項第六号に掲げるもの及び市町村が同条第三項の規定により支弁した費用並びに都道府県及び市町村が前条第二項の規定により補助した金額の全部又は一部を補助することができる。

第五章 罰則

第二十三条 第九条第八項又は第十五条第五項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

附則 略

川越市男女共同参画推進条例

平成十三年十二月二十一日条例第二十六号

日本国憲法には、個人の尊重と法の下での平等がうたわれており、これを踏まえ、本市は、女性に対する差別の解消と女性の地位向上等に向けた施策を展開し、男女共同参画の推進に取り組んできたが、性別による固定的な役割分担意識に根ざした社会における制度や慣行がいまだに残っていることは否定できない。

このような状況を解消し、性別を問わず、市民の誰もが自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画し、その個性と能力が十分に発揮できるようにするためには、男女が、社会の対等な構成員として互いにその人権を尊重し、責任を分かち合うことが重要である。

ここに、私たちは、男女共同参画を実現した社会を目指すことを決意し、その推進に係る基本理念を明らかにした上で、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することにより、豊かで活力ある川越を築くことに寄与するため、この条例を制定する。

(目的)

第一条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、本市の施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受し、かつ、共に責任を担い、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画することをいう。
- 二 事業者 市内に事務所若しくは事業所を有する法人その他の団体又は市内に事務所若しくは事業所を有する個人をいう。
- 三 セクシュアル・ハラスメント 市民生活のあらゆる場において他の者を不快にさせる性的な言動をいう。

(基本理念)

第三条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けることがないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

2 男女共同参画の推進に当たっては、性別による固定的な役割分担等を反映した、社会における制度又は慣行をなくすよう努めるとともに、これらの制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないように配慮されなければならない。

3 男女共同参画の推進は、男女が社会の対等な構成員として、市における施策及び事業者における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

4 男女共同参画の推進は、家庭生活における家庭の構成員の協力及び社会の支援の下に、子育て、介護その他の家庭生活における活動と就業、就学その他の社会生活における活動とが円滑に行われるように配慮されることを旨として、行われなければならない。

5 男女共同参画の推進は、妊娠、出産その他の性と生殖に関する事項について男女の相互の意思が尊重されること及び生涯にわたり男女が健康な生活を営むことについて配慮されることを旨として、行われなければならない。

6 男女共同参画の推進は、国際社会での取組を十分理解して行われなければならない。

(市の責務)

第四条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策を策定し、及び実施するものとする。

2 市は、男女共同参画を推進するに当たり、市民、事業者、国及び他の地方公共団体と連携して取り組むものとする。

(市民の責務)

第五条 市民は、基本理念にのっとり、男女共同参画について理解を深め、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するように努めなければならない。

(事業者の責務)

第六条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、男女共同参画の推進に努めるとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するように努めなければならない。

(基本方針)

第七条 市は、次に掲げる基本方針により男女共同参画を推進するものとする。

- 一 男女共同参画の推進に関する広報活動等を充実することにより、市民及び事業者の理解を深めると

ともに、学校教育をはじめとするあらゆる分野の教育において、男女共同参画を推進するための措置を講ずるように努めること。

二 配偶者等に対する暴力及びセクシュアル・ハラスメントの防止に努めるとともに、これらの被害を受けた者に対して必要な支援を行うように努めること。

三 公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担、配偶者等に対する暴力及びセクシュアル・ハラスメントを助長し、又は連想させる表現並びに過度の性的な表現を行うものに対し、これらの表現の自粛を求める等、必要な措置を講ずるように努めること。

四 あらゆる分野における活動の意思決定の過程において、男女間に参画する機会の格差が生じている場合には、市民及び事業者と協力し、積極的に当該格差を是正する措置が講ぜられるように努めること。

五 審議会等における委員を委嘱し、又は任命する場合にあっては、積極的に男女の均衡を図るように努めること。

六 家庭生活における責任を持つ男女が、共に家庭生活における活動及び当該活動以外の活動を両立することができるよう、必要な支援を行うように努めること。

七 男女が生涯を通して心身の健康を維持し、互いの性を理解し、尊重するとともに、対等な関係の下で、妊娠及び出産について決定することができるよう、教育及び啓発を行うように努めること。

八 市民及び事業者が行う男女共同参画に関する国際理解及び国際協力に係る活動に対して必要な支援を行うように努めること。

九 市民及び事業者が男女共同参画の推進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他必要な措置を講ずること。

(基本計画)

第八条 市長は、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）第十四条第三項に規定する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定する。

2 市長は、基本計画を策定し、又は変更するに当たっては、第十二条第一項に規定する審議会に諮問するものとする。

(市民相談)

第九条 市は、性別に基づく差別的取扱い等に関する市民の相談に応じ、必要な措置を講ずるものとする。

(年次報告書)

第十条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況等について、年次報告書を作成し、及び公表するものとする。

(施策の推進体制の整備)

第十一条 市は、男女共同参画に関する施策を推進するための体制を整備するものとする。

(川越市男女共同参画審議会)

第十二条 男女共同参画の推進に資するため、川越市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、次に掲げる事項を所掌する。

一 市長の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する重要事項について調査し、及び審議すること。

二 男女共同参画の推進に関する施策について、市長に意見を述べること。

3 審議会は、委員十六人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

一 学識経験者

二 市民の代表者

4 委員の任期は二年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任)

第十三条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

用語解説

行	用語	説明
あ	アウトティング	本人の了解なく、性的マイノリティであることを、複数の人や特定の人、本人が知られたいと思っていない人にさらすこと。
	アライ	味方、応援者の意。性的マイノリティに心を寄せ、理解して支えたいと思う人。(= ALLY)
	インポスター症候群	本来の能力や評価があるにもかかわらず、自分の実力を過小評価してしまう心理状態。特に女性に多いとされ、管理職登用などの場面で自信を持ちにくくなる要因として指摘されている。
	ウェルビーイング (well-being)	身体的・精神的・社会的に良い状態にあること。多様な個人がそれぞれ幸せや生きがいを感じるとともに、周りの環境が幸せや豊かさを感じられる良い状態にあることも含む包括的な概念。 国の第六次男女共同参画基本計画では「女性も男性も暮らしやすい多様な幸せ (well-being)」としている。
	M字カーブ	日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したときに、20歳代後半でピークに達し、出産・子育て期にあたる30歳代に低下、子育てが落ち着いた40歳代後半で再び上昇して、アルファベットのMのような形に描かれる曲線のこと。近年は育児と仕事の両立環境の改善により、M字カーブは解消しつつある。
	L字カーブ	日本の女性の正規雇用比率を年齢階級別にグラフ化したときに、20歳代後半をピークとして年代が上がるるとともに低下して、アルファベットのLのような形に描かれる曲線のこと。女性の30代、40代などは、非正規雇用が中心となる状況を表している。
	LGBTQ+	レズビアン (Lesbian=女性同性愛者)、ゲイ (Gay=男性同性愛者)、バイセクシュアル (Bisexual=両性愛者)、トランスジェンダー (Transgender=心と身体の性が一致しない人)、クエスチョニング (Questioning=自身の性のあり方がわからない・決めたくない人) の頭文字とその他の多様な性のあり方を表す「+」をつなげたもので、性的マイノリティを表す言葉の一つ。 ※35 ページ コラム④参照
	SDGs (持続可能な開発目標)	平成 27 (2015) 年 9 月に国連で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された平成 28 (2016) 年から令和 12 (2030) 年までの国際目標であり、17 ゴール・169 ターゲットからなる。ゴール 5 ではジェンダー平等の達成と全ての女性及び女性のエンパワーメントが掲げられている。(= Sustainable Development and Goals)
	エンパワーメント	力をつけること。また、自ら主体的に行動することによって状況を変えていこうとする考え方のこと。

行	用語	説明
あ	オールド・ボーイズ・ネットワーク	企業や組織の多数派である男性によってつくられてきた、明文化されていないルールや仕事の進め方などの古い価値観、慣習、人脈のこと。女性など多様な人材が意思決定に参加しにくくなり、組織の公平性や多様性を損なう要因となる。
か	カスタマーハラスメント（カスハラ）	顧客や取引先等からのクレーム・言動のうち、要求内容の妥当性に照らして、「要求を実現するための手段・態様が社会通念上不当なものであって、手段・態様により、労働者の就業環境が害されるもの」をいう。
	カミングアウト	外からは見えにくい自分の属性や状況を、誰かに打ち明けること。自分の性のあり方について打ちあけることの意味で用いられることが多い。
	ガラスの天井	昇進や昇格するのに十分な資質を備えている人が、性別や人種などを理由に、不当にキャリアアップを阻まれる状態を指す比喻。
	固定的性別役割分担	個人の能力ではなく、「男は仕事、女は家庭」等、性別を理由に役割を固定的に割り当てること。 ※31 ページ コラム②参照
	困難な問題を抱える女性	性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）をいう。
さ	ジェンダー	社会的・文化的に形成された性別のこと。生まれつきの生物学的性別（セックス/sex）ではなく、社会通念や慣習の中で作り上げられた「男性像」「女性像」をいう。
	ジェンダー・ギャップ指数（GGI）	世界経済フォーラムが、世界各国の社会進出における男女格差を示す指標を算定したもの。（＝ Gender Gap Index） ※41 ページ コラム⑥参照
	ジェンダー主流化	あらゆる施策において性別による固定的な役割分担、性差別、偏見等が社会的に作られたものであることを意識する視点を取り入れることにより、1つの施策が結果として男女間で格差をもたらしていないかを点検し、施策効果の向上を図るもの。1995年の第4回世界女性会議・北京宣言で明確化。
	ジェンダード・イノベーション	生物学的性（Sex）と社会的・文化的性（Gender）の違いに基づいた分析を研究、技術開発や政策立案などに取り入れることで、新しい発見や価値を生み出す革新（イノベーション）を起こす考え方。
	ジェンダー平等	性別にかかわらず、平等に責任や権利や機会を分かち合い、あらゆる物事を一緒に決めてゆくこと。（＝ 男女共同参画）
	性的マイノリティ（性的少数者）	生物学的性と性自認が一致しており、性的指向が異性に向けられている人が多数を占める一方、それ以外の性のあり方をしている人（同性が好きな人や自分の性別に違和感を持つ人等）をいう。

行	用語	説明
さ	セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）	相手の意に反した性的な性質の言動で、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布、衆目に触れる場所へのわいせつな写真の掲示等、さまざまな態様のものが含まれる。 特に雇用の場においては、性的な言動への対応によって、労働条件に不利益を受ける「対価型」と、職場環境が害される「環境型」がある。
	SOGIESC（ソジエスク）	性的指向（Sexual Orientation）＝好きになる性、性自認（Gender Identity）＝心の性、性表現（Gender Expression）＝自身の性の表現の仕方と身体的特徴（Sexual Characteristics）を合わせた言葉で、すべての人が性の多様性の当事者であることに焦点を当てようとするもの。 ※35 ページ コラム④参照
た	男女共同参画社会	「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」をいう。
	DE&I	多様性（Diversity）、公平性（Equity）、包摂性（Inclusion）の頭文字を合わせた言葉で、多様な背景を持つ人々が、公平に機会を与えられ、組織や社会の一員として参加・活躍できる環境づくりを目指す考え方。 ※48 ページ コラム⑦参照
	デートDV	若年層の交際相手間で起こる暴力や過度な行動監視のこと。 ※72 ページ コラム⑬参照
	ドメスティック・バイオレンス（DV）	配偶者や恋人等、親密な関係にある、またはあったパートナーからうける暴力をいう。 ※71 ページ コラム⑫参照
は	配偶者暴力相談支援センター	配偶者暴力防止法により、都道府県に義務（市町村に努力義務）付けられているDV被害者の保護を担う施設。センターでは次の業務を行う。(1)相談、(2)医学的又は心理学的な指導、(3)一時保護、(4)自立支援のための情報提供・援助、(5)保護命令制度に関する情報提供・援助、(6)保護施設に関する情報提供・援助。
	パワー・ハラスメント（パワハラ）	職務上の地位や人間関係等、職場内の優位性を背景に業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与えるまたは職場環境を悪化させる行為をいう。 過大な残業の強要や人間関係からの切り離し、言葉や態度による暴力的な行為等がこれにあたる。
	プレコンセプションケア	性別を問わず、適切な時期に、性や健康に関する正しい知識を持ち、妊娠・出産を含めたライフデザイン（将来設計）や将来の健康を考えて健康管理を行うという概念。 ※51 ページ コラム⑩参照

行	用語	説明
は	保護命令	配偶者や生活の本拠を共にする交際相手からの身体に対する暴力や生命等に対する脅迫を受けた被害者が、更なる被害により、その生命又は心身に重大な危害を受けるおそれ大きいときに、被害者からの申立てにより、裁判所が加害者に対して発する命令。保護命令には、(1)申立人への接近禁止命令、(2)申立人への電話等禁止命令、(3)申立人の子への接近禁止命令、(4)申立人の子への電話等禁止命令、(5)申立人の親族等への接近禁止命令、(6)退去等命令がある。
	ポジティブ・アクション	社会的・構造的な差別によって不利益を被っている人に対して、一定の範囲で特別の機会を提供すること等により、実質的な機会均等を実現することを目的として講じる措置のこと。性別を基準に一定の人数や比率を割り当てる「クォータ制」や指導的地位に就く女性等の数値に関して目標と期間の目安を示し達成を目指す「ゴール・アンド・タイム方式」などがある。 ※40 ページ コラム⑤参照
ま	マタニティ・ハラスメント（マタハラ）	上司・同僚からの言動により、妊娠・出産した「女性労働者」や育児休業を申出・取得した「男女労働者」等の就業環境を害する行為のこと。休暇等の取得を理由とした解雇や減給等の不当な扱いだけでなく、言葉や態度による嫌がらせも含む。
	メディア・リテラシー	新聞、テレビ、雑誌、インターネット等をメディアといい、このようなメディアからの情報を主体的に選択し、内容を読み解き、適切に発信する能力のこと。
ら	リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）	平成6（1994）年の国際人口・開発会議の「行動計画」及び平成7（1995）年の第4回世界女性会議の「北京宣言及び行動綱領」において、リプロダクティブ・ヘルス（性と生殖に関する健康）とは「人間の生殖システム、その機能と（活動）過程の全ての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す」とされている。また、リプロダクティブ・ライツ（性と生殖に関する権利）は、「全てのカップルと個人が自分たちのこどもの数、出産間隔、並びに出産する時を責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを獲得する権利」とされている。 ※51 ページ コラム⑨参照
わ	ワーク・ライフ・バランス	仕事と生活の調和のこと。一人ひとりが、やりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活等においても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。

第七次川越市男女共同参画基本計画

2026-2030

令和8年3月

発行 川越市

編集 川越市市民部男女共同参画課

〒350-8601

埼玉県川越市元町 1-3-1

TEL : 049-224-8811 (代表)

FAX : 049-224-6705 (共用)

